

博士学位申請論文

# 承認の境界

—アメリカ・ヘッドスタートの家族支援—

名古屋大学大学院人文学研究科  
博士候補研究員 加野 泉

## 目次

序章	1
1. 問題の所在	1
2. ヘッドスタートを検討する意義	4
3. 承認という視座	5
4. 本研究の枠組み	7
(1) 規範に目を向ける意義	7
(2) 承認と包摂	9
5. 先行研究	10
(1) 社会分析における承認論の援用	10
(2) ヘッドスタートの家族支援について	12
6. 本論文の課題と構成	14
第1章 法による承認に向けて	18
—「アメリカ人」と他者—	18
1. はじめに	18
2. 誰に居住を許可するのか	21
(1) 黒人の排除	21
(2) 先住民の排除	22
(3) アジア系移民の奨励と排斥	22
(4) 求められる「白人性」	24
(5) メキシコ移民の流入	25
(6) センサス「その他」人種区分の意味	26
3. 市民権の条件 —同化か分離か—	27
(1) 黒人の市民権	27
(2) インディアンの市民権	29
4. 公民権運動で得た「承認」	29
(1) 法的な平等	29
(2) 「承認」の達成に向けて	31
5. 小括	33

第2章 ヘッドスタートの理念 .....	35
1. はじめに .....	35
2. 20世紀におけるアメリカの貧困と家族 .....	35
3. ヘッドスタートは何を補償するのか .....	37
4. 家族支援の起源 .....	45
5. 政策評価という枠桔 .....	46
6. 小括 .....	48
第3章 子どもの就学準備とは何か .....	50
1. はじめに .....	50
2. 改革の背景 .....	50
3. 改革の概要 .....	52
4. 承認の条件としての「能力」 .....	54
(1) 諮問委員会答申における「社会的能力」 .....	55
(2) 実践と達成指標 .....	57
5. 政権交代による内容の変化 .....	61
6. 小括 .....	66
第4章 承認される文化の境界線 .....	69
—ヘッドスタートの多文化主義— .....	69
1. はじめに .....	69
2. 問題の背景 .....	72
3. ヘッドスタートの「多文化主義理念」 .....	73
(1) 文化をいかに定義するのか .....	73
(2) どのように多文化主義を実践するのか .....	76
(3) 「尊重」する範囲 .....	78
4. ヘッドスタート達成基準の文化的視座 .....	79
5. 文化よりも優先されるものは何か .....	83
6. 境界線を定める「発達上の利益」 .....	84
7. 小括 .....	85

第5章 家族の役割は何か	87
1. はじめに	87
2. 福祉改革とジェンダー	87
3. ヘッドスタートの家族支援	90
4. 家族への条件提示	93
5. 父親に特化したインヴォルヴメントの促進	97
(1) 政府主導の父親運動	97
(2) 実際のプログラム	98
(3) プログラム評価	102
(4) 先行プログラムを踏まえた方針の提示	103
6. 両親家族の強調	107
7. 小括	109
終章 ヘッドスタートにみる承認の境界	111
1. 承認の条件	111
2. 「発達上の利益」とは何か	114
3. 規範は誰の文化なのか	115
4. 承認の境界で	116
参考文献	118

## 序章

### 1. 問題の所在

先進国における子どもの貧困が拡大し、社会的に不利な状況下に置かれる人々の包摂の方法が模索されている。その中で、子育てにかかわる文化はどのような理屈で価値付けられ、秩序化されているのか。本研究は、アメリカ・ヘッドスタートの事例分析に基づき、子育てにおける文化と親役割の多様な在り方が、包摂を目的とする政策によっていかに整理され規範化されていくのかを考察する。

かつて、ヨーロッパの産業社会において、貧困から脱するには主流文化への同化が当然視されていた。貧しい人々は、その社会における正しい秩序や文化を持たないために困窮しているものであり、主流層の文化を教育することで、彼らを「明日の労働者」にすることが可能であると考えられていた。このような社会においては、「文化」にはヒエラルキーがあり、主流の文化に帰属することが社会に適応することであり、その他の文化を固持することは社会からの逸脱を意味した (Bauman 2011)。

アメリカにおいても、WASP (白人、アングロサクソン、英語話者、プロテスタント信仰) の生活文化が支配階級の文化であり、他の文化的背景を持つ人々が社会に適応するためには、「アメリカ主義」への改宗が前提条件であった (Alexander 1990:90)。ヘッドスタートが開始されたのは、公民権運動を経て、かつての同化主義に対して批判が高まり、アメリカ人の複数性・多元性への認識が広まりつつあった時期であるが、貧困層については、文化的に「欠陥がある」または「剥奪された」ため陥るという見方が当時の政策関連文書 (モイニハン・レポート) にも見られ、アメリカの主流文化からの「逸脱」は「病理」であり、支援によって改善すべきものと報告されていた (Moynihan, Rainwater, & Yancey 1967:6)。

しかし、新自由主義が台頭し、経済のグローバル化が進んだ現代においては、利便性や合理性が重視され、文化と個人のつながりは「個人的選択」の先にあると考えられるようになった。ジグムント・バウマンによれば、文化は、「今で

は、個々人のニーズを満たし、個々の問題を解決し、個人生活の課題や諸問題のとりくみだけに焦点をあわせて」おり、かつての社会の定常装置の役割を失ったという。バウマンは、このような現代の社会を「連続する社会生活のいずれの側面も液体のように、長期間その形を維持することはできない」と評し、「リキッド・モダニティ」と名付けた。

バウマンはこうした不安定さが「あらゆる生活の、とくに労働と雇用を基礎とする生活の、もっとも一般的な前提条件となって」おり「資産も負債へ、輝く称号も恥の象徴になりうる」し、「きょう、『シック(chic)』だと考えられている生活のスタイルが、あすは、嘲笑の的となることもある。」(Bauman2000:161, 162)と説明する。つまり、現代社会においては安定的な模範文化は存在しない。文化間の関係はかつてのように「垂直ではなく水平」となり、「いかなる文化も優越性や「先進性」を根拠にして、他の文化に従属や卑下や服従を求めることはできないし、その資格もない(Bauman 2011:36)」と言う。

アメリカにおける多文化社会の葛藤を振り返ると、このような変化が具体的にわかる。1960年代の公民権運動を通して、マイノリティ集団が一元的な国民意識に依拠しないアイデンティティを主張できるようになった上、1965年の移民法の改正により、アジアやラテンアメリカからの移民が急増し、人口構成の変化が続いていることを背景に、お互いの差異を承認する新たな「アメリカ人像」が共有されている(中條 2003:250)。多文化主義のもとで、いまや「差異」は人権の一部となったとも言われる。

しかし、「差異」への対応が変化し、安定的な身分を保証する確かな主流文化が可視化されなくなった現在においても、アメリカの貧困と人種・民族的背景は強いつながりを持っている(表1)。社会的に不利な状況下にある人々の包摂を促進する政策が、「差異」を扱う態度を、今改めて問う必要があるだろう。そこで、本研究は特に貧困層の子育て支援政策に着目したい。

子育ては個人の文化的差異が表出する場である。食習慣や子どもが泣いたときのあやし方などの一つ一つの動作や作業から、衛生や健康の考え方、感情の処理、コミュニケーションの方法など社会生活を送るための教育、そして、人生を通しての生き方の指南まで、親がそれまでに生きてきた環境における文化

表1 人種別貧困率(%)

	1966年	1993年		2016年
全人種(ALL RACES)	17.3	15.1	全人種(ALL RACES)	12.7%
白人(WHITE)	13.3	12.2	白人(WHITE ALONE)	11.0
白人・非ヒスパニック (WHITE, NOT HISPANIC)	N/A	9.9	白人・非ヒスパニック (WHITE ALONE, NOT HISPANIC)	8.8
			黒人または混血 (BLACK ALONE OR IN COMBINATION)	29.7
黒人(BLACK)	41.8	33.1	黒人(BLACK ALONE)	22.0
			アジア人または混血 (ASIAN ALONE OR IN COMBINATION)	10.1
アジア人と太平洋諸島人 (ASIAN AND PACIFIC ISLANDER)	N/A	15.3	アジア人(ASIAN ALONE)	11.1
ヒスパニック系・人種を問わない HISPANIC (ANY RACE)	N/A	30.6	ヒスパニック系・人種を問わない HISPANIC (ANY RACE)	19.4

U.S. Census Bureau (2016) Income and Poverty in the United States:2016 pp.44-49 より筆者作成

\*アメリカ先住民、アラスカ先住民は別統計で、2015年においては貧困率26.6%であった。

(U.S.Census Bureau 2016:FFF <https://www.census.gov/newsroom/facts-for-features/2016/cb16-ff22.html>)

的価値観が直接に影響し、子育ての在り方を多様なものになっている。ミクロな視点から見ると、家庭での子育ては長期にわたる文化伝達の主要な場であり、子どもの文化的アイデンティティ形成の大きな要素となる。マクロな視点から見ると、国家にとって、子育て期の家族はその国の次世代の労働や福祉を担う次世代を育てる場であり、国家による子育て支援は権力による統制 (Bernstein 1996、天童 2000:86) が機能する場でもある。政府が公式プログラムとして実施する子育て支援を分析することで、権力側が子育てにかかわる文化的差異をどのように価値づけし、教育において統制しているのかを解明することができる。特に貧困層への支援の事例は、将来的に自立して社会生活を送ることのできる人材を育てることを目標とした権力による子育てへの介入の詳細な検討を可能にする。政府の公式プログラムとして、貧困層の就学前教育と連携して子育て支援が実施されている国は少なく、アメリカをはじめとして、カナダ、オーストラリア等の国々に限られる。その中でも、アメリカのヘッドスタートは 1965 年の開始以来 50 年以上の歴史を持っており、差異に対する価値観の変遷を背景に、多様な民族の社会的包摂の在り方を模索し続けてきた唯一の政府によるプログラムである。近年は特に、先進諸国における「子どもの貧困」の拡大が問題化されており、ヘッドスタートは重要な政策モデルとなっている (Esping-Andersen 2009:147)。

そのため、本研究は、ヘッドスタートの家族支援の政策文書に提示される家族規範を整理し、その家族規範をもとに行われる支援の実践において、文化的

差異と親役割がどのように扱われているのかを検討し、アメリカの貧困層の家族支援における「文化」の価値基準を考察する。

## 2. ヘッドスタートを検討する意義

ヘッドスタートは、アメリカ連邦政府保健福祉省（United States Department of Health and Human Services ;HHS）が運営する福祉プログラムである。1965年の開始以来、一貫して「(貧困層の)子どもが学校に入学したときにクラスメートと肩を並べられるようにする」ことを目的とし、子どもだけでなく、親のプログラム参加も支援することを大きな特徴としてきた。親がプログラムに参加し、幼児教育の専門家と協働することにより、親自身への教育の場にもなるという考えが根底にあり、日常的な保育へのボランティア参加のみならず、イベントの企画やプログラムの運営にまで参加することが推奨されている。このように、ヘッドスタートは就学準備という未就学児を対象にした教育であるとともに、それを実現するために親を包含するという側面を持っており、プログラムによって、子と親が国家にとって「望ましい」状態に導かれることが企図されている。

こうした政策による「教育の制度化」は、物理的にも象徴的にも空間(国境)、文化(言語)、人びと(民族・階級・ジェンダー)の間を走るさまざまなく境界線>を引いていく(森 2013:261)。ヘッドスタートの文化については、人口動態の大きな変化を背景に1990年代初頭に「ヘッドスタート多文化主義理念」が発行され、教育として取り入れるべき文化とそうでないものの境界線が引かれた。その後、1990年代半ばの福祉改革と連動したヘッドスタートの質的改革によって、開始当初から母親のみを意味していたヘッドスタートの「親」が父親を含むよう変化し、ジェンダーの境界線が引き直された<sup>(1)</sup>。

貧困の世代間連鎖の解消に向けた主たる政策として、就学前の子どもに対する保育・教育が注目されている中、ヘッドスタートの支援の内容は広く紹介されており、教育方法とその子どもの発達上の効果については多くの研究報告があるが、家族支援に的を絞った研究は多くない。1990年代以降福祉改革によって、アメリカでは女性の福祉と労働に大きな変動が生じてきた。またその中で、アメリカは、政府主導で家族のあり方を明示する啓発活動“Responsible



Fatherhood” (1996 年～)、“Healthy Marriage” (2003 年～) を実施してきた。これらの政策が、ヘッドスタートの家族支援における親に対する教育の枠組みにかかわり、家族のあるべき姿をどのように描き直してきたのか。また、その家族像は多様な出自を持つ貧困層の人々の文化をどのように秩序付け、家庭内のジェンダー役割を規定しているのか。ヘッドスタートが示す家族支援における規程および教育プログラムにおける家族と子どもの到達点は、不利な状況にある人々がアメリカで「市民」として包摂されるためには、どのような能力を身につけ、どのような役割を負うべきなのかを示すものであり、アメリカ社会における子育ての最低条件であると解釈できる。

ヘッドスタートの政策文書およびそれに関連する文書の検討によって、政策実施者（権力）側が、社会的包摂に向けて、子育て期の家族がどのように機能し、どのような状態であるべき（規範）と想定しており、参加者の文化的差異についていかに対応（統制）するのかを読み解くことができる。

### 3. 承認という視座

アメリカの低所得者向けの政策プログラムでは、参加者が「適切な」役割を担うことが参加の条件とされており、その役割がプログラムの実施ガイドや参加者向けの手引きなどで具体的に明示される。つまり、ここでは、アメリカ人を育てる親として、社会で「承認」を得るために子の幼少期において親がどのように振る舞うべきなのか、政府の想定する条件が示され、その条件は中間層の一般的な社会規範を鑑みて作られていると考えられる。

「承認」という概念を多文化主義の議論の重要な鍵として提示したのはチャールズ・テイラーである。テイラーは、人々のアイデンティティは「一部には、他人による承認、あるいはその不在、さらにはしばしば誤った承認によって形作られるのであって、個人や集団は、もし彼らの周囲の人々や社会が、彼らについて境界を定めたり、品位を落としたり、あるいは卑しむべき像を投影するならば、彼らは実際に被害や歪みを被る」(Taylor1994:25) という。自由主義の国々において、社会で不利な状況に置かれる文化的マイノリティは、周囲の人々や、目に触れるメディア等の言説によって、不利な状況下に生きることの要因を文化的出自と結び付けられ、蔑まれることによって、同様の文化的価値

観を内面化してしまっており、その自己像が現実の生活や人生の選択に影響を及ぼしていると考えられている。文化的マイノリティの人々がこうした負の連鎖を乗り越えるためには、周囲を取り巻く人々や社会からの外的な「承認」が不可欠なものであるという認識が多文化主義の議論では共有されている(同上書:65-66)。

また、アクセル・ホネットは外的な承認を三つの次元「愛・ケア」、「法(権利)」、「連帯」に分類し、現代社会の紛争を解釈する包括的な枠組みを示した。ホネットは、この三つの承認形式が一緒になってはじめて、「人間主体が互いに肯定的な立場になっていくための社会的な条件をつくりだす」(Honneth2003/山本、直江訳 2014:225)と述べ、この三次元での承認を解釈することによって尊重欠如という個人的な経験が、集団の承認関係を拡大する要求を導く動機となる実践的過程を説明できると考える(同上書:216)。ただし、ホネットは、一方で承認のための秩序が生み出されていることを指摘し、その秩序が対等ではない承認関係にもとづいて構成されたものであると分かる形で説明することが、社会的コンフリクトを理解するために必要な手続きであると主張している(Fraser/Honneth 2003/加藤訳 2014:153)。

社会学において、ピエール・ブルデュー、バジル・バーンステインら再生産論者は、制度化された教育の非中立性を指摘し、権力者によって選別された知識が伝達される学校は、階層化された社会の経済的、文化的再生産の機能を負っていることを明らかにした。これを踏まえて、アップルは、学校教育カリキュラムにおいて支配的な地位を占めるある種の知識の恣意性を指摘した(Apple 1979、澤田 2009:61)。アップルは「学校は『正統な知識』すなわち、『われわれがみな持つべき』知識とみなされているものを保存し分配することによって、特定の集団の知識に文化的正当性を与えている」という(Apple1979:63-64)。こうした視点からアップルは、公式の学校教育カリキュラムにおいて文化的分配と経済的権力とがいかに密接に絡み合っているかを探査するために、制度の中で「伝達すべきもの」と選別される知識を「誰の知識なのか、誰が選別したのか、どうしてそのように組織され、教えられているのか、それはこの集団にだけ教えられているのか」といった問いによって考察する必要性を説いた(同上書:6-7)。

アメリカの多文化主義は、政策理念として明確に提示されてはいないが、教育においては、「多様な文化を尊重するという原則」を国の信条の中核と位置付け、「特定の文化を特権的なものとして位置付けず、アメリカに存在する複数の文化を相互に尊重すること」を目指す多文化教育のプログラムが実施されている (New York States Social Studies Review and Development Committee 1991:xi-xii、南川 2016:107)。ヘッドスタートの多文化主義もこれに準ずるものであり、異なる多様な文化はそれぞれ対等であり、相互尊重によってマイノリティの子どもたちが、自らの出自や文化的アイデンティティに誇りを持てるような教育と家族の支援を目指している (Office of Head Start 2010)。このような取り組みを承認論に位置付けると、ヘッドスタートは、アメリカ社会における連帯の承認の事例として考察可能である一方で、プログラム実施者と参加者の明らかな権力関係の下で、尊重するものとしめないものとの境界が示される場でもあり、対等ではない承認の関係に基づいて秩序が生み出される事例として考察できる。さらに、ヘッドスタートにおいて尊重される文化や規範をアップルの問い「誰の知識なのか、誰が選別したのか、どうしてそのように組織され、教えられているのか」を用いて分析することによって、学校教育制度の分析では明らかにできない、家庭内の親役割についての文化的な価値基準へと視座を開くことができる。

本研究は、アメリカにおける子育ての最低限条件を提示するヘッドスタートを、親として、子として、アメリカに生きるための「承認の境界」と解釈する。そして、ヘッドスタートの親に対する条件提示の中で、文化とジェンダーがどのような理屈で秩序づけられているのかを承認論の知見を踏まえて明らかにする。

#### 4. 本研究の枠組み

##### (1) 規範に目を向ける意義

政策と家族のかかわりを論じるにあたり、福祉レジームの考え方に触れておく必要がある。福祉レジームとは、福祉を提供する主要な単位の組み合わせを意味する。エスピン-アンデルセンは、“The Three Worlds of Welfare Capitalism (『福祉資本主義の三つの世界』)”において、福祉国家の階層化の状況や社会

権のあり方についての国際比較をし、自由主義、保守主義、社会民主主義の三つのレジームに分類した (Esping-Andersen1990)。この分類において、アメリカは脱商品化の度合いが低く、脱家族化の度合いの高い自由主義レジームに分類されている (西山 2015:95)。自由主義レジームの国は、市場の役割が重要視されており、女性は市場で保育サービスを購入することにより労働市場に参画することができる (同上書:96)。

この分類に基づいて、フェラリーニは ISSP (国際社会調査) 2002 データの二次分析によって OECD15 か国の家族政策のモデルと、個人のジェンダー役割に対する態度の関連について論じた。フェラリーニは、ケアにおいて市場の役割を重視する自由主義レジームの国々では伝統的なジェンダー役割規範への賛同率が最も高いこと、さらに福祉レジームとは関わりなく、スウェーデン以外の国では男性の稼得者規範が強いという分析結果から、政策立案はその社会に現存する規範やジェンダー役割のパターンを軽視できるわけではなく、その国で一般的な規範と相互に影響しあうものであると主張から、規範についての質的な分析の必要性を説いた (Ferrarini 2006)。

個人の選択肢が市場において豊富に準備される社会で伝統的なジェンダー規範が保持されるというフェラリーニの指摘を踏まえると、政策と個人のライフコースの関係性を考えるにあたっては、社会政策が前提とする規範を、母親の役割だけではなく、子どもの成長の到達基準をも含めて明らかにする必要があると考えられる。子どもの育ちと親の役割に関する規範を包括的に解明することによって、その社会において家族がどのように機能することが一般的であると権力側に認知されているのかを考察することが可能になるからである

規範を明らかにするにあたっては、家族研究においては、アメリカの 1970 年代後半から 80 年代が、「父親再発見の時代」と位置づけられている (宮坂 1999:41) ことを見過ごしてはならない。1990 年代には、政府がスポンサーとなった「ファザーズ・ネット」が設立されて、子育てにおける父親の役割や、父親像が社会的関心を得た (石井クンツ 2013:29)。さらに、福祉改革と連動した政策として、政府主導で家族のあり方を明示する啓発活動「責任を取る父親」(Responsible Fatherhood : 1996 年～)、「健全な結婚」(Healthy Marriage : 2003 年～) が実施されている。このような潮流を踏まえて、改めてアメリカにおける子育て役

割の規範を解明する必要がある。

## (2) 承認と包摂

ヘッドスタートにおいて政府が貧困層に示す最低条件を承認論に照らすと、それは、アメリカ社会で承認され、包摂されるための条件であると解釈できる。チャールズ・テイラーは、ヘッドスタートが対象とするような、異なる文化的背景を持つ人々の共生を目指す「多文化主義」を、アイデンティティの承認への近代的な関心の表れと位置づけ、個人の尊厳とアイデンティティを保障するには、普遍的な権利だけではなく、他者による「承認」が必要であると論じた (Taylor 1992、1994、田中編 2016:20, 396)。他者による「承認」について、アクセル・ホネットは、三つの解釈様式を提示し、現代社会のコンフリクトの動機を読み解くための枠組みとした (Honneth 2003/山本・直江訳 2014:1)。

ホネットの「承認論」は、「愛」、「法」「連帯」という三つの承認のあり方を提示し、いわば、「承認をめぐる闘争」が目指すべき理念上の達成点を提示している。ホネットは、「愛」による承認について、ウィニコットによる子どもの初期の成長過程の分析を援用して、母子の愛着形成を相互承認の基盤の例として挙げ、認知的な尊重ではなく、共通の気遣いが連続することに対する情動的な信頼によって担われる自立の肯定 (同上書:144、145) と説明する。

「法」による承認とは、法的な主体として、同じ法律にしたがい個体として自立していることで、道德規範について理性的に決定することができる人格として互いに承認しあう関係性をさす。ホネットは、道徳的に責任能力のある人格として行動することができるためには、個々人に自由の領域への侵害に対する法的な保護とともに、公的な意思形成過程に参加する法的な機会を保障することが必要であると説明した (同上書 148)。

「連帯」による承認とは、個体化された、(そして自律した) 主体のあいだで「対称的」な価値評価が行われる社会関係を前提とする。「対称的」とは、それぞれの主体が、集団によって等級づけられることなく、業績や能力の点で自分が社会にとって価値があるという経験をする機会をもつことをいい、対称的な自己評価とは、そのつど他者の能力と性質を共同の実践にとって意義あるもののように見える価値に照らして互いに自分を観察することである (同上書:174、

175)。このような関係を「連带的」と名付けることができるのは、他の人格の個体的な特殊性にたいする受動的な寛容だけでなく、能動的な関与も呼び起こすからである(同上書:174、175)。

ヘッドスタートをこれらの承認の様式に照らすと、公民権法によって法によって平等が定められたのちもなお不利な条件下にある人々がアメリカの社会で「連帯による承認」を得て自立していくことを促進する政策であると考えられる。ヘッドスタートが設定する子どもの成長と学習の評価の基準は、アメリカの学校生活で「連帯による承認」をされるために備えなければならないと想定されている能力の条件である。そして、家族支援は、親としてアメリカ社会において認められる「連帯による承認」の基準を提示している。ただし、こうした「承認」のための基準の提示が既存の支配関係の再生産になりかねないことを、ホネットは次のように指摘している。

社会的な承認は常に従順的なイデオロギーとして操作する。なぜなら、承認の同一の形式の継続的な繰り返しは、抑圧の方法を採用せずに、自発的な従属の形式の動機付けを与える自尊感情を作り出すことができる。

(Honneth 2007:326)

ホネットはこの事象について、称賛に応えるために従順な奴隷として奉仕し続ける「アングル・トム」や、教会や議会およびメディアの「よい母」の称揚によって、ジェンダー分業に効果的に対応する自己イメージに女性たちが陥れることを例として取り上げて説明した。

ホネットの承認とそのイデオロギー性の理論は、以下の先行研究に見るように、差異を認めて社会に受け入れるための条件提示による規範の生成、そして、新たな包摂の一方で排除を生み出す事象の一連の動態を分析することを可能にしている。

## 5. 先行研究

### (1) 社会分析における承認論の援用

承認による新たな規範の生成というホネットの理論を用いて、家族規範につ

いて分析したものとして、Yvette Taylor(2011)がある。Taylor は、イギリスの「市民パートナーシップ法 (The Civil Partnership Act:2005 年施行)」についての当事者のインタビューを通じ、同性愛者のパートナーシップに法的承認を与えることによって、他の法的権利、福祉サービスにおける「普通の家族」の条件が問い直され、レズビアンとゲイを含む新たな家族規範「愛情、ケアの相互責任、安定的な関係性」が提示されていることを指摘した。その規範の下で「理想化された異性愛者」像が見いだされ、メインストリームの理想に最も近い条件を満たす同性愛カップルが、魅力的で高い資産へのアクセスを可能にしていることを示した。こうした「同質化」は、異性愛者の基準に照らした「普通の家族である」ことを「同性愛者」に主張させ、またそうあるべきと信じさせていることを指摘し、包摂の一方で、関係性や存在についての固有の差異を消失させていることを明らかにした。

また、教育分野における承認に焦点をあてた研究として、Rapp & Ginsburg (2011)がある。Rapp & Ginsburg は、多様な人間の差異への日常的な対応によって、文化的情勢がどのように変容するのかという問題意識に基づき、アメリカ教育省発行の特殊教育サービスへのパスポート(IEPs)にかかわる子ども、家族、学校、周辺機関のインタビュー、および、地元の中学校の学習障害(LD)学生に対するニューヨーク大学のLD 大学生によるメンタープログラムにおけるインタビュー調査を実施した。それによると、IEPs は、「最も制限の少ない環境での自由かつ適切な公教育」へのアクセスに必要な法的資源を提供するが、権利授与のために硬直的な条件をクリアすることによって、一方では、該当者は二級市民というスティグマを付与されていることが指摘されている。また、中流層以上の親は、そのような条件下で子どもにスティグマを負わせず、適切な環境で教育を受ける道を模索し、代替的な選択肢を得ることができるが、経済的に豊かでない層はほかに選択肢を持たないため、結果的にはアフリカ系アメリカ人やヒスパニック系の有色人種の子どもたちが現在のニューヨークの平均値よりもはるかに多く LD とラベリングされており、白人中流層は公的な LD 支援の対象ではなくなりつつある現状を指摘した。Rapp & Ginsburg は、こうしたLD 認定のスティグマ性を乗り越え、肯定的な受け入れを強調するための取り組みとして、チャーチル、アインシュタイン、エジソンら高度な功績を残した著名人が子どものころに LD であったことを教え、LD である自分に自信を持たせ、子どもたちの成功のための意欲を育てる「ヒーロ

ーズアンドシーズ」という LD 学習の場に広がるカリキュラム戦略を提示した。

このように、権力側による包摂のための法整備や政策を承認論に照らして検討することによって、権力側が社会的に不利な状況下にある人々にどのような条件提示をしているのか、またその提示で改めて問い直される規範にもなっ  
て新たな排除や格差が生まれていることを具体的に指摘できる。ヘッドスタートの家族支援を検討することで、子どもがアメリカの学校生活で、そして親が子育てをする親として社会で「連帯による承認」をされるための条件を明らかにし、アメリカ社会が子育てをする家族に課す規範を解明することができる。

## (2) ヘッドスタートの家族支援について

これまでのヘッドスタート研究を概観すると、継続的に実施されている分野として、子どもの心理発達や保健分野および学習到達度について、プログラム参加群と非参加群を比較した効果と、政策の費用対効果の測定に分けられる<sup>(2)</sup>。これらの研究の主目的はプログラム効果の測定にあり規範を主題に論じたものは多くない。

ヘッドスタートの家族支援に関しては、質的改革が実施された 90 年代以降に研究が集中している。Washington & Bailey (1995) は、福祉改革の「福祉から就労へ」という方針の中で、ヘッドスタートの家族支援は「子どもの発達」を重視するか、「親のエンパワメント」を重視するかの岐路に立っていることを指摘した。また、フェミニズムの視点でヘッドスタートへの母親参加を論じた Ames & Ellsworth (1997) は、「貧困」であり「女性」であるという要素で蔑まれる経験ばかりを積み重ねてきた母親が、ヘッドスタートでのボランティア参加から始まり、教師、企画運営にまで昇格する中で、職員との協働、提案の尊重や決定の経験が繰り返され、自己信頼、自己尊重の感情を抱くことができるようになる過程を描いた。Ames & Ellsworth はこうした自己を肯定的に捉える力が、社会生活への適応には不可欠であるため、個人として尊重されて自信を身につける場が、女性のエンパワメント、ひいては貧困の構造的な変革のために必要なステップであることを論じた。

1998 年にヘッドスタートのプログラム評価の絶対的基準となる「ヘッドスタート達成基準 (Head Start Performance Standard)」が大きく改訂され、「ヘッドスタート改善法」が議会を通過すると、それ以降は、両親のプログラム別の参加率を測定し、プログラムの拡充を提案する目的のものが家族支援研究の多くを占めるようになった(たとえば



Fagan, Newash & Schloesser 2000 , Fantuzzo, Tighe, Mcwayne, Davis, & Childs 2002 , Duch2005 , Henrich & Gadaire 2008)。同時に、男性のプログラム参加の測定を目的とする研究も増加した。その中で、参加者の人種・民族的背景による差異を指摘したのものとして、Mcwayne, Campos & Owsianik(2008)、Mendez(2010)がある。McWayneらは、父親のプログラム参加について、スペイン語を第一言語とする参加者が、英語を母語とする参加者に比べて著しく低いことを指摘し(McWayne, Campos,& Owsianik2008)、Mendez は、会議やワークショップによって英語話者の教師と親との連携を図るスタイルの家族参加は、アフリカ系アメリカ人にとっては満足度が高いものの、第一言語が英語ではない家庭にとっては、参加しづらいものであることを明らかにし、言語支援の拡充を提案した(Mendez 2010)。また、児童家庭局の後援による、カンザス大、ネブラスカ大の研究者を中心とした The Early Head Start Father Studies Working Group と Mathematica 政策研究部が合同で実施した調査では、プログラム内容によって人種による参加率の差異があることが指摘されている。それによると、アメリカ先住民の父親はジェンダーの枠にとどまらず、運営委員会、方針の策定委員、家族参加イベント、親の社会化プログラム、日常の保育ボランティアと、内容を問わず総じて参加率が高いこと、アフリカ系アメリカ人の父親は、男性だけを対象とした会議やイベントへの参加を好むこと、ヒスパニック系の父親は、両親会議、言語と読み書きのトレーニングへの出席率が高く、母親と合同で討議することに抵抗を示さないこと、白人男性は家庭訪問型でのプログラム関与が多いことを明らかにした (Raikes, et al.2002)。さらに、Summersら (2006) は、父親インタビューによって、近年のヘッドスタートの父親プログラムによって貧困層における共通した「良い父親」像が形成されつつあることを指摘している。

これらの先行研究から、ヘッドスタートの家族支援を検討するには、文化的背景を考慮しつつ、親役割についてのジェンダー視点を導入することが不可欠であることが示唆される。

普遍的なシティズンシップの理念を批判するヤングは、支配的集団の集団外の人びとに対する差異への考慮が不十分であることによって、「中立的とされる基準からの逸脱が、抑圧された集団の構成員自身に自己否定の内面化をもたらす」ことを指摘している (Young 2011:165)。ヘッドスタートで見られる参加者

の文化的背景による偏りは、ヤングが批判するものと同じく、マジョリティへの同質化を強く志向することによって生じているものなのか。ヘッドスタートの示す多文化主義が、どのように差異を顧慮し、「中立的」な基準をいかなる理屈で定めるのかを明らかにする必要がある。

## 6. 本論文の課題と構成

子育ては個人の持つ文化的背景と密接な関係を持つものであると同時に、家庭での育ち方や文化の尊重のあり方は、個人の持つ文化への価値観に直結しており、教育における文化的配慮を考察する上での重要な論点となりうる。ヘッドスタートが、プログラムの実践において、どのように家庭での子育ての文化をとらえて、尊重しているかを検討することで、貧困層の家族支援における子育ての文化の価値基準を明らかにすることができる。

そのため、本研究はヘッドスタートの公刊資料を対象に、統合と文化的配慮という二つの志向性の中で、各家族が持つ子育ての文化がどのような理屈で尊重されているのかを検討する。これによって、家族の支援の実践の際に、尊重すべき文化と、文化よりも優先させるべき事柄がいかんして権力によって区別されていくのかを明らかにする。

本研究は、ヘッドスタートに提示される承認の条件を明らかにするため、以下の(1)から(4)を検討課題とする。

### **(1) ヘッドスタートは子どもがどのように成長することを到達目標としているのか**

ヘッドスタートの第一の目的は、貧困層の子どもが他の子どもと学校で肩を並べるようになることである。これはすなわち、子どもがアメリカの学校生活において承認されるということの意味する。それでは、子どもはヘッドスタートにおいてどのように育てば「他のアメリカ人の子どもと肩を並べられる」として承認されると政府は想定しているのか。ヘッドスタートにおける「就学準備の内容を検討し、就学前に子どもがどのような能力を身に付けることを期待されているのかを明らかにする。

## **(2) ヘッドスタートの親の役割は何であると提示されているのか**

ヘッドスタートの家族支援において、家族が子育てと家庭生活においてどのような役割を担えるようになることが目標として設定されているのか。ここでヘッドスタートが示す家族役割は、アメリカにおいて一般に共有されている親が担うべき役割が反映されていると考えられる。ヘッドスタートが行う支援、親への教育、ニーズ把握を検討し、子育てにおいて親が果たすべき役割がどのように規定されているのかを明らかにする。

## **(3) ヘッドスタートの家族支援の実践の中で、参加家族の持つ文化的背景はどのような理屈によって「尊重」されるもの、されないものに分けられるのか**

(1)、(2)の検討によって明らかにした子として、親として到達すべき基準を踏まえた上で、ヘッドスタートの目標とする家庭像と、親子の持つ文化的背景の相克に焦点をあてる。それぞれの家庭の持つ文化的背景とそれに伴う子育ての文化、信条は、ヘッドスタートの家族支援によってどのように秩序づけられていくのか。ヘッドスタートにおいて尊重される文化と尊重されない文化の境界を描くことにより、どのような理屈によって、多様な子育て文化が秩序化されていく過程を解明する。

## **(4) ヘッドスタートの親役割において、父親役割はいかに導入され提示されたのか。**

(1)(2)の親と子の到達目標および(3)の文化の承認は家庭内のジェンダー役割に影響を与えると推察できる。アメリカでは、1990年代の福祉改革以降、政府主導で家族のあり方を明示する啓発活動“Responsible Fatherhood”(1996年～)、“Healthy Marriage”(2003年～)が実施されている。政策がたびたび公式に提示した家族規範は、「ヘッドスタート」の家族支援における親に対する教育の枠組みに関わっているが、従来の研究では、家族支援の実践と関連づけた検討は充分に行われていなかった。本論文では、政策によって示される家族規範が、ヘッドスタートの支援の実践によって家族の日常の営みに実現される過程について検討し、承認される家族のジェンダー役割を明らかにする。

(1) から (4) の問いについて、本研究は主に 1993 年から 2016 年までの政府公刊資料を主な対象として分析し解明する。分析の対象の開始を 1993 年と設定するのは次の理由からである。アメリカは、1996 年にクリントン政権下で福祉改革を行い、アメリカの貧困家庭に対して大きな影響を与えた。特に子育て中の母親について、改革の前の福祉制度においては、「貧困な女性が就労せず家にとどまり、子どもを養育できるようにする。」という目的で 1935 年に開始された ADC (要扶養児童援助) が 1962 年に AFDC (Aid to Families with Dependent Children : 要扶養児童家庭扶助) に名称変更されたのち 1996 年まで継続されていた。しかし、1996 年の改革によって AFDC は廃止され、代わって TANF (Temporary Assistance for Needy Families: 貧困家族への一時扶助) が施行されることによって、貧困家庭への扶助の目的は、母親の就労を促進すること、両親家庭の維持を奨励することへと大きく書き換えられている。アメリカの現在の家族規範を明らかにするにあたって、福祉政策の示す家族像が大きく変わったクリントン政権下の資料から、どのように新しく家族規範が形成されていったのかを検討する必要がある。

なお、主な分析対象を政府公刊資料とするのは、規範を提示する主体と、参加者との対等ではない関係性を分析の前提とするためである。

本論文は以下の構成とする。

第 1 章「法による承認に向けて—「アメリカ人」と他者—」では、センサスの人種分類区分の変遷から、アメリカが差異をどのように扱ってきたのかを整理する。第 2 章「ヘッドスタートの理念」では、ヘッドスタートの計画時の理念を整理し、承認論に照らして検討する。第 3 章「子どもの就学準備とは何か」では、ヘッドスタートにおいて、就学前に子どもがどのように育つことを目標としているのか、またプログラムの評価の条件を明らかにする。第 4 章「承認される文化の境界線—ヘッドスタートの多文化主義—」では、ヘッドスタートにおいて、どのように文化が秩序づけられていくのかを明らかにする。第 5 章「家族の役割は何か」では、承認される子どもの条件が示され、文化が秩序づけられる中で、家庭内のジェンダー役割がどのように規定されていくのかを描き出す。終章では、本論文が明らかにした (1) から (4) の問いに対する答

えから、子育てにおける文化とジェンダー役割の多様な在り方が、包摂を目的とする政策によっていかに整理され規範化されていくかを考察する。

#### 註

- (1) Kuntz(1998)によると、ヘッドスタート開始当初、家族支援の重要性についてジョンソン大統領夫人は「男性を育成することは個人を育成すること、女性を育成することは家族を育成することになる」と述べ、ヘッドスタートの家族支援の現場では、長年「Parent」を意味する代名詞が「She」であり続け、開始当初から一つのジェンダーしか存在しなかったということがたびたび指摘されてきた (Kuntz 1998:18)
- (2) GAO (United States General Accounting Office) は、ヘッドスタート開始時から 1997 年までのヘッドスタート研究の概要を“HEAD START Research Provides Little Information on Impact of Current Program” GAO(1997) にまとめ、これまでの研究の方法論的問題から、有用な影響評価が得られないことを議会に訴えた。この報告は、後述するヘッドスタート改革後期の目的変更に影響を及ぼしたといわれる (Zigler & Styfco 2010:280)。また、学術研究としては 1994 年と 2004 年に “Early Childhood Research Quarterly” でヘッドスタート研究の特集が組まれている。

## 第1章 法による承認に向けて

### —「アメリカ人」と他者—

#### 1. はじめに

「アメリカ人、この新しい人間は何者でしょうか。ヨーロッパ人でもなければ、ヨーロッパ人の子孫でもありません。したがって、他のどの国にも見られない不思議な混血です。私はこんな家族を知っていますが、祖父はイングランド人で、その妻はオランダ人、その息子はフランス人の女性と結婚し、今いる四人の息子たちは今では四人とも国籍の違う妻を娶っています。偏見も生活様式も、昔のものはすべて放棄し、新しいものは、自分の受け入れてきた新しい生活様式、自分が従う新しい政府、自分の持っている新しい地位などから受け取ってゆく、そういう人がアメリカ人なのです。」

(クレヴクール『アメリカ農夫からの手紙』)<sup>(1)</sup>

アメリカにおける「人種の坩堝」論を代表する古典といわれるフランス人作家クレヴクールの『アメリカ農夫からの手紙』(1782年)では、生まれた土地での階級や身分の呪縛から解放され、新しい土地で人生を切り開く喜びとともに、アメリカにおける文化の多様性が端的に表現されている(遠藤 1999:25-27)。しかし、ここでは北西ヨーロッパ出身の白人のみが記され、先住民や、他の人種を含める記述はみられない。当時の「アメリカ人」として「アメリカ人」は、北西ヨーロッパ出身者のみを指していたことがわかる。

独立から 1882 年までのアメリカは、「自由移民の原則」を持ち、広く移民に門戸を開放していた一方で、「アメリカ人」としての条件を帰化法(1802年に廃止)と移民法によって明確に整えていた。1790年の帰化法においては、帰化の権利を与える対象を「合衆国の管轄下にあり、その領域内に2年以上居住した外国生まれの自由な白人」と限っていた。また、表2に見るように、同年に実施された最初のセンサスにおいて実施された「人種」の分類は、「自由白人」、「その他の自由な人々」、「奴隷」の3種類であった。「自由」とは、年季契約奉公人でなく、囚人でもない人々を意味する。これらのことから、18世紀のアメリカでは、「アメリカ人」は白人であるべきと考えられており、自由な身分であっても「白人」でなければならないという条件があったことがわかる。

本章では、センサスの「その他」区分について、調査の開始の 1790 年から、移民法の規制が緩和へと転換する 1960 年までの分類の変遷を、帰化法・移民法の規制内容と併せて見ることで、アメリカ政府が白人と他人種との「差異」をどのように捉えてきたのかを検討する。

表2 US センサスの人種区分

1790-1810	自由白人、その他の自由な人々、奴隷
1820-1840	自由白人、自由な有色人種、奴隷
1850	白人、黒人 (Black)、ムラトール (混血) * 「奴隷」は別項目に記載
1860	白人、黒人、ムラトール、インディアン、黒人奴隷、ムラトール奴隷、
1870-1880	白人、黒人、ムラトール、華系、インディアン
1890	白人、黒人、ムラトール、1/4 黒人、1/8 黒人、華系、日系、インディアン
1900	白人、黒人 (Negro or of Negro decent)、インディアン、華系、日系
1910	白人、黒人、混血、華系、日系、インディアン、その他
1920	白人、黒人、混血、インディアン、華系、日系、フィリピン人、韓国系、ヒンズー (宗教にかかわらずインド人を指す)
1930-1940	白人、黒人 (Negro)、インディアン、メキシコ系、華系、日系、ヒンズー
1950	白人、黒人 (Negro)、アメリカンインディアン、日系、華系、フィリピン系、その他 (選択した場合、人種を記入)
1960	白人、黒人 (Negro)、アリュート、エスキモー、アメリカンインディアン、華系、日系、フィリピン系、ハワイアン、太平洋諸島系
1970	白人、黒人 (Negro or Black)、アメリカンインディアン (部族を記入)、日系、華系、フィリピン系、ハワイアン、韓国系、中南米、メキシコ系プエルトリコ、キューバ系、その他スペイン系、その他 (人種を記入)
1980	白人、黒人 (Black or Negro)、日系、華系、フィリピン系、韓国系、ベトナム系、アメリカンインディアン (部族を記入)、インド系、ハワイアン、グアム、サモア、エスキモー、アリュート、メキシコ系、メキシコ系アメリカ人、チカーノ、プエルトリコ、キューバ、その他スペイン・ヒスパニック系、その他 (人種を記入)
1990	白人、黒人 (Black or Negro)、アメリカンインディアン、エスキモー、アリュート、華系、日系、フィリピン系、インド系、ハワイアン、サモア、韓国系、グアム、ベトナム、その他アジア太平洋系 (人種を記入)、その他 (人種を記入)、メキシコ系、チカーノ、プエルトリコ、キューバ人、その他スペイン・ヒスパニック系
2000-2010	白人、黒人 (Black, African Am., or Negro)、アメリカンインディアンまたはアラスカネイティブ (部族を記入)、インド系、ネイティブハワイアン、華系、グアムまたはチャモール、フィリピン系、日系、サモア系、韓国系、ベトナム、その他の太平洋諸島 (人種を記入)、その他のアジア人 (人種を記入)、メキシコ人、メキシコ系アメリカ人、チカーノ、プエルトリコ、キューバ系、その他ヒスパニック・ラティーノ・スペイン系、その他の人種 (人種を記入)

U. S. Census Bureau (2002) “Measuring America: The Decennial Censuses From 1790 to 2000.” および Pew Research Center (2015) “What Census Calls Us: A Historical Timeline” をもとに作成。



## 2. 誰に居住を許可するのか

### (1) 黒人の排除

センサスが開始された当初「その他」とされた区分は、1820 年には「有色人種 (Colored)」に書き換えられ、肌の色による区別がより明確化された。さらに、1850 年には、「ムラトー(混血)」の区分が設けられた。人種混淆を厳しくタブー視する当時のイギリス人の価値観から、18 世紀には北西部を含む多くの州で「異人種婚禁止法」が施行され、混血児は「一滴でもニグロの血が混じっていれば」黒人同様に排除の対象となっていた(西出 2005:48、山田 2006:20)<sup>(2)</sup>。

19 世紀前半に奴隷貿易が禁止されるまでに、1200 万人以上のアフリカ人が奴隷としてアメリカ大陸に導入されたといわれている。奴隷の多くは、砂糖などの国際貿易用の作物を生産するプランテーションおよび鉱山で労働し、生涯解放されずその子どもも奴隷とされた(中條 2003:123)。黒人の中には、主人の意思で解放されたり、自ら金銭を支払って解放された「自由黒人」の立場にある人々がおり、南北戦争前には全黒人人口の 10%以上になっていたが、19 世紀の半ばには北部の白人の間に人種の優劣を普遍的な真理とみなす白人至上主義が浸透しており、1857 年には最高裁判決(ドレッド・スコット判決)によって黒人の市民権が明確に否定された(真下 2005:79,83)。1865 年に奴隷制が廃止されたのち 1870 年のセンサスからは調査票の奴隷の記載枠が消え(U.S. Census Bureau 2002)、すべての黒人が自由な身分となった。1868 年には憲法修正第 14 条が発効し、憲法上では黒人の市民権が認められたが、白人優越体制は維持され、1896 年にはプレッシー対ファーガソン判決において「分離は差別ではない」との判決によって、南部では人種を分離する「ジムクロー」体制が 1960 年代まで続くこととなった。自由な身分を得た黒人が集まった北部においては、「ジムクロー法」は施行されなかったものの、ニューヨークやシカゴのような大都市では黒人移住者の拡大によって、ネイティブのアメリカ人やヨーロッパ系移民という低賃金労働者間に社会的緊張が生まれ、白人住民が黒人移住者を襲撃する暴動が頻発していた。1919 年夏にはシカゴで大規模な人種暴動が勃発し、これによって「居住区の人種隔離」が進み、1920 年代以降は、黒人と白人が同地区に混住することは見られなくなった(中野 2005:155)。

## (2) 先住民の排除

黒人に次いで、センサスの「その他」区分から独立したのは、1860年に区分が設けられたインディアンであった。1830年にアメリカ議会は、「インディアン強制移住法」を成立させ、「インディアンを白人の侵略から守り、文明化を促進する」という名目のもと、ミシシッピ以東に居住していた部族を現オクラホマ州に移住させた(白井 2003:90)。19世紀半ばには移住したチェロキー族の同化を目的とした寄宿学校が開設され、70年からの30年間には、同様のインディアン対象の「文明化」教育のための学校が連邦議会の主導で15州に25校開設されている。この「文明化」と呼ばれる教育は、白人家庭の家事手伝いなどの労働力確保を目的とした部族からの隔離教育であった(同上書:91)。1887年には、「インディアン一般土地割当法」(ドーズ法)によって、先住民社会の伝統であった土地の部族共有制が解体され、インディアンは個々の土地保有者、一市民として合衆国社会に同化することが求められ、それを受け入れたものだけに、市民権が与えられることとなった。ただし、受け入れたとしても白人に優位な土地の賃貸制度によって、割当地ですらも実質的にはインディアンから白人に奪われる形になっていた(同上書:93)。

1934年には、「インディアン再組織法に(Indian Reorganization Act)」によって、一時的に連邦政府によるインディアンへの歩み寄りが見られた。しかし、1953年には、「連邦管理終結(Termination)」政策により、インディアン再組織法の下で確立した部族政府の自治権が廃止され、部族社会とインディアン個人に対する連邦政府による援助と保護政策が終了した(同上書:95)。

## (3) アジア系移民の奨励と排斥

インディアンに次いで、新しく人種区分されたのは「華系(Chinese)」である。中国人は、1849年のカリフォルニアでのゴールドラッシュを契機に流入を開始し、世紀末までに延べ36万人が入国した。当初は、西部開拓に不可欠な労働力としてアメリカ社会に受け入れられていたが、チャイナタウンを形成し、広東での生活文化を保つコミュニティを形成していくうちに、雇用面で競合関係にあったアイルランド系労働者から排斥、差別運動が惹き起こされた。1854年には、カリフォルニア州法の「黒人、ムラト、インディアンが白人(の被告)に対して(法廷)証言することは許可されないという規定が中国人にも用いられるようになり(ホール判決)、1860年には、「モンゴリアン(中国人)、イ

ンディアン、黒人の公立学校からの隔離」がカリフォルニア州法で決定された。当時のアメリカの労働者階級が自由人か奴隷かという秩序境界をよりどころとしていたため、黒人奴隷のいない西部では、このような排斥によって中国人が黒人奴隷同様の役割を社会的に果たすことになった(貴堂 2005:126)。

奴隷制廃止後の公民権法の審議過程では、中国人移民は保護されるべき市民権の内容を定めるプロセスで重要な鍵となった。1868年には、「バーリングゲーム条約」の締結により、連邦政府は中国人移民奨励政策を採用することになり、憲法修正第14条によってカリフォルニアの差別立法がすべて廃止された(同上書:127)。1870年のセンサスにおける「華系(Chinese)」区分は、この時期の共和党政権の移民奨励政策を背景に登場した。貴堂(2005)によれば、1870年前後の共和党では、急進派の政治家がリーダーシップをとり、憲法修正や公民権法の成立を通じて社会的、人種的平等の実現を企図していた時期があり、それに伴い、労働運動においても、人種の壁を乗り越えようとする動きが顕著にみられたという。一方で、アメリカの労働運動は資本主義経済の不均等性や不完全性を奴隷制の一種として批判する特性を持ち、従属的な賃金奴隷を他者視していった。その中で、安価な賃金で従順に働く中国人は、資本側の手先として扱われ、次第に労組の共通の敵として目されるようになっていった。この時期の労組の排華運動は、白人労働者階級の人種差別主義とは趣旨が異なり、移民労働者(白人)と不自由労働者である契約労働者(中国人)との差異を強調するものであり、人種の壁を乗り越えた階級連帯の可能性を視野に入れたものであった点を特徴としている。この排華運動のもとで、不自由労働者、低賃金でアメリカ的生活水準を維持できない、主権者として共和主義を担うにふさわしくなくアメリカ社会に同化不能という、「他者」像が生み出された(貴堂 2005:128,129)。

1875年には、中国からの契約労働者の移住を禁止する法が、1882年には、中国人排斥法(Act to Prohibit the Coming of Chinese Persons into the United States)が制定され、その後10年間中国人労働者の入国が「留保」されることになり、1888年には、国外に出た中国人のアメリカへの帰国を禁止する法律が制定された(高佐 1998:51)

排華運動が激しくなると、農業労働者を必要としたハワイやカリフォルニアでは、代わりとなる果樹園労働者として日本人の移住を奨励するようになり、1890年のセンサスには「日本人(Japanese)」の区分が作られた。当初は日本人を排斥する動きは見られなかったが、1898年にハワイが併合され西海岸に多数の日本人が移住するようになる

と、日本人に対する反発が強まっていった。日本人の農業労働者は中国人に比べて経済的に余裕があり、いずれは独立して農場経営をするつもりの人も多くいたため、白人労働者の反発が高まり、サンフランシスコでは、1906年に反日本人運動が暴動にまで発展し、日本人生徒を白人と別の学校に入らせる規則が制定された。しかし、日露戦争後の日本市場を意識したアメリカは、一方的に日本人労働者を排除する法律を制定することはできず、1907年と1908年の日米紳士協定によって日本人生徒を分離する学校規則を廃止させる代わりに、アメリカに夫や父親が住んでいる日本人の妻や子どもを除き、アメリカに行く労働者に今後パスポートを認めないことを日本政府に約束させるにとどまった(同上書:52)。1917年移民法では、「アジア移民禁止区域」が設定され、中東から極東にいたるアジアほぼ全域が移民禁止の対象となったが、第一次大戦の動向への懸念から日米紳士協定が優先され日本は対象から外されていた(中野 2005:150)。しかし、大戦後に再び排日運動の波が高まると、それまで議会にとっては周辺的問題に過ぎなかった排日問題が連邦議会の議員選挙を前にカリフォルニア州において最重要課題となった(中村 2005:468)。1924年には、「帰化資格のない外国人の入国は認めない」という規定を含む移民法、いわゆる排日移民法が成立し、これによって、日本からの移民は太平洋戦争後の1952年まで全面的に禁止されることとなった。

アジア人排斥が進む1920年代に代わって安価な労働力として登場したのは、フィリピンからの移民である。1899年から1902年に米比戦争によって、アメリカがフィリピンを植民地化したのち、1920年頃からアメリカ本土への移民が本格化し、1930年ごろまでには、4万人余りのフィリピン人がアメリカに移住していた。しかし、1930年代には排斥運動が高まり、1934年にフィリピンを独立させることで、フィリピンからの移民は事実上打ち切られることとなった(河原崎 2008:3)。

#### (4) 求められる「白人性」

20世紀初頭のアメリカ社会は、外国人の安価な労働力を必要とする一方で、人種的差異を分別し、それによって「市民」としての資質を認める尺度を作ろうとしていた。その中で「白人性」を問われる境界にあったのが1920年に区分化されたヒンズー系(インド人)である。

1917年の移民法で定められた「アジア移民禁止区域」は、人種差別的な表現

を避け、「アジア」をあくまで地理上の概念として規定したが、この規定では、インドに住む英系白人の移住も禁じられることが上院で問題視されていた(中野 2005:150, 151)。中野(2005)によると、連邦裁判所では1909年から1920年の間に23件の帰化資格申請訴訟が申し立てられ、アルメニア、シリア、インド、フィリピン、日本と多岐にわたる出身国の移民がそれぞれ「白人性」を主張して争った。奴隷制が廃止された後、帰化法は、①「自由な白人」であるか②「アフリカ出身者およびその子孫」であることを市民権取得の人種的必要条件に掲げていた。このうち①の「白人」について、ヨーロッパ出身者を指すのか、身体的特徴として肌の色の白いものことなのか、人類学の分類におけるコーカサス種を意味しているのか、日常生活における西欧主流文化の実践が求められるのか、指標が不明確であったために、この時期の訴訟によって、「有色」の境界が「ヒンズー人種」を軸として構築されていた(同上書:152)。

この頃「白人」性の境界が単純に肌の色だけではなく、多面的な解釈によって揺れ動いた背景には、南東ヨーロッパ系の白人を排斥する意図が含まれていた。母語が英語ではない南東ヨーロッパ系移民は、北西ヨーロッパ系移民との習慣や信仰の違いから蔑まれ、同時代のアメリカの基準よりも格段に低い所得で労働し、都市部の老朽化した住宅街に家族・血縁を核として密集して生活していた。そのため、アメリカに同化しにくい移民と考えられ、排除のターゲットとなっていた(山田 2003:109)。南東ヨーロッパ移民を排除するため、1917年に入国の際に識字テストを課す移民法を成立させ、1921年に、1910年のセンサスをもとに出身国別に移民の割当数を決定する法律を制定した。しかし、この法律では望ましい効果が見られなかったため、1924年には、まだ南東ヨーロッパからの移民が少なかった1890年のセンサス結果を基準として、当時の外国生まれの人口を出身国別に分類し、国別に移民の割当を決定する法律を制定した。これによって、1921年には、9万8千人だったポーランド移民は1930年には9千人に、イタリア人は22万人から、2万2千人に減少した(高佐 1998:55)。

#### (5) メキシコ移民の流入

安価な労働力であった南東ヨーロッパ系移民が減少したことによって、新たな労働力として区分化されたのは、メキシコ系であった。メキシコ系移民は、

南西部の農家の労働力として求められたため識字テストが免除され、1921年、24年に制定された国別割当制限の例外とされた。1920年代の10年間には約50万人のメキシコ人が入国した（高佐1998:56）。メキシコ人は、1848年「グアダルルーペ・イダルゴ条約」が締結され、その領土の半分がアメリカ合衆国に併合された時から、人種的にはスペイン人の子孫として「白人」に数えられてきた。しかし、1920年代に多く入国したメキシコ人は、インディアンとの混血で肌の色が黒かったため白人とはみなされず、都市の最底辺の仕事や農村での重労働について。メキシコ人は、都市や農村部で集まって生活し、メキシコ芸術、美術、音楽、言語を保持してコミュニティを形成していく（庄司2003:144）。1930年のセンサスにおける「メキシコ系」区分は、このような背景のもとに登場した。区分化されたメキシコ系は、大恐慌後の1935年にニューディール政策による支援対象から外され60万人が「外国人」として強制送還された（同上書:144）。メキシコ系移民に対しては、法律を改正することなく、法の解釈によって不況時には追放したり規制を緩和したりすることで、アメリカは自由に労働力の調整を実施した。第二次大戦後の好況期には、労働契約を定めた「ブラセロ・プログラム」によってふたたび大量のメキシコ人を南西部での農業労働者として導入した。このプログラム実施中は、非合法入国者までも入国が黙認され、メキシコからの移民が急激に増加した。1950年代に入り、非合法移民は賃金水準を低下させ、アメリカ人労働者を排除するという批判が高まると、連邦政府は、1954年に「ウェットバック計画」によって、多くのメキシコ人を国外追放したが、南西部の「ブラセロ・プログラム」は1964年まで続いた。

#### （6）センサス「その他」人種区分の意味

1920年代までのセンサスの白人、黒人以外の人種区分を検討すると、当初「その他」であった区分から細分化されていった人種区分は、安価な労働力として、いったんは受け入れを奨励した移民を、定住者として承認するのか、排斥するのかを見極め、調整弁とするための区分であったことがわかる。「アメリカ人」は、安価な賃金で下働きをする他者を常に求めながら、肌の色や信条、言語、生活習慣の差異を理由に他者を蔑み管理し、他者が財や力を蓄える兆しが見えると、徹底して排斥の対象としてきた。

1960 年以降のセンサスでは、こうした人種区分の意味合いは大きく変化した。公民権運動の成果によって人権意識が高まり、黒人のみではなく、すべてのマイノリティへの対応が大きく転換されたからである。1965 年には移民法が改正され、出身国別割当制度やアジア人に対する移民制限が廃止されて、半球別割当制度が採用された。また、人道上の理由から、難民の入国が公式に認められるようになった。さらに、1978 年には半球別割当制度が廃止され、世界一律で年間 29 万人にビザが認められるようになった(高佐 1998)。

出身国や地域による制限なく、多様な人種の受け入れが当然視される中で、人種区分は排斥を検討するためのものではなくなった。公民権運動以降、人種区分はアメリカに居住する人々の多様性に配慮するためのものと変化し、選挙投票、アファーマティブアクション・雇用機会均等の政策根拠を提示するための人種別データの確認に使用されている。

### 3. 市民権の条件 —同化か分離か—

#### (1) 黒人の市民権

南北戦争以前のアメリカでは、連邦政府と州政府とに主権が分割されており、憲法上、統一的な国民の権利を保障する「市民権」は規定されていなかった。北部において、州市民としての地位を得ている解放された黒人も、南部では州市民権に由来する権利は保障されず、先にみたように 1857 年のドレッド・スコット判決では、最高裁判所によって明確に黒人の市民権が否定された。しかし、南北戦争で北部が勝利すると北部の共和党では、南部の州権理論や奴隷制擁護に対抗して南北戦争での勝利を維持するために、州市民権に優位するアメリカ合衆国市民権を確立し、それによってアメリカ市民の権利保障における連邦政府の優位を明らかにすることが目指されるようになった(高佐 1999:119)。1868 年には憲法修正第 14 条が成立し、市民権の決定について連邦政府の優位が定められた。

憲法修正第 14 条は、第 1 項でアメリカで生まれた者と帰化した者の市民権を定め、これによって初めて黒人の市民権が認められた。一方、同じくアメリカで生まれたインディアンは、その居留地で独自の自治権を持つとみなされた上に、「文明化していない」という理由により、1924 年まで市民権が認められることはなかった。

ただし、法律上の黒人の市民権が認められても、この時点では、黒人が市民として

社会に適応していくための支援は何も行われず、解放奴隷が自己の耕作地を取得するための措置も講じられなかった(高佐 2003:153)。土地を与えられなかった解放黒人は、白人プランターと結んだ不利な小作契約と収穫を担保にした掛売り制度によって、借金を負い貧困からの脱出が不可能になった(山田 2006:38)。政治参加に必要な教育も経済力も与えられないまま、1869年の憲法修正15条によって黒人の選挙権が認められたが、各州は選挙権の行使に必要な資格要件を任意に定めることができたため、南部諸州は投票税と英語の読み書きテストを課して、事実上黒人の政治参加を認めないようにした。1896年には、プレッシー対ファーガソン裁判による「分離すれども平等」の法理が人種隔離制度の憲法上の根拠を与え、白人優越、人種隔離の「ジムクロー体制」として維持されることとなった(貴堂 2005:114)。

山田(2006)によると、憲法修正第14条は、法の下での平等を定めていたが、一方でその制定後も「白人優越」を誇示するために異人種婚禁止体制が拡充され、1883年には連邦政府最高裁において異人種混交禁止法が合憲であることが確認された。禁止法を定めていない北部や中西部の州でも異人種婚をタブー視する慣行が根強く、恋愛や交際も実質的に禁じられていた。異人種混交禁止の背後には、優生学的思想による人種の序列化のほか、解放された黒人と貧しい白人とが連帯して裕福な白人に脅威を与えることになるのではないかという恐怖心があったという(山田 2006:44、49)。こうした恐怖心から「純粋な白人の血」が強調されることにより、新移民と呼ばれ排斥の対象であった南東ヨーロッパ移民は、徐々に「白人化」されていき、1920年代の後半には、鉄鋼や食肉加工等の大量生産作業で半熟練職種への昇進を果たした。対照的に、黒人は一貫して不定期的な雇用を前提とする不熟練労働に従事し、恣意的な解雇に晒され、白人に対する黒人の経済的な劣位が固定的なものとなった(中野 2005:162)。学校教育についても、白人対象の学校と黒人対象の学校には予算に大きな差がつけられ<sup>(3)</sup>、結果的に黒人の小学校の設備や教員は質が低いまま維持され、黒人の子どもたちは高等教育を受ける機会をほぼ失うこととなった(バーダマン/水谷訳 2007:22)。1964年の新公民権法が制定されるまで、黒人は、市民権を与えられながらも、分離政策によって白人と同じ機会を保障されない状況下で生きることを強いられてきた。



## (2) インディアンの市民権

インディアンについては、第一次大戦での貢献の評価から 1924 年によく市民権が認められることとなったが、これは部族と連邦政府の「信託関係」を根拠としていたもので、連邦政府が裁量権を持ち、政府が一方的に財産を没収し、宗教や言語の自由を制限して親から子へのインディアン文化の伝達を禁じるなどの差別的な「権利」であった。このような同化政策に対して、抗議運動が高まったことから、1934 年には、インディアンの経済的向上を図り、裁判上の権利を強化することを目的とした「インディアン再組織法 (Indian Reorganization Act)」が制定された。この法律についてローズヴェルト大統領はインディアンの自治を高める意図を持つことを説明したが、過去の強制移住や隔離教育によって部族内部の組織が弱体化していたインディアンにとっては意味がなく、同化政策の基礎を築くにあたって連邦政府の代わりに州政府が介入することになっただけであったと指摘されている (高佐 2003:169, 170)。

1953 年から実施された「連邦管理終結 (Termination)」は、「他のアメリカ合衆国市民に適用されているものと同じ法律を適用し、同じ権利と義務を認める (下院決議 108)」という趣旨で説明された。しかし、実質的には連邦政府の負担軽減を主な目的に、部族政府を廃止し、土地や資源を奪うことが意図されており、立法措置による同化政策にほかならなかった (同上書:171)。政策の成立後は、個々のインディアンが都市へと移住する政策が強化されたが、都市生活適応のための援助プログラムが打ち切られ、都市におけるインディアンの失業者、ホームレスを生み出すこととなった (白井 2003 : 95)。

市民権を与えられながらも、黒人は分離政策によって実質上の経済力と教育の機会を奪われ、インディアンは同化政策によって文化伝達の権利も奪われた上、生活するための経済力を身に付ける機会も与えられず、長年にわたって二流市民として厳しい差別に晒されることとなった。このように、「アメリカ市民」は、憲法で平等と定められながらも、肌の色による階層秩序を含んでいた。

## 4. 公民権運動で得た「承認」

### (1) 法的な平等

半世紀にもわたる「分離すれども平等」という体制に一石を投じたのは、公

教育にかかわる裁判であった。1948年のシプエル訴訟において、最高裁が黒人用の施設があればどのようなものであれ平等の保障と見なすという見解を提示したことに対して、NAACP（全米黒人地位向上協会）の法律顧問サーグッド・マーシャルは、公教育における隔離は奴隷制の伝統を永続化する意図のもとに、人種と皮膚の色に基づくカーストシステムを維持する機能を果たしており「分離された平等はあり得ない」と指摘し、NAACPは、その後の訴訟を通して、平等判定の基準を定めることを求め続けた（中村 2005:224）。1950年には、教育機関の名声と教授陣の評判が争点とされた「スウェット判決」、異人種の学生同士の知的交流が争点とされた「マクローリン判決」において NAACP が勝訴し、予算や施設設備だけではなく、教育の質的な面にも争点を広げる礎を築いた（同上書:224）。

1954年には、公立学校における児童の人種分離政策に対して「分離はすれども平等」という原則には根拠がないと結論する「ブラウン判決」が下され、「人種分離政策に基づく教育施設は根本的に不平等である」と明言された（バーダマン／水谷訳 2007:30）。翌1955年に最高裁は、各地の教育委員会に連邦政府地方裁判所の監督のもと、人種差別的でない方法で子どもを学校に割り振るプランを策定するように命じた（中村 2005 : 228）<sup>(4)</sup>。

このような司法上の決定の背景には、北部都市の黒人有権者の増加が政治的な重要な要素となりつつあったことが指摘されている。大統領選挙では大都市におけるわずかな票差が全体の勝敗を決することが多いため、民主党大統領は、1948年のトルーマン以後、人種隔離を否定する立場をとっていた（上杉 2003 : 133）。

1955年、アラバマ州モントゴメリーでバスに乗車した黒人女性の人種隔離条例違反による逮捕に抗する黒人によるバス・ボイコット運動によって公民権運動が興った。この運動の全国的指導者となったマルティン・ルーサー・キング牧師は、非暴力的直接行動によって黒人を「アメリカ市民として受け入れさせる運動」を提唱した。1960年の「シット・イン（座り込み）」運動を経て、南部キリスト教指導者会議と学生非暴力調整委員会が組織されたことで運動は南部全域まで浸透し、南部の黒人は黒人排除施設への立ち入りを直接的大衆行動に訴えるとともに、選挙権登録運動に取り組んだ（上杉 2003 : 134）。

黒人の非暴力的運動を南部の白人支配層は残虐な暴力で弾圧し、その様子がテレビで報道されることによって、公民権運動は広く国民の支持を得ることになった。また、黒人を中心としたこれらの運動は他のマイノリティにも力を与えた。1961年にはターミネーションを厳しく批判し、先住諸部族への土地の返還、保留地の所有権と境界線の画定、税制の改革、自治の権利などを要求する「インディアンの目的宣言」が発表された。1968年に結成されたAIM(アメリカン・インディアン・ムーブメント)は、各部族間の垣根を越えて集団的自己認識を共有する「レッド・パワー」を世間に訴えた(白井 2003:96)。こうした運動の高まりによって、1963年にケネディ大統領が人種隔離体制を廃止する公民権法を提案し、1964年、リンドン・ジョンソン政権下で公民権法が成立した。

1964年公民権法は、連邦政府と個々の人間に人種差別および性差別と正面から闘うための法的権限を与えた。それまで黒人の政治参加を阻んでいた有権者登録に伴う不平等な条件を廃止し、公共施設における差別の禁止と人種隔離の廃止の実行、差別を行った事業への連邦資金援助の留保、従業員25人を超える事業書における雇用差別の禁止などが定められた(米国大使館 2010:56)。1965年には、投票法の成立によって、州・地方政府の少数有権者に対する威嚇行為が禁じられ、黒人の政治参加への門戸が大きく開かれた(同上書:61)。

こうして、公民権運動は黒人のみならず、他のマイノリティも含めたアメリカの国民が、性別、人種、肌の色、出身国によって差別されることなく平等に行使する権利を獲得した。では、アメリカの黒人、およびマイノリティは公民権法の成立によって、アメリカ社会における「法による承認」を達成したといえるのだろうか。

## (2)「承認」の達成に向けて

法の下での平等の実現に向けての前進は、一方で一部の白人による有色人種に対する差別意識を強化し、数々の公民権運動の協力者に対する暴力事件や暴動を引き起こす引き金にもなった(バーダマン/水谷訳 2007:198)。公民権運動の結果、獲得された諸立法は、被差別の状態にあった非白人の権利を著しく向上させるものであったが、この実現が差別と貧困とを一掃するものではないことを明白にし、新たな戦略として、これまでのものとは次元を異にした社会政策

が求められていた（黒崎 1989:46）。

公民権運動によってマイノリティが勝ち得た法の下での平等は、ホネットのいう「同じ法律に従い、理性的に決定できる人格として互いに承認しあう関係性」という「法による承認」を約束するものではなかった。立法上の平等が、逆に差別意識を強化し、人々の連帯を阻むという現実を乗り越えるために打ち出されたのは、貧困者に地域や学校で役割や居場所を得られる能力をつけるための支援という、自助による連帯を促進するプログラムであった。

1964年1月、ジョンソン大統領は就任後初の一般教書演説で「貧困との戦い」を提唱し、同年8月には経済機会法を制定し、経済機会局（OEO）を立ち上げ、雇用に向けて教育および訓練を提供する職業有限会社と貧しい人々を自ら貧困と戦うように動員する地域活動プログラム（CAP：Community Action Program）等の政策を具体化した。CAPは、貧しい人々を組織化し、雇用への足掛かりを作ることを目的としたプログラムであり、ヘッドスタートは、当初CAPの一部として開始された（Zigler & Muenchow 1992:2-3）。

ジョンソン大統領は、ヘッドスタートの開始にあたり、1965年6月にアフリカ系アメリカ人の名門大学といわれるハーワード大学の卒業式で「立法上の勝利と演説があっても、黒人の前には壁が立ちはだかり、越えがたい溝が広がっている」とし、それを乗り越えるために、「機会の門戸を開くだけでは不十分である。すべての市民が、その門をくぐる能力を持たなければならない。（中略）我々は、単なる法的な平等ではなく、人間としての能力を求める。権利や理論上の単なる平等ではなく、事実上の平等と結果としての平等を求める」と宣言し、ヘッドスタートの意義を説明した。

「貧困との戦い」の政策では、アメリカ社会の貧困は人々が機会を利用する能力に欠いていることに起因するという考えを基礎に、個人の能力を向上させる教育によって当時のアメリカ社会に適応させることが可能であると考えられていた。この中で、ヘッドスタートは、子どもたちが将来アメリカ社会で自立するために必要な能力を育成するとともに、その教育を支える親たちの自助を促進するプログラムとして開始された。機会の偏在や提供の方法の改善に着目するのではなく、機会に合わせていく個人の能力育成と自助を重視する政策は、政府によるアメリカ社会での承認のための条件提示といえよう。

立法だけでは達成できない承認を、政府は地域活動による連帯によって獲得させようと、CAP を立ち上げ、当初はその一環として計画されたヘッドスタートによって、子どもが学校入学時において「友達と肩を並べられる」ことで、親は地域において協働することで「連帯による承認」を得ることが期待された。

## 5. 小括

本章では、ヘッドスタートの誕生に至るまでのアメリカの歴史の中で、「アメリカ人」に対する差異がどのように扱われてきたのかを検討するため、1790 年センサスの「その他」区分の 1960 年までの表記の変遷と、その背景事情について二次資料をもとに整理した。本章の検討によって、アメリカはセンサスの「その他」区分の「他者」たちを、経済活動の必要に応じて受け入れたり排除したりするための管理のために分類していったことを確認した。

さらに、公民権運動で実現された立法上の平等だけでは、達成できないアメリカ社会における「承認」に向けて、まずは地域活動における「連帯による承認」を得ることが企図され、ヘッドスタートを含む地域活動プログラムが開始されるに至ったことを指摘した。

## 註

- (1) 秋山健ほか訳 (1982) 「アメリカ農夫の手紙: 手紙三アメリカ人は何者か?」『アメリカ古典文庫 2 クレヴクール』p. 75 より引用。
- (2) 異人種婚禁止法は 1662 年にヴァージニア植民地議会において、父親の身分や人種にかかわらず、奴隷女性が生む子はすべて奴隷と定められたものが最初である。1705 年には、ニグロ・、ムラトー、インディアンを官職保有不能と規定して差別化をはかった際、ムラトーを「ニグロの子ども、孫、ひ孫」と定めて黒人の血が曾祖父母の代に一人混じれば差別対象になることを明示した (山田 2006 : 14-16)。南北戦争終結時には、全米 36 州中、25 州が異人種婚禁止州法を定めていた (同上書 : 22)。
- (3) たとえば、サウスカロライナ州の例では、1949-50 学年度における白人性と一人当たりの支出額 179 ドルに対して、黒人生徒一人当たりの支出額は 43 ドルであり、遠距離通学用のバスが白人用 30 台に対して黒人用は 0

であった(バーダマン/水谷訳 2007 : 24)。

- (4) しかし、南部では裁判所命令による人種隔離廃止に対しての抵抗が広がり、1964年の公民権法で立法府と行政府が積極的介入するまで、人種隔離廃止のペースは遅々たるものであった(中野 2005 : 228)。

## 第2章 ヘッドスタートの理念

### 1. はじめに

前章で挙げたジョンソン大統領のハーワード大学での演説内容から、1964年のヘッドスタートの計画時には、貧困層は法による承認だけでは不利な状況を克服できないという認識のもと、彼らにとって足りない何かを支援するためにヘッドスタートは構想されたのだとわかる。では、ヘッドスタート計画時において、貧困家族には何が足りないと想定され、それをどのような支援によって克服できると考えられたのか。本章では、1960年代に貧困がどのように定義されたのかを確認したのち、ヘッドスタートの計画委員であったエドワード・ジグララーの回顧録と計画委員会の提言をもとに、計画時に貧困家族の何を支援することが必要であると討議されたのかを整理し、当時の他の補償教育についての報告書と比較することで、ヘッドスタート計画の独自性を明らかにする。

### 2. 20世紀におけるアメリカの貧困と家族

貧困は、公民権運動の高まりとともに連邦政府レベルで「再発見」され、貧困の撲滅を目指すことがアメリカの社会で共有される目標となった(Wilson = 青木監訳 1999:279)。連邦政府は1959年に貧困についての公的な人口統計を開始し、1964年には、「貧困との戦い」を統括する経済機会局(OEO)が、経済学者モリー・オーシャンスキーによって開発された貧困指標(Poverty threshold/line)を公式な貧困測定の指標として採用した(Fisher 1992:3)。

オーシャンスキーの指標は、農業省が1955年の世帯別食糧調査のデータから導き出し、1961年に導入した経済的食糧計画から試算されたものである。農務省が定める一般的な世帯の最低限の食費を計算し、この水準を下回る所得の世帯が「貧困」とみなされる。1969年に、貧困線上下25%の数値を提示するなどの改訂が加えられて以来、現在も実質価値においてはほとんど修正されず使用されている。ヘッドスタートをはじめとする多数の公的扶助プログラムの受給資格は、保健福祉省(U.S. Department of Health and Human Services: DHHS)によって毎年公表される公式貧困線を簡素化

したものを基準に判断されている(稲葉 2012:91)。

「貧困との戦い」が議会で承認された当時、貧困の議論の中心には黒人の家族の問題が据えられていた。戦後のアメリカでは、ソ連との冷戦を背景に異性愛の性別分業家族を重視する規範が広まっており、対外広報活動によって、「すべての国民が豊かになり、女性は主婦として満足し、人種・経済階層・性別にまつわる問題はアメリカには存在しない」こと、「他国よりも平等で、相互協力的な夫婦関係」のアメリカ家庭像が国際的にも喧伝されていた(土屋 2010: 283-287)。中流階級の世帯収入を前提とするこうした家庭像を「アメリカ的」として世界に発信する中で、次第に、都市部の黒人の家族の在り方が、問題視されるようになった。当時労働次官補であったダニエル・パトリック・モイニハンによる報告書「ニグロの家族(The Negro Family: The Case for National Action 通称:モイニハン・レポート)」は、黒人が多く住む地域の環境が近年悪化していること、生活水準、所得、教育達成において彼らと白人との差がますます広がっていることなどを問題として取り上げ、その改善策として、特に、家族の安定性の促進を強調した。モイニハンは彼らの問題を分析する中で、生活の不安定さと精神的な弱さが、無職であることや貧困の連鎖を導いており、その根源には奴隷制度による心理的社会的損害があると説明した。さらに、黒人男性が低収入であるがゆえに、強い夫、強い父親になれず、家庭を崩壊に導いていると解釈していた。モイニハン・レポートは、このような中で母子世帯が増え、多くの子どもたちが父親のいない家庭で育つことにより、男性のリーダーシップを前提とする主流社会への適応が困難になり、子どもが将来に安定した生活を見ることができないと主張しており、家庭における父親役割の重要性を訴える内容であった(Moynihan, Rainwater & Yancey 1967:6,7)。

このレポートは、黒人の生活、労働、教育における条件の改善を訴えるために、彼らを困難に貶めている要因を解明する目的で書かれたものであった。当初は政府部内の少数のメンバーに配布されていたものであったが、1965年夏にロサンゼルス市で黒人による暴動が起こると、同時期に出版されたモイニハン・レポートが、それを解釈するためのものとして一般に広く知られることとなり、次第に文化剥奪論の代表的文献として激しい批判にさらされることとなった。

文化剥奪論とは、貧困層の文化は中流層に比して劣ったものである、または、文化というのは中流層以上のものであり、貧困層は文化を持たない、という考え方である。1962年に、フランク・リースマンが貧困地区の子どもたちの強靭さを描く主旨で著した



本が『文化的に剥奪された子ども』(のちに改題)という題名で出版され、この題名がで広く知られていく中で、本来の意図に反して、人種と社会階層を混同した「文化剥奪」という考え方が広まった(Zigler & Styfco 2010:32)。

このような社会背景のもとで開始されたヘッドスタートは、文化剥奪論に基づき、「黒人や少数民族に白人ミドルクラス文化を教育する」ことを意図したと説明されることがある(江淵 1982:151、黒崎 1989:32)が、初期からのヘッドスタート計画委員会のメンバーであった心理学者エドワード・ジグラーは、「我々は、意識的に文化剥奪論を排して、人種的背景や文化を尊重する文化相対主義を採った。」と主張している(Zigler & Styfco 2010:36)。文化相対主義とは、諸文化をそれぞれ独自の価値体系を持つ対等な存在としてとらえる考え方である。ヘッドスタートは 1990 年から「多文化主義」を理念として掲げており、参加者の文化を尊重する方針をとっているが、計画時においてもそれぞれの文化を相対的に捉えて尊重することを基礎にしていた。

貧困と文化的背景とを結びつける当時の風潮から距離を置きながら、ヘッドスタート立案者は、貧困層が抱える特有の問題を、どのように解釈したのだろうか。また、貧困家庭の何を問題視し、教育的支援によって何が改善できると想定されていたのだろうか。

### 3. ヘッドスタートは何を補償するのか

ヘッドスタートの計画委員会は、経済機会局(OEO)の局長でありジョンソン政権において総務長官であったサージェント・シュライバーによって 1965 年 1 月に組織された。シュライバーは、1964 年にテネシー州の貧困児童の早期教育プログラムを訪問し、軽度精神遅滞と判定された就学前の子どもたちが、学業達成に必要な態度や才能を刺激するプログラムへの参加によって、IQ を上昇させることができたという知見に刺激を受けたという(それ以前 IQ は生まれつきのものであると考えられていた)。さらに、シュライバーは、かつてシカゴで教育委員長を務めた経験から、貧困な子どもたちが、学校に対して抱く不安を乗り越えるために、就学前に先発して集中的な準備期間を設けることが手助けになるのではないかという発想を持っていた(Zigler & Muenchow 1992:4-8)。

「多くの親たちにとっては、個人的失敗と学校生活が結びついていた。そのため、学校の内部は、『貧困者にとっての銀行の内部と同じように、恵まれない子どもを威嚇するようなものに違いない』とシュライバーは推測した。子どもと親の両方が、登校の第一日目を期待しながらではなく、むしろ不吉な予感とともに迎えても不思議ではない（中略）誰でも、障害を理由に、あるグループが先発を許されるかけっこをしたことがある」（同上書：6）

シュライバーのこれらの経験と発想がもととなり、広い範囲の科学者と専門家の協力を得て、就学前教育プログラムが連邦政府の政策として構想されることとなった。

シュライバーによって OEO に招聘されたジョン・ホプキンス大学医学部の小児科医療部長コークと、彼の要請により OEO に参加した発達遅滞を専門とする小児科医デイヴンス、行政官ジュール・シュガーマンが中心となって委員が選定され、委員長を含めて次の 14 人の体制で委員会が発足した（Zigler & Styfco 2010：30）。

1. Dr. Robert Cooke 小児科医／ジョン・ホプキンス大学小児科部長
2. Dr. Edward Davens 小児科医（精神遅滞の専門医）／メリーランド州の地域医療プログラムの副ディレクター
3. Dr. E. Perry Crump 小児科医／社会保障に関する医療諮問委員会委員。
4. Dr. Reginald Lourie 小児精神科医／精神遅滞についての大統領パネルメンバー。
5. Dr. Myron Wegman ミシガン大学公衆衛生学部長
6. Mary Kneedler 公衆衛生の看護師。のちに西カロライナ大学 Kneedler 子ども発達センターを設立
7. Urie Bronfenbrenner 発達心理学者／人間の発達についての、生態学的システム理論を構想
8. Mamie Clark 心理学者（臨床児童心理）／人種による不平等、精神遅滞が専門。アフリカ系アメリカ人
9. Edward Zigler 心理学者（臨床心理学）／精神遅滞研究
10. James Hymes Jr. メリーランド大学教授（幼児教育）／国立幼児教育協会の元会

長・第二次大戦中ランナム法の下で、チャイルドケアプログラムを実施

11. Johon Niemeyer 幼児教育のメッカであったバンクストリートカレッジの学長
12. George Brain ボルチモアの学校管理者／幼児教育の専門家ではないが専門家の統括者として有名
13. Mitchell Ginsberg ソーシャルワークの専門家
14. Jacqueline Wexler 修道女／ピースコープの教育戦略委員

計画委員会のうち半数近くの6人は小児医療の専門家であった。委員長の小児科医ローバート・コークは、子どもの総合的な健康状態の向上に関心を寄せ、貧困地域の子どもの免疫率が著しく低いことや、聴覚障害及び視覚障害のような、発見すれば就学前に修正可能であるような問題のスクリーニングもほとんど実施されていないことを問題視していた。小児科医のデイヴンスがこれを後押しし、プログラムに予防接種、栄養指導、健康管理を加えることを主唱した（Zigler & Muenchow 1992:8）。こうして、ヘッドスタートはOE0の局長シュライバーに構想されていた就学前教育プログラムの枠を超えて、包括的な家族支援プログラムとしての特徴を備えることになった。

委員の専門領域を見ると、2人の小児科医のほか、心理学者3人のうち2人が精神遅滞を専門としており、ヘッドスタートの企画にあたっては精神遅滞への対応が重視されていたことがわかる。心理学者のジグラーは、貧困層の子どもの多くが精神遅滞と判断される行動に類似する振る舞いをすることに注目していた。たとえば、彼らは多くの場合、名前を訊ねられても「わからない」と答える。のちにヘッドスタートの名誉総裁となったレディ・バード・ジョンソンがその振る舞いを象徴的にとらえ、就学を控えていても「自分の名前も知らない子がいる」とスピーチをし、支援的教育の必要性を訴えたが、ジグラーは、これはスピーチライターの誤解によるものであり、子どもたちが本当に自分の名前を知らないわけではないと否定し、この現象を次のように説明した。

「どんな人種においても、貧困層で見られる『わからない現象』である。これは本当にわからないからではなく、質問から解放されたいという欲求

によって生じている。IQ から考えても、彼らは自分の名を知っているし言うことができるはずだ。(中略) 貧困のコミュニティでは、子どもが親しくもない大人に名前を訊ねられて答えるのは当たり前のことではない。彼らにとって、知らない大人に名前を答えることは、福祉サービスや、警察のチェックにつながることもかもしれないのである (Zigler & Styfco 2010 : 33)」

計画委員会では、学校という空間、教室、ルールのある授業の場に対する不信や恐怖から、貧困層の子どもは何に対しても「わからない」と答えてしまうこと、このような振る舞いが知能測定や学業評価に直接つながってしまい、類似の経験を積み重ねていくことが、貧困層の子どもたちが学校生活への適応を困難にしているという見方をしていた。ジグラーの記述からは、委員会において、医学、心理学の精神遅滞研究の専門家たちが、当時、貧困世帯に育つことと精神遅滞の問題が混同されがちであったことを問題視していたこと、そして、貧困世帯の児童が精神遅滞と類似の振る舞いをする要因を注意深く見定め、精神遅滞児として扱わない支援の在り方を検討していたことがわかる。

委員会のメンバーは、当時のアメリカ社会で論争に発展しつつあった「文化剥奪」という言葉が、黒人の子どもたちには本質的に欠陥があるというメッセージを与え、子どもたちの尊厳を傷つけ、自身に肯定的なイメージを持たなくするという危険性にも注意を払っていた。委員の一人であるアフリカ系アメリカ人の心理学者マミー・クラークは、心理学者である夫ケネス・クラークとともに 1940 年代の研究で「貧しい黒人の子どもたちへの継続的な中傷が、子どもたちに黒人の人形よりも白人の人形を好むように誘導していること」を指摘している<sup>(1)</sup>。

ジグラーの記録からは、計画委員会は文化的に「剥奪」されている、または精神的に遅滞が見られる子どもに何かを「与える」「教える」という方向性ではなく、子どもたちとその家族がもともと持つ力に寄り添いながら就学備を支援する方向性を目指していたことが読み取れる。

では、子どもたちにとっての就学準備として、何が必要だと考えられたのか。当時はまだ幼稚園やプリスクールは広く普及しておらず、中流層にとっても、

幼児教育を受けずに小学校に入学することが例外的ではなかったため<sup>(2)</sup>、計画委員会において、就学準備の内容について共通した意見の一致があったわけではなかった(Zigler & Styfco 2010:37)。

6回の話し合いによって、就学準備の内容として、良好な栄養状態と健康状態が保たれること、子どもが集団で学ぶことと学習への効果的なアプローチを发展させるためには、社会情緒的機能が重要であること、健康的な発達子どもと親との関係性に依っており、子どもが最初に直接に関係を築くのは両親であるため、両親の支援が必要であるということが、委員に共通する見解としてまとめられた(同上書:36)。最終的に1965年2月にOECD局長のシュライバーに提出された計画委員会からの提言「貧困時の機会と達成の改善」(Improving the Opportunity and Achievement of the Children of the Poor)では、次の7項目が目標としてまとめられている(Kuntz 1998:7)。

- A. 子どもの身体的健康と身体的能力を改善する
- B. 自信、自発性、好奇心の向上、自己鍛錬を支援することによって、子どもの情緒的、社会的発達を助ける。
- C. 概念的、言語的能力に特に配慮し、子どもの精神的プロセスとスキルを改善する。
- D. 将来の学習に対する努力に自信をつけられるように、子どもの成功へのパターンと期待を確立する。
- E. 家族のメンバーや他人と良好な関係を作ることができる子どもの能力を促進すると同時に、家族が子どもと、子どもが直面する問題に良好にかかわることができる能力を強化する。
- F. 子どもとその家族が、社会に対して責任を持つ姿勢を身につけるよう促し、貧困層が彼らの問題を解決するにあたって、社会と貧困者が協働する建設的な機会を創出する。
- G. 子どもとその家族の尊厳の意識と自尊感情を高める。

計画委員会の提言書は、改善が必要なものとして身体的健康、身体的能力、概念化能力、言語能力、精神的なプロセスとスキルを挙げている。また支援が

必要なものとして、自信、自発性、好奇心を向上させること、自己鍛錬の機会が挙げられ、その支援によって、子どもたちの情緒的、社会的発達を促進できるという考えを示している。そして、これらの改善によって得られる成果として、子どもと家族の自尊感情、成功経験と成功への期待、社会的責任感、社会と協働できる機会、子どもと家族の良好な関係性の構築が期待されたことがわかる。

すなわち、貧困層の子どもたちにとって不足しているのは、身体的健康とそれを保障する環境、そして身体的能力、概念化の能力と言語能力を年齢相応に発達させられる機会、および自信や自発性、好奇心を促し、他者と良好な関係を築いて維持するような場や機会であり、ヘッドスタートはこれらを補償するものとして計画された。

計画委員会の提言からは、これらの要支援項目が人種による先天的な問題と関連付けられていないと解釈できる一方で、貧困層に共通する問題として、子どもが、身体と情緒的な発達に必要な経験を得られる環境にないこと、成功や達成の体験の不足から自信を持つことや努力に対する動機づけができないこと、自尊感情が低いこと、そのために他者と良好な関係を築きにくいことが把握されていたことがわかる。

提言において、具体的な内容の指示としては、幼児教育、親の包含、健康のための治療、精神的健康のための治療、栄養改善、家族への社会福祉が含まれることが必須要件として出されるにとどまり、具体的なプログラム内容や実践は、文化的な配慮も含めてそれぞれのコミュニティのニーズに合わせてできる限りの柔軟性を持たせるという基本姿勢がとられた（添田 2005：109）。

それでは、ヘッドスタートが補償すべきと計画したニーズは、「文化剥奪 (Cultural deprivation)」、「Cultural deprived child(文化剥奪児)」、「Cultural Disadvantaged Child(文化的不遇児)」として連邦政府側に把握されていた内容とどのような相違が見られるのか。「貧困との戦い」の中では、ヘッドスタートよりも先に、教育局、国立精神衛生研究所が上記の名称のもとに、貧困層のニーズ把握をし、補償教育の検討にあたっていた。連邦教育局から資金提供を受けてまとめられた心理学者ベンジャミン・ブルームらによる報告書「文化剥奪のための補償教育」では、貧困層の子どもたちの学校生活への不適応と学業不

振の原因を「学校や、より大きな社会における学習特性のタイプに対して必要な文化パターンを持ちえない家庭での経験による」(Bloom, Davis, Hess 1965:4)とし、そのような問題が生じやすい背景として「周囲の大人が最低限レベルの教育しか受けていない家庭、あるいは貧困、大家族、崩壊家庭、被差別家庭、スラム居住家庭」を挙げている。また、これらの問題は「人種によるものであるとされるべきではないが、黒人の子どもが多く、特に親が機能的文盲である家庭出身の黒人の子どもは文化的に剥奪されている」と述べている(同上書:5)。そして、対策としては「生徒の基本的生物的要求がとくに学習を阻止しているときには、そうした要求を満たすことを助ける責任は学校にある」(同上書:9)と主張し、行政機関や学校に対して援助の提案を行っている。具体的には、朝食、昼食の支給、医療サービス、衣服の支給、成功に導くような指導、低学年に対しての言語、読み、算数等の少人数制の教育、保育所、幼稚園で専門家が家庭に欠乏する教育的環境を補うように指導を行う、親を学校運営に関与させることが挙げられている。特に、衣食に関しては、家族に任せられない場合は学校が用意すべきであり、さらに子どもが利用することによって引け目を感じたり、居場所をなくしたりすることのないように学校は対応しなければならない、とまで踏み込んで提言していた(同上書:9-11)。

次頁表3に見るように、ヘッドスタート計画委員会の提言と、「文化剥奪」という語を使用したブルームらの報告書を比較すると、両者に共通するものとしては、栄養、健康が教育の土台となると考えられており、貧困層の子どもたちはこの土台に問題を抱えているケースが多いことが指摘されるとともに、成功体験の欠如、低学年、就学前の学習環境の改善が必須要件として挙げられている。相違点としては、ヘッドスタートが中流階級の価値観に形成される学校文化を所与のものとしてとらえ、それに対する貧困家庭の緊張や不安に着目して適応を促す支援を提案するのに対し、「文化剥奪論」による教育省への報告では、貧困層に対して文化を与えるための支援的な役割を果たすよう学校自体の役割を拡大させるよう踏み込んだ提案がされていることが指摘できる。

計画時において「『文化剥奪論』を意識的に排した」というヘッドスタートの独自性は、参加者の自助を支援することで、参加者自身の適応力をはぐくみ、背景に持つ白人ミドルクラス文化とは異なる文化を捨てるのではなく、それら

表3 ヘッドスタート計画委員提言と、「文化剥奪論」に基づいた教育局への報告書の対照表<sup>(3)</sup>

	ヘッドスタート計画委員提言	『文化剥奪を乗り越える補償教育』 「ニグロ生徒の特徴」
問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養不良、刺激・運動不足からの発育不全</li> <li>・IQ テストでは精神遅滞と判断される知識の不足と環境への不適応に伴う行動</li> <li>・言語能力、概念化能力の発達の遅れ</li> <li>・頻繁な失敗にまつわる叱責と自信喪失パターンの恒常化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養と休息の不足からの体調不良、劣悪な生活環境に起因する視覚・聴覚障害、疾病によって、学校での学習に対する意欲と集中力の欠如</li> <li>・幼稚園を終える頃には、自身の能力と将来へ自信を失い、熱意と表情をなくす</li> <li>・子どもが学習への動機をもてない</li> </ul>
要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貧しい黒人への継続的な中傷</li> <li>・被差別意識による精神的緊張</li> <li>・学校空間、ルールを守らなければならない場に対する親子の不信や恐怖心</li> <li>・中流階級の伝統と価値観によって構成された学校環境への不適応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100年にわたって経済、政治、教育機会へのアクセスを阻害されていたことによる家族の長期的な社会的不利</li> <li>・日々の食事と安全の確保が生活の目標であり、長期的な教育的目標を持つことができない</li> <li>・家庭に本がない、読書の習慣がない、両親が教育に関心を持たないなど、教育的刺激の不足</li> </ul>
対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児科医、神経科の健康診断などの保健サービス、社会的サービス、教育を含む包括的プログラムの提供</li> <li>・努力を達成に結び付ける機会の提供</li> <li>・親を育児の主体とする。親の成功体験の提供。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校での朝食・昼食の提供</li> <li>・医師・看護師による健康状態、疲労、疾病、歯、視聴覚の問題の定期的なチェック</li> <li>・学校による登校に適切な衣服の提供</li> </ul>



を生かして親が子育てと教育の主体となる方向性を模索した点に反映されていた。

さらに、ジグラーは、ヘッドスタート計画委員会が「文化相対主義」を採用した姿勢を象徴的に反映するものとして、親を巻き込む支援の在り方を挙げている(Zigler & Styfco 2010:36)。

ヘッドスタートは、子どもの学習の土台となる栄養、健康面と学習環境の改善を補償するとともに、親を巻き込む支援によって貧困層の成功体験の欠如をも克服しようと計画されていた。

#### 4. 家族支援の起源

ヘッドスタートが計画された当時の貧困層に対する支援プログラムでは、貧困の問題は個人的な能力の問題と考えられ、子どもの状態を変えるには、欠陥のある親から子どもを引き離して親の影響を排除するか、専門家による親に対する教育が必要だと考えられているのが一般的であった(Zigler & Styfco 2010:36)。このような風潮に対して、計画委員の一人である発達心理学者のブロンフェンブレナーは異を唱え、子どもの発達には両親だけでなく、子どもが育つ地域コミュニティ、国や州の政策、地球上の大きな出来事によっても影響を受けると考えていた。彼は、ヘッドスタートは子どもだけをターゲットにするのではなく、最終的に子どものライフコースに影響を与える各システムに介入するべきだと主張したという(Kuntz 1998 : 7)

そこで計画されたのが、現在も継続するヘッドスタートのペアレント・インヴォルヴメント（家族支援）であった。提言では、両親の深い愛情と子どもへの期待がプログラムの資本となると述べられ、ヘッドスタートの実施施設であるセンターのプログラム策定、地域の人々へのヘッドスタートの周知、職員が地域について理解を深めることで戦力となる一方で、親は子育てスキルを学ぶ機会を得て、アクティビティに参加する他の親の子どもたちの監督役にもなることが期待された(同上書:8)。

計画では、両親が日常の活動に参加するだけでなく、プログラム計画と統括の面で、意思決定の力を持つことを提案しており、この点は、専門家が権威を持ってプログラムを指導し統率し、多くの場合指導者側の文化水準が無意識に

組み入れられてしまうという、それまでの貧困プログラムの慣行からの大きな転換を試みるものを目指した。その上で、計画委員会は学校という一定の価値基準が存在する場への適応と、子どもたちの文化的な帰属意識の保持を両立させようと志向していたことを、ジグラーの次の記述から読み取ることができる。

「もちろん、我々の仕事は、中流階級の伝統と価値観によって構成された学校環境での成功を子どもたちに準備することである。彼らが、文化的なアイデンティティを捨てることなく、学校的ふるまいを身に付けるよう保障しなければならない。最終的に、私たちは子どもたちに中流階級を模倣させるのではなく、彼らがプログラムにもたらす強みを構築しようとした」(同上書:36)

就学児童をターゲットとする教育局の見解では、貧困層は「学校や大きな社会における学習特性のタイプに対して必要な文化パターン」の存在が前提とされており、その文化パターンを身につけるための支援が構想されていた。これに対して、ヘッドスタートでは、参加者が生活の中で身に付けてきた伝統や文化に日々の活動の中で配慮することによって、家族の自尊感情を強化することができ、そのことが就学前の子どもの情緒的、社会的発達に資すると考えられていた。また、学校文化への適応という点においても、それぞれの文化的差異の保持と、それに伴う自尊感情が子どもたちの強みとなると意識されていた。この点において、ヘッドスタートの理念には文化剥奪論を排して、文化相対主義を採用した軌跡を認めることができる。

## 5. 政策評価という桎梏

ヘッドスタート計画委員会は、参加者の文化的背景を対等に扱う文化相対主義を採用したが、その理念は初期のプログラムの実践において十分に生かされなかった。理念の実現を阻害した大きな要因として指摘されるのは、ヘッドスタートを政策として周知させ、国民の支持を得るために、一般にわかりやすい効果の説明と規模の大きさが求められた点である。

当初、計画委員会が提言をした際には、研究者である委員たちは、共通の理解として、小さな予備プログラムから試験的に開始されるものと考えていた。

しかし、政府はまず 10 万人の子どもを対象にして、全国的なプログラム開始を計画した。名誉議長として招かれた大統領夫人のバード・ジョンソン夫人は、大規模な茶会で 400 人の政治家とその夫人に協力をよびかけ、その報道によって、ヘッドスタートは尊いプログラムとして世間での支持を集めていったという。1800 万ドルと計上されていた予算は、1965 年 5 月には 5000 万ドルへと膨れ、名簿に載せられる対象者は 50 万人にもなった (Zigler & Muenchow 1992:21-25)。

このような短期間での規模の拡大が、教師不足、研修不足によるプログラムの質の犠牲を生み出し、結果としてヘッドスタートの最初の二年間は「しばしば間に合わせの施設の中で、幼児の指導訓練の経験が乏しい、もしくは全くない教師を雇っていた」という状況にあったという (同上書:44)。

教育プログラムの内容については、国定のプログラムであるため、当時の早期教育の専門家間に見られた思想的対立を背景に、単一の教育構成要素、メソッドを指定しない方針が採られた。そうすることで、家族支援の視点からは、コミュニティ特有の文化への配慮が可能となり、文化相対主義を反映するものになると期待されていた。しかし、その結果として、はしかの予防接種や基礎的な医学スクリーニングと必要な投薬、および歯科ケアと 1 日 2 回の食事という健康面、栄養面の支援は各地で実施されたものの、教育は未経験者による手探りの内容で、あるプログラムでは学校のように権威主義的にアルファベットを教える一方で、あるプログラムでは玩具も絵具もない教室で自由遊びの時間のみが設けられるという事態に陥った (同上書:42-46)。

教育内容に一貫性が見られない一方で、政策としては性急に成果を表す明確な指標を備えることが要求されていた。計画委員会は、評価指標について IQ による効果測定を避ける意思をはっきりと持っていた。経済的に不利益をこうむった子どもは、ビネー式の IQ テストの単語項目である「ガウンとは何ですか」というような問題に素早く正答できない。それは、彼らの生活の中で「ガウン」に触れることがないという理由からでもあるし、不慣れな大人とのやりとりに対応できないという理由からでも起こりうる。計画委員会は、IQ テストの成績が、認知心理学の理論化によって研究されてきた形式的思考プロセスと関係のない、文化的差異などの要因も反映してしまうことを問題視しており、ヘッド

スタートの評価に IQ テストはふさわしくないと判断をしていた（同上書:58）。しかし、何によって評価をするのかという点について、計画委員会内では争いがあり、一致した見解は打ち出されていなかったという。公衆衛生の専門家は、栄養プログラムや免疫プログラムの効果を測定したいと考え、心理学者の間では IQ による測定については避けるべきと考えられていたものの、それに代わる就学前の子どもを測定できるテストは考えられていなかった（同上書:51）。

その一方で、ヘッドスタートの周知に努めたジョンソン大統領、夫人、OEO 局長シュライバーにとっては、IQ 得点の増加がもっとも明確で納得のいく正当な論拠となっていた。「投薬と歯科検診を中心とする『総合的な児童発達プログラム』という計画委員会の認識は、説明が複雑で一般の理解を得にくいのに対し、IQ 得点は単純で分かりやすく、メディアの受けもよかった」ために（同上書 48-49）、一般に成果を表現するのに最適であると考えられ、1966 年の下院教育・労働委員会において、ヘッドスタートは「6 週間で参加者の IQ を 8~10 点上昇させた」と報告されている（添田 2005:140）。こうして、ヘッドスタートは、理念上では文化相対主義をとりながらも、IQ という白人ミドルクラス階級の文化への親和度が反映される尺度で成果を測定するという矛盾を抱えることとなった。

## 6. 小括

1965 年当時、教育の場での人種統合が模索される中で、学校でのふさわしい振る舞いとは、中流階級の伝統や価値観に基づいて形成されているものであり、就学児童に対する補償教育の計画では、教育によって「白人ミドルクラス文化を与える」という発想がもとになっていた。一方で、ヘッドスタートは、「白人ミドルクラス文化」による学校的ふるまいに適応できる児童に参加者を育てることを目的としながらも、「白人ミドルクラス文化」を与えるという発想を乗り越え、参加者自身の持つ強みや背景にある文化をプログラムに生かす道を探った。

具体的な実践として、ヘッドスタートでは、健康、栄養面での支援とともに、親とスタッフが教室で協働することで親が居住地域での役割を得るとともに、親の成功体験を補償できると考えられていた。また、そのような親を巻き込む

取り組みによって、子どもたちの学習の土台としての環境づくりが可能になると考えられていた。

承認論に照らすと、親はヘッドスタートの家族支援によって、プログラムのスタッフと協働してふさわしい振る舞いを身に付けるとともに、成功体験の繰り返しに基づく自尊感情を持つことで、地域社会における「連帯による承認」を得られると期待されたと解釈できる。

#### 註

- (1) クラーク夫妻が 1939-40 年に行った実験。「悪い子は誰？」という質問に対して、黒人の子どもが目の前に用意された白人と黒人の赤ちゃんの人形から黒人の赤ちゃんを選ぶという結果によって、黒人の子どもの自己に対する否定的な感情を明らかにした。‘The Clark Doll Experiment’として知られている。
- (2) ヘッドスタート計画当時、キンダーガーデンの存在しない州は 32 州あった (Zigler & Muenchow1992:30)。
- (3) ヘッドスタート計画委員提言は Kuntz (1998)p.7 より、「文化剥奪論」に基づいた教育局への報告書、Bloom, B. S., Davis, A., Hess, R. (1965)より引用。

## 第3章 子どもの就学準備とは何か

### 1. はじめに

ヘッドスタートは、「子どもにどのように育ててほしいか」という子育ての目標は、子育てにおいて親の文化的背景が表出する重要な側面であると想定している(OHS2010:19)。しかし、その一方で、「子どもの就学準備」という名目によって、子育て目標の内容を提示している。政府によって子育ての目標が定められることで、本来多様であるはずの子育ての実践が、目標に向けて規定されていくことも考えられるため、子育てを考察するにあたって、政府に提示される子育て目標の内容の検討は不可欠である。

そこで、本章では、政府がヘッドスタートによって子どもがどのように育てば「他のアメリカ人の子どもと肩を並べられる」と想定して、目標としているのかを明らかにするために、開始以来、初めてプログラムの質的な内容の改革が行われたクリントン政権下のヘッドスタートの内容決定にかかわる諮問委員会の答申書、およびプログラムの達成指標を検討する。さらに、ブッシュ政権、オバマ政権下で導入されたプログラム成果を測定する指標を検討することによって、質的改革後から現在までの「就学準備」の内容の変遷を追う。

### 2. 改革の背景

ヘッドスタートのプログラム実施においては、参加者の日常の文化的営みや地域の環境に合わせた子育てを尊重する理念と、教育メソッドに対する早期教育の専門家間に見られた思想的対立を背景に、単一のメソッドを指定しない方針が採られた。子どもに対する教育は各地のヘッドスタートの運営者に任せられ、全米のヘッドスタートの教育内容の質的統制がとれないまま、初期の政策評価が実施されていた。

政策評価では、効果の尺度が測定しやすい児童のIQテストおよび心理テストのみに限定された結果、ヘッドスタートの初期の取り組みの効果は高く評価されなかった(Williams & Evans 1969:125)。この後、1970年代には貧困対策の重点が成人の就労支援へと移され、ヘッドスタートは予算の面でも参加者の面で

も停滞期を迎えた(Zigler & Muenchow 1992:78, 79)。80年代に入っても政府での支持が得られず資金難の状態が続いたため、スタッフの教育やセンターのコンプライアンス管理などを実現できないままプログラムが継続されてきた(Zigler1994:38)。こうした停滞期を経ながら、共和党政権下においても「ヘッドスタート」が現在に至るまで継続されてきたのは、「アメリカニズム」の中心に位置する「自助」の精神に基づいて、平等の実現を目指すプログラムであるからだと指摘されている(川島 2005:182)。

1990年代に入り、貧困線以下の生活を強いられる国民の数が4000万人に達すると(US Census Bureau 2016:Figure4)、1992年の大統領選挙において大規模な福祉改革を公約として掲げた民主党のウィリアム・クリントンが当選し、この政権下でヘッドスタートの改革が行われることとなった。93年にはヘッドスタート大統領委員会が発足し、94年から98年にかけて、初めて的大幅な改革が進められた。次頁図1に見るように、この改革を受けて1990年代の十年間にヘッドスタートの参加者は倍増し年間の拠出額も3倍に増大した。

クリントン政権下における改革の前期は、ヘッドスタートの黄金期と言われる。クリントンは州知事の時代から教育を政策の優先事項に掲げており、大統領就任後は「ヘッドスタートは、希望するすべての子どもに開かれていなければならない(NBC Nightly News 1993. 2. 17)」と発言し、ヘッドスタートの拡充に熱意を示していた。ヘッドスタートは、開始以来この時期に初めてプログラムの質的な統制を実現されることになり、内容の見直し、および実践と評価の基準設定が行われるとともに、史上最大規模の予算増額が実施された。改革においては、社会経済的な剥奪による発達上の悪影響を回避し、年齢に応じた発達を促すことが重視された(Zigler & Styfco 2010:257-282)。

ヘッドスタート計画時に謳われた「自助」を支援する政策目的と、クリントン政権下の福祉改革の福祉依存を減らし就労人口を増やす目標は連携可能であり、貧困層の不利な条件は、教育によって早期介入することで克服が可能であると考えられていた。クリントン大統領が二回目の就任演説において「教育が全市民にとって最も貴重な財産となろう。(中略)今日の永続的下流階級が明日の伸び行く中流階級となり、働ける者は皆働くようになろう(1997. 1. 20)」と述べたことから、貧困層の子どもの幼少期に教育の下支えができれば、将来

他のアメリカ人とともに社会で働き、社会的権利を得て生活していけるようになると考えられたことがわかる。クリントン政権下の改革期のヘッドスタートは、「自立のための支援」という福祉改革の方針<sup>(1)</sup>の下、幼少期の能力開発によって将来の自立を促し、子どもたちが社会において「連帯による承認」を得ることを目標にしていた。

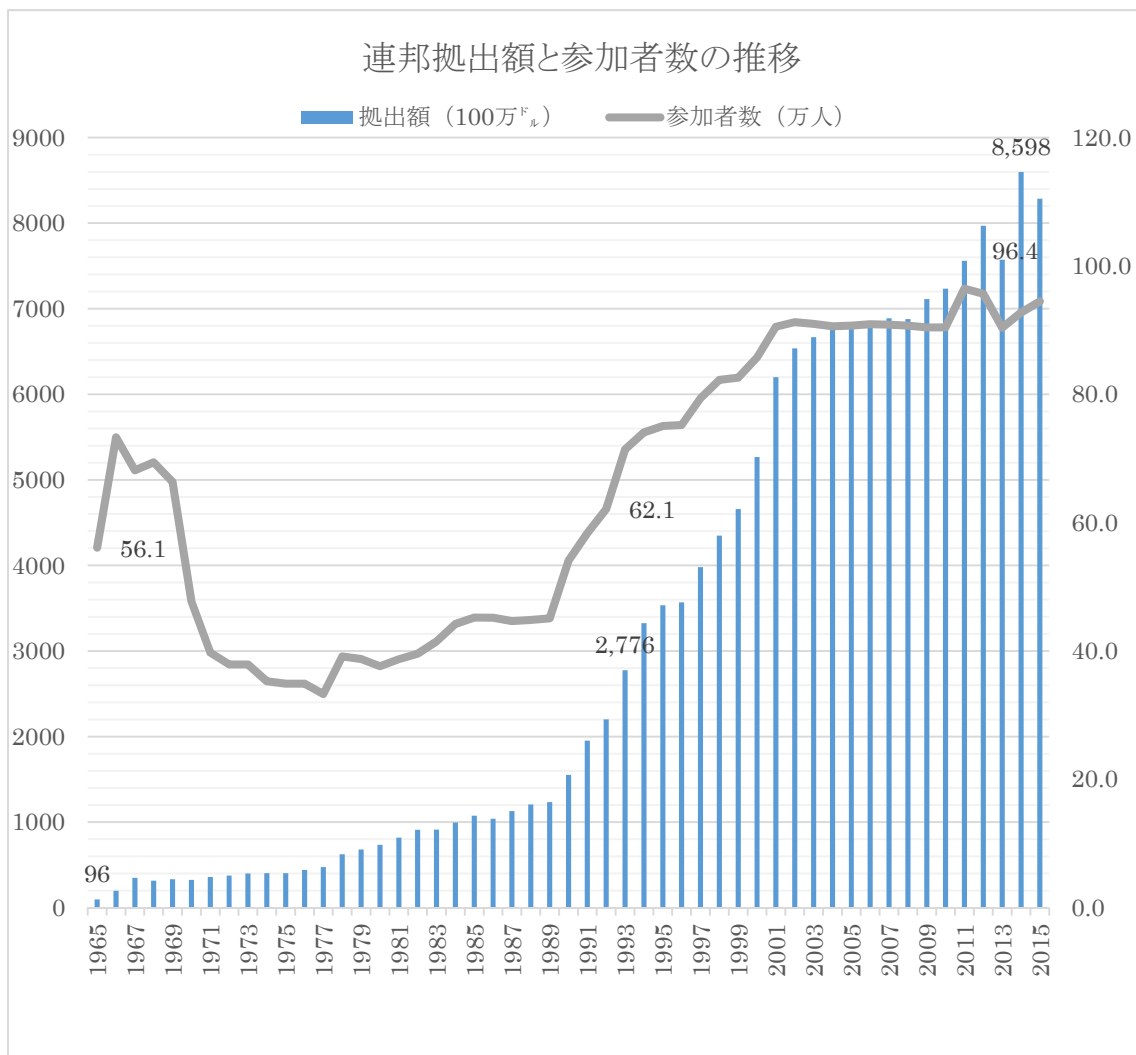


図1 ヘッドスタートの連邦拠出額と参加者数の推移 (ECLKC :Head Start Fact Sheets 2015より作成)

### 3. 改革の概要

1993年にクリントン政権下で設置されたヘッドスタート大統領委員会の調査



によって、94年から具体的なプログラムの内容の改革が始められた。94年の議会承認を受けるにあたって、連邦議会からはプログラムの質の向上、誕生から3歳までのサービスを開始すること、保育サービスとの協働に重点を置くこと、プログラムの実行基準の改正が要求された。

ジグラーによれば、80年代までヘッドスタートは教員給与の低さがプログラムの質を悪化させている側面があった(Zigler 1994:38, 39)。クリントン改革前の1990年に拠出増額され、そのうち半分は職員の給与と福利の向上に、残りは教員の研修と技術支援に向けられたため、1990年代には、プログラムの質の向上が図られる素地が整いつつあった。

専門家の間では、ヘッドスタートのそれまでの実践と評価から、子どもは3、4歳になるまでの間に社会経済的な剥奪による発達上の悪影響を受けており、ヘッドスタートの開始時期が遅すぎるという認識と、過去のヘッドスタートの政策評価から、小学校入学前一年間の介入では、貧困から子どもを救い出すことができないという実感があり、発達段階に応じた継続的なプログラムの開発が望まれていた(同上書:41)。そこで、1994年には3歳以下の子どもと妊婦を対象にした早期ヘッドスタート(Early Head Start:以下 EHS)が開始され、改革の大きな目玉となった。さらに、EHSの開始とともに、ヘッドスタートではフルタイム(8時間)のプログラム実施が推奨され、保育事業との提携が進められることとなった。これは、福祉改革によって当時の「要扶養児童家庭扶助(Aid to Families with Dependent Children: AFDC)」の受給者たちが就職や就学または就業訓練に向かうことが予測されたためである。児童センターと地域の社会サービスを通して、家庭保育サービスの事業主との連携が図られることとなった(Zigler1994:43)。

もう一つの大きな改革点は、ヘッドスタートの目標に、子どもの「社会的能力(Social Competence)」の獲得が強調されたことである。現場のプログラム構築スタッフを対象に発行されている解説書「ヘッドスタートブレティン vol. 76」によると、「社会的能力」とは、プログラムの卒業時の目標として、信頼感と安心感を育む、思いを表現する、自尊心を育む、他人の感情や権利を尊重する、創造力、想像力を活用する、単独でも仲間と一緒にいる場合でも行動できるようにする、問題の解決と意志決定の力を育む、識字、初歩的な計算能力という項目

が挙げられている (Office of Head Start 2000)。

しかし、1998年の議会で再承認されたものの、99年度から2003年度までのヘッドスタートは、児童の「社会的能力」の獲得ではなく、文字や数字の習得へと目標の転換が求められ、教員の学位の徹底とプログラムの目標設定の大幅な変更が迫られた (CHSA 2007:4)。この目的変更の背景には、クリントン大統領の在任わずか二年で上院下院とも共和党が過半数を占めるようになったことで生じた政権と議会の対立という政治的事情がある。この時期の議会は、貧困層を対象とする教育よりもむしろ、全児童を対象とする学力の向上に特化した就学前教育に関心を寄せており、ヘッドスタートの目的についても全国の一般的な学力基準に到達することが求められ、評価の尺度に注目が集まった (Zigler & Styfco 2010:283)。

こうした経緯を踏まえてクリントン政権下での改革を整理すると、改革期は大きく二期に分けられる。前期 (1993-98) においては、目標として子どもの「社会的能力」の獲得が据えられ、周囲の大人や友人との信頼関係を築くことが重視されていた。同時にここでは、プログラムの質の統制が重要視され、達成基準が改正されるとともに、教員の再教育と実践評価の統一的な方法が制定された。一方、後期 (1999-2003) においては質の統制の重視は引き継がれたが、議会との対立によって改革の優先事項が変更され、共和党が推し進めるプログラムの監査や政策評価の実施が重視された結果、明確な尺度で評価ができる児童の識字力や計算能力に重点が移されることとなった<sup>(2)</sup>。そのため、ヘッドスタートにおいて教育と支援の内容について改革が進められた時期は、改革の前期 (1993-1998) であるといえよう。

#### 4. 承認の条件としての「能力」

ヘッドスタートの改革前期においては、諮問委員会の答申が強力な道標となっていた。政策担当者は諮問委員会の答申書をガイドラインとしていたため (Zigler & Styfco 2010:268, Hacsí 2002:54)、これらの答申書を検討することで、改革当時に何が貧困層の子育てに必要であると考えられていたのかを明らかにすることができる。

しかし、諮問委員会の答申の内容が、限られた予算の中で政策としてすべて

実現されたわけではない。答申で推奨された中から、何が政策として実践に移され、どのように成果を測る試みが行なわれたのかを明らかにする必要がある。

政策立案の過程で、貧困層の幼児を包摂に導く必要原則、および包摂を実現するための支援がどのように考えられたのか。1993年「ヘッドスタートの質と拡張に関する諮問委員会」答申書“Creating A 21<sup>st</sup> Century Head Start”、および、早期ヘッドスタートの導入を勧告した1994年「乳幼児家庭のためのサービス諮問委員会」の答申書“The Statement of the Advisory Committee on Services for Families with Infants and Toddlers”を検討し、これを明らかにする。そして、政策としての最終目標を明らかにするために、1998年ヘッドスタートプログラム達成指標(Head Start Program Performance Measures)を用いて、その実践と成果指標を合わせて検討する。

#### (1) 諮問委員会答申における「社会的能力」

ヘッドスタートは4年ごとに期が区切られ、議会承認によって次の方針が決められている。前期の改革の多くは1994年の議会承認によって条件として付されたものである。前述のとおり、この議会承認には、1993年、1994年の諮問委員会の答申が深く関わっている。

1993年の「ヘッドスタートの質と拡張に関する諮問委員会(Advisory Committee on Head Start Quality and Expansion)」は、貧困層を対象としたプログラムの成功の鍵は、健康、社会サービス、教育が相互に連携する包括的サービスにあるとした上で、ヘッドスタートの最終目標を「社会的能力(Social Competence)」の獲得とするべきであるとした。この「社会的能力」は、答申の中で、「現在の周囲の状況と後に生じる責任の両方に対応することについての子どもの日常的な力(The Advisory Committee on Head Start Quality and Expansion1993:2)」と定義されている。

ヘッドスタートの最終目標である「社会的能力」を子どもが獲得するために、特に重要とされたのはプログラムと親とのかかわりである。「成功の礎石となるのはヘッドスタートと両親との強いかかわりである」(同上書:42)と、家族支援が強く訴えられている。具体的には、親が子どもの主な養育者としての役割を果たせるように両親の育児スキルと読み書き能力を教育によって支援すること

と、地域コミュニティにおける居場所として、両親が積極的にヘッドスタートプログラムのボランティア活動やプログラムの意思決定の場に参加することが必要だとされている（同上書:43）。さらに、家族の中で男性が子どもと関わることで、子どもが生活の中で両性のロールモデルを獲得できるとし、父親、もしくはその参加が叶わぬ場合は家族の中の男性が子育てを学ぶプログラムも推奨された（同上書:44）。

そして、これらのサービスに加えて、就学に向けて「すべての子どもが、学校で自分の最大限の可能性を發揮できるような機会を生み出す。」ことが必要であるとし、そのための具体策としては、ヘッドスタートのスタッフと地元の公立小学校の教師、スタッフが連携し、子どものスムーズな移行を支援するためのプログラム開発が推奨されている（同上書:53）。

続いて、1994年に3歳以下の児童を対象とするEHSの開始を強く推奨した「乳幼児家庭のためのサービス諮問委員会」の答申“The Statement of the Advisory Committee on Services for Families with Infants and Toddlers”では、「社会的能力」が「安心感と自尊心をもち、学ぶために、そして思春期、青年期を通して成長し続けるために、良好な社会関係を結べる心の強さ」（Advisory Committee on Services for Families with Infants and Toddlers 1994: 7）と、より詳しく表現され、その基礎を築くための支援が必要であると主張されている。3歳以下の児童対象のプログラムの必要性を主張する理論的根拠としては、「3歳までの発達は、他の時期よりも成長が急速であり、後の発達と成長の基盤となる」（同上書:6）という「臨界期説（a critical period of human development）」（同上書:6）が取り上げられ、健康に生まれて3歳までの間は、主な養育者との間に継続的で共感的、そして思いやりのある関係を持つ必要があると説明されている。

そのため、まず「健康に生まれる」ことを支援するため、EHSでは、誕生した子どもだけではなく、妊娠中の母親も対象にすることが推奨された。その根拠として、不適切な胎児期のケアや栄養不良、そしてストレスや有害な薬物に晒されることが、早産や子どもの出生体重の減少、先天性の障害、脳発達の遅滞を引き起こすと説明されている。そして、このような問題が乳児死亡率、病気、障害、児童虐待、子どもが人間関係において抱える困難、後に続く学習障害へ

とつながっているという。これらの問題を回避し、将来の成長、発達を導くための具体的方法として、子どもに安心感を与え、発達を促す質の高い保育と<sup>(3)</sup>、乳幼児の身体的、認知的、社会的、情緒的成長を促す環境を提供すること、適切な予防接種、妊婦を対象とする栄養指導と子どもの発達についての教育を提供することが求められている（同上書：6、10）。さらに、このような包括的サービスを確保するために必要な環境と資源を提供するには、地域コミュニティの動員“Community Building”が不可欠（同上書：14）であるとするのがこの答申の趣旨であり、子どもの誕生を地域コミュニティが温かく迎え、乳幼児を持つ家族を支援する関係性を構築する必要があると主張している（同上書：17）。また、地域とのつながりづくり、および家族との良い関係の継続のために、家族の核となっている信仰と価値観への理解や、子どもの言語発達に深いかかわりを持つ文化と言語、さらに、家族が生活する周辺地域の価値観や文化への理解と配慮がプログラムに取り入れられるよう提言されている（同上書：11）。

これら二つの答申を検討すると、諮問委員会は子どもに身に着けさせる「社会的能力」を学校環境への適応のみならず、より長期的な人間発達の基礎としてとらえていたことがわかる。そして、この能力は、親の子育てへの適切で積極的な関わりと、地域コミュニティへの親の参加、地域からの支援により獲得が促進されるものと考えられていた。また、この目標へ向かうための必要原則としては、妊娠中の親に対する健康、栄養、子どもの発達についての知識の教育、それを可能にする地域コミュニティとのつながりが挙げられており、家庭だけではなく、より多くの周囲の支援的な大人とのかかわりの中で子育てをす環境づくりが必要であると考えられていた。

## （２） 実践と達成指標

これらの諮問委員会の主張は、実際の政策にはどのように取り入れられたのか。プログラムの達成指標（Head Start Program Performance Measures, RDEB 1998）を見ると、ヘッドスタートの最終目標は、「社会的能力を向上させること」（RDEB 1998:2）であり、「社会的能力」は「子どもが現在の周囲の状況と、将来の学校と生活における責任に対応する日常的な力である」（同上書：2）と定義されている。図2に見るように、ピラミッドの頂点に「社会的能力」があり、

それを支えるものとして1. 健康な成長と発達を増進、2. 主な養育者としての家族を強化、3. 子どもに教育、健康、栄養のサービスを供給、4. 子どもと家族に必要とする地域サービスを提供、5. 企画や意思決定などに親が関与するプログラムの円滑運営を保証することが挙げられている。

このうち、1. 2.は「社会的能力」向上のためのプロセスでもあり、プログラムの成果でもあると説明される。

そして「社会的能力」の獲得という目標の達成度を確認するため、ヘッドスタートの最終年齢である「5歳において、学校という新たな環境に確実に適応できるような、スキル、理解力、ふるまい（一般には就学準備という）を身につけたかどうかを測定する」ことが定められた（同上書:2）。

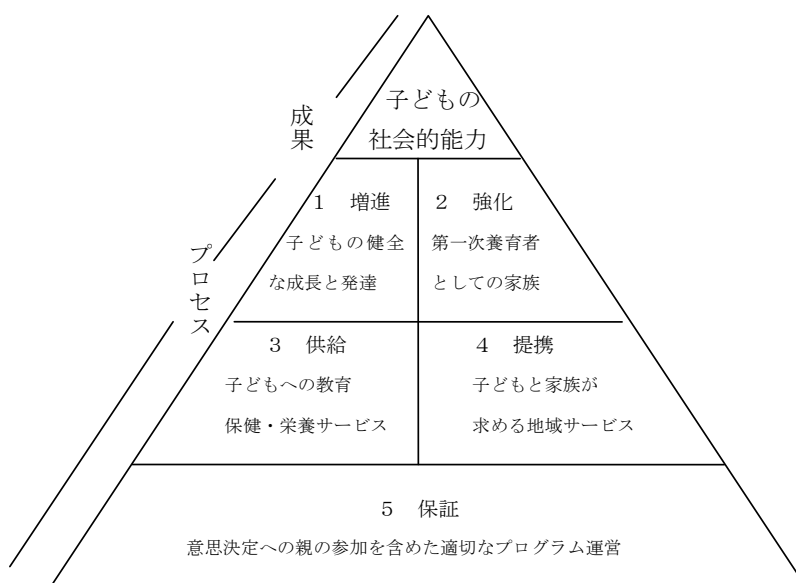


図2 ヘッドスタートの概念骨子 RDEB (1998) p.4 より

ヘッドスタートの目標は、1965年の開始以来「就学準備」であり続けたが、ここでは、最終目標が「社会的能力の獲得」と表現され、「就学準備」は「社会的能力」の獲得を測るための指標として用いられた。ただし、この時期に測定された指標として用いられた「就学準備」はそれまで指標とされていた子どもの知能指数 (IQ) のみによって測られるものではなく、1. 身体的な健康と運動能力の発達、2. 社会情緒的発達、3. 学ぶ意欲、4. 言語使用、読み書き能力

の発露、5. 認知、一般知識という5つの領域からなる多面的な基準を持つものであった(RDEB1998:5)。

このプログラム達成指標は、1997年に始められた全国調査FACES(Head Start Family and Child Experiences Survey)の成果において判定基準として用いられた。FACESは1997年の春に全国40のヘッドスタートプログラムを対象に、2400人のヘッドスタート参加児童に対する就学準備テストとその両親への聞き取り、700人を超えるスタッフへの聞き取り、400クラスでの観察による評価をした(同上書:6)。それによれば、FACESで評価されたほとんどのヘッドスタートが、子どもに対しての大人(ボランティアを含む)の配置数と、教師の学歴、教歴という構造面で、他の就学前プログラムも含めた過去に実施されたモニタリング基準を満たすか上回っており、望ましい質が保たれていることが報告されている(同上書:18)。また、外遊びも含めたプログラムのバランス、食事やトイレ、身支度などの生活習慣の教育、障害児に対するプログラム提供、穏やかで活気あるクラスの雰囲気、親のプログラムへの参加などにおいて高いスコアを得た。一方で、改善すべき点として、多文化への配慮が不十分である、子どもが一人になる空間がない、教室の展示が子ども自身の作品ではない、スタッフと親が面談する場所がない、ごっこ遊びがままごと偏っており仕事や乗り物に関連する遊びが少ない、ストーリーテリングなどの受容言語活動においてフォーマルではない言葉遣いをする傾向が強い、言葉による表現力を向上させるような、思考や推論を促進するプログラムや教材が不十分であることが指摘された(同上書:8)。

子どもの就学準備の到達度については、4歳児のヘッドスタートのカリキュラムを終了した時点で次の課題を遂行できることが報告された。

1. 氏名と年齢を言える
2. 10色の基本色を見て名前を答える
3. 基本的な形や行動について言葉で説明する
4. 4つの物を数え、単純な加算と減算の問題を解く
5. 鉛筆を使って“Z”や“E”のような文字や円を模写する
6. 4つの数字を聞いて口頭で繰り返す
7. (教員が)本の表紙を見せてから本を開き、読み聞かせをしたのち、物語

についての簡単な質問に子どもが答える

一方、できないこととしては以下の5項目が報告された（同上書:9）

1. 自宅の住所を答える
2. アルファベットの大部分の文字を特定する
3. 基本的ではない形や行動について言葉で説明する
4. 星や平行四辺形のような幾何学的図形の模写
5. 英語のテキストを読むときに左から右、上から下に移動することを知っている

これらの能力の尺度は全国のすべての所得層の就学前児童の調査結果と対照可能であり、FACES で評価されたヘッドスタート児童は全国分布の平均範囲以内の数値であり、さらに上位4分の1はちょうど全国平均値で、同様のプログラムに参加していない低所得層の子どもに対する期待値を上回っていることが示された（同上書:9、10）。

社会的能力については、教員の聞き取り調査からヘッドスタート終了時において大多数の子どもは次のことが「非常に頻繁に」できることが報告された。

- 1) 許容される範囲の場所と方法で自由時間を過ごせる
- 2) 片づけを手伝うことができる
- 3) 教師の指示に従うことができる
- 4) 前もって教わっていない活動に参加できる
- 5) ルールに従って遊ぶことができる
- 6) ゲームで遊ぶときに自分の順番を待つことができる

一方、半数以下の子どもしかできていないこととして、

- 1) クラスメートが提案する遊びのアイデアを受け入れる
- 2) 他の子を遊びに招き入れること
- 3) クラスメートを賞賛すること
- 4) 他の子どもから叩かれても怒らないこと

という項目が報告された（同上書:9、10）。



親子のかかわり方については、70–90%の参加児の親が子どもに文字や数字を教え、一緒に遊んでいること、80%以上の親がヘッドスタートのプログラムに少なくとも年一回は参加しており、全体の90%の親がヘッドスタートに満足していることが報告され、困難な生活状況にありながらも<sup>(4)</sup>、親たちがヘッドスタートを通じて子どもとの良好なかかわりを持ち続けていることが評価されている(同上書:11)。

FACESにおいて、子どもの能力のうち、認知能力は全国調査の尺度を一部用いて測定されており、その内容は、文字、数の基本的知識と鉛筆の初歩的な使用ができるかに限られていた。就学準備の土台であり、ヘッドスタートの目標である「社会的能力」については、教員への聞き取りによって調査されており、具体的な内容は、教室のルールを守ることができるか、教師の指示に従うことができるか、初めての活動に参加できるか、他の子どもたちと協調的に遊べるか、という尺度で測定されていた。

一方で、諮問委員会で重視された親とコミュニティのかかわりの形成については、ヘッドスタートと民間保育やソーシャルサービスに関する既存の地域サービスとの連携が触れられるのみである。また、親とヘッドスタートの関与についても、概念骨子の土台の項目として実践に挙げられているにもかかわらず、達成指標では「年1回以上の参加」という低い基準設定をしていた。さらに、諮問委員会で提案された子どもの誕生を温かく迎える地域形成までは実践項目として設定されていなかった。ただし、少数民族が参加児童の50%未満のヘッドスタートでは、語彙力と数学のスコアが有意に高かったことが示されており、子どもの家庭の文化的背景によって終了時に獲得する能力に差があることが示唆され(同上書:46)、文化的配慮についての改善が求められていた(同上書:23)。

## 5. 政権交代による内容の変化

「ヘッドスタート」の歴史上、質的な充実に最も目が向けられ、改革が進められた1993年から98年までの改革が実践された時期は、アメリカ政府が福祉改革によって貧困層を「福祉から就労へ」と導き、「自立」による包摂を政策目標としていた時期である。そのような政治的潮流の中で、ヘッドスタートは参加児が学校生活に適応するために必要な能力として、「社会的能力」を重視し、

その獲得をプログラムの目標としていた。

ヘッドスタートは、幼児期から学校生活への円滑な移行を支援するために開始されたものであり、1965年の当初から貧困層の子どもに「就学準備」をさせることが大きな目的とされてきた。この時期のヘッドスタートの「質的な」改革の成果として、「就学準備」をより広い概念でとらえ、識字や認知能力のほか、教室でのルールに従い、躊躇なくアクティビティに参加し、周囲と良好な関係を築く力を測定の対象としたことを指摘できる。そしてそのような能力は、ヘッドスタートのクラスの友人や教師、家族や地域の支援者との関わりの中で培われると想定された。それゆえに、プログラムに両親が関与し、親が子どもに対して安定的かつ教育的関わりを持つための支援がプログラムの中でも重要視されていた。また、FACESにおいて参加児童の人種・文化的背景によって到達度に差異がみられることが指摘され、改善点としてプログラムにおける文化的配慮が挙げられた点は、「質的」な改革に目が向けられたことによる大きな収穫であるといえよう。

1998年ヘッドスタート法の改正は、社会的認知的発達を強化することによって「就学準備」が促進されるとしたものの、その後ブッシュ政権では、ヘッドスタートの子どもの学習の基礎となる認知能力の平均値を全国平均に近づけることが優先されることになった。ブッシュ政権では、2002年に「落ちこぼれゼロ法 (No Child Left Behind)」が成立し、初等中等教育の達成基準 (スタンダード) と評価 (アカウンタビリティ) の方法が定められた。就学前教育についてもこれに準ずるよう 2002年に Good Start, Grow Smart 指針が打ち出され、ヘッドスタートは、これを受けて 2003年のプログラムの監視システムと全国評価システム (NRS) を導入することになり、達成基準に則した子どもの能力評価を行うための「成果フレームワーク (The Head Start Child Outcomes Framework) : 以下、成果フレームワーク 2003」が発行された。「成果フレームワーク 2003」では、「言語発達」、「読み書き」「数学」「科学」「造形」「社会情緒的発達」「学習への接近」「身体的健康と発達」という 8 領域にわたる 27 項目の達成指標が設けられた。そのうち、「言語」、「読み書き」、「数学」において、音と文字を関連付けることができる、印字された文字の単語の塊がわかる、アルファベットの組み合わせでもものに名前をつけることができる、などの項目が達成

義務指標として指定された (ACF2003)。さらに 2007 年の改正では、ヘッドスタートの目的に、言語、読み書き、数学、科学という特定の学問領域が明記されることとなった。児童の識字力のみではなく、保健指導や親の就労支援など包括的な内容を持つヘッドスタートを、一面的な測定しかできない学力テストによって評価する NRS に対して、教育、心理学の専門家からは激しい非難の声が上がったが、2007 年の改正法の下でヘッドスタートを継続するオバマ政権の下では、さらに、学力重視の傾向と達成評価とプログラムの監視がより強化されている (Zigler & Styfco 2010:284)。

2015 年に改正された最新の「ヘッドスタート達成基準 (Head Start Performance Standard)」 (Administration for Children and Families (=ACF) 2015) では、「社会的能力」を識字や数学的理解の「学力」の下支えとして定義するのではなく、「1. 学習への入り口」、「2. 社会的、感情的発達」、「3. 言語と読み書き」、「4. 認知」、「5. 理解力、運動能力と、身体の発達」の 5 領域をバランスよく伸ばすべきであると説明されている。「達成基準」の改定に伴い、ヘッドスタートオフィス (OHS) は、2015 年 10 月に「ヘッドスタート早期学習成果フレームワーク (Head Start Early Learning Outcomes Framework, Ages Birth to Five 2015:以下、成果フレームワーク 2015)」 (Office of Head Start =OHS 2015)) を発行し、2017 年度からは順次成果フレームワークを使って監視と評価を実施するように定められた (ACF2015)。「成果フレームワーク 2015」では、上記 5 領域について各 10~13 の小項目を設け、0 歳から 5 歳までの時期を 9 か月~12 か月ごとに区切り細かく達成基準を定めている。「成果フレームワーク 2015」による 5 歳児の段階で身に付けるべき能力の指標は、およそ次のように要約できる。

#### < 1. 学習への入り口 >

- ・場に応じて感情のコントロールをし、求められた感情表現ができる
- ・教室の教具や遊具を大切に扱い、友達と友好的に共有できる

#### < 2. 社会的、感情的発達 >

- ・周囲の大人を信頼すること、指示に従って大人が求める行動ができること、

- ・ゲームの規則を守ったり会話の順番を待ったりでき、
- ・葛藤に対する基本的な解決スキルを持ち、
- ・他の子どもと仲良く遊ぶことができる、
- ・表情を見て人の感情を理解できる、
- ・家族とその文化に帰属意識を持つ

### < 3. 言語と読み書き >

- ・複数のステップの指示ができ、「誰、いつ、どこ、どのように」という様々なタイプの質問が理解できる
- ・大人が理解できる発音ができ、文法上の誤りはまれであり、過去や未来、実際に存在しないことなどについて適切に説明できる
- ・文脈から新しい言葉の意味を推測することができる
- ・身近な言葉の反意語がわかり、同義語を1、2つ言える
- ・生物、物、場所など単語の分類ができる
- ・韻を踏む語を探せる
- ・大文字 18、小文字 15 文字以上を判別でき、文字のつながりで音が変わることがわかる
- ・聞いた話の再話ができる、
- ・最近の出来事について2、3のことを関連付けて話せる
- ・本の読み方がわかる、ファーストネームを正しく書けること

### < 4. 認知 >

- ・20 までの数の理解
- ・数字と量の関係性の理解
- ・10 個のものを数えることができる
- ・一人で5までの数字、手伝えば10までの数字を書ける
- ・5までの数の加算と減算ができる
- ・単純なパターンを見つけ、模写できる
- ・重さや高さ、長さなどに基づいて物の大きさを比べられる。biggest、shortest などの言葉で比較できる

- ・五感を使って事象を観察できる
- ・事象、植物、動物を調べたり、描写したりする
- ・ルーラー、バランススケール、温度計、計量カップなどを使用して観察ができる
- ・紫色と黄色を混ぜたらどうなるかなど予測して実験する
- ・簡単なグラフを作って数を比較できることなどが挙げられる

#### < 5. 理解力、運動能力と、身体の発達 >

- ・一本足で丸太を渡る、音楽に合わせて踊る
- ・目的物に合わせてボールを投げるなど空間を把握して力を調整できる
- ・手と目の動きをコントロールしてビーズやハサミ、パズルなど細かい作業ができる
- ・食べる前、トイレの後、鼻をかんだ後に手を洗う、歯磨き、着替えなど、自分のケアについて理解している
- ・空腹時に食事の量を適切に判断できる
- ・スイングするとき人に離れるなど危険を察知して回避できる

2015年の達成基準の改正では、より評価項目が細分化された上に、全国調査との統一を目指した2003年よりも、さらにハイレベルな学力水準がもとめられるようになっている。たとえば、識字について2003年時点では、自分の名前のアルファベットを読める、10個のアルファベットを判別すると設定されていたものが、2015年では名前を書くことを求められ、18個の大文字、15個の小文字のアルファベットの判別を求められている。数学では、2003年には数字の判別にとどめられていたが、2015年には簡単な加算減算のスキル、立体図形を見て「円柱」と説明する力などが指標とされている。

成果の指標が高度化した背景には、全米を通じた教育改革の進行がある。1990年代までのアメリカは、州に教育行政の権限が任せられ、教育水準も統一されていなかった。このことがアメリカの国際競争力を低下させているという観点から、ブッシュ政権では、初等中等教育の全国評価システムの確立が目指されたが、オバマ政権では、「より優れたスタンダード」によって世界トップクラスへ

と達成基準を引き上げるが目指されることになった（松尾 2010:197）。現在のヘッドスタートは、この指標によって参加児童の達成度を測定してプログラムごとに点数化し、次年度の助成を同地区内で複数のヘッドスタートと競って獲得することになっている。

## 6. 小括

本章では、ヘッドスタートの目的である「就学準備」の内容を検討し、子どもが就学時に「連帯による承認」を得るために必要であると、政府が想定する条件を考察した。

福祉改革を背景とする 1990 年代前半の諮問委員会の答申書、およびそれを踏まえて設定された 1998 年のヘッドスタート達成指標の検討から、クリントン政権下の「質的改革」では、長期的な人間発達の基礎となる「社会的能力」の獲得が就学準備の内容とされたことが判明した。「社会的能力」は友人や教師、家族や地域の支援者との交わりの中で培われると考えられたため、両親のプログラムへの関与が以前より重視されるようになり、それによりヘッドスタートにおける文化的な配慮の不足が問題視されるようになった。しかし、その後の政権交代によって、ブッシュ政権下では公教育における学力の全国標準の設定が志向され、ヘッドスタートもそれに連動した結果、読み書きや数学などの学力を重視する項目が達成義務として挙げられることとなり、就学準備の内容が変更された。さらにオバマ政権では、国際競争力の強化を目指して、学力面での達成項目の細分化と高度化が進められていることが明らかになった。

本章の検討によって、「連帯の承認」の条件である子どもの能力は、1990 年代には人とのかかわりの中で培われる自信や対人能力が重視される傾向にあったが、2000 年代以降は学力重視に移行しており、さらに近年では学力の内容が高度化する傾向にあり、2015 年以降は、2000 年代初頭よりさらに多くの文字や言葉を理解するとともに数量への理解力を備えることが求められていることが判明した。

## 註

- (1) クリントン政権は1996年に母子世帯に対する福祉政策の改革を行い、扶

助(TANF)受給者に対して厳しい就労要件、受給期間制限を課し、改革のモットーである「福祉から就労へ」を実現したとされる。アメリカ福祉改革については、第6章で詳述する。

- (2) ただし、1998年以降の識字力への目的変更とともに、質的統制の方向性も大きく変更された。改革後期のヘッドスタートは、就学前までに全児童が10のアルファベットと5までの数字を判別できるようにすることを目標とし、その実現のためのプログラム監視を行なった。これにより、開始以来実践の基盤とされた親の関与、すなわちプログラム内容に関して親の意見やニーズを取り入れたり、意思決定に親が関わるなどの積極的な参加の機会が妨げられたという。Zigler & Styfco (2010) p. 283.
- (3) 発達心理学、幼児教育の専門家と児童、教育関連部局の官僚からなる諮問委員会は、発達の質を高めるための三歳以下児の保育ケアを推奨したが、クリントン政権は、むしろ福祉改革による就労支援のための保育に関心を寄せていたという(Zigler & Styfco 2010:274-277)。
- (4) 1997年のFACESでは、参加児童の家庭の状況について、平均世帯年収 \$ 13,200、80%が何らかの生活扶助制度を利用しており、21%は家庭内に有職の大人がいないこと、4%がホームレスであることを報告している。

## 分析資料

Advisory Committee on Head Start Quality and Expansion (1993) “Creating A 21st Century Head Start Final Report of the Advisory Committee on Head Start Quality and Expansion” ,  
<http://www.bmcc.edu/headstart/21century/index.html>, Retrieved on July 19, 2013.

Advisory Committee on Services for Families with Infants and Toddlers (1994) “The Statement of the Advisory Committee on Services for Families with Infants Toddlers”  
[http://www.bmcc.edu/Headstart/Advse\\_Commtte/index.html](http://www.bmcc.edu/Headstart/Advse_Commtte/index.html), Retrieved on July 19, 2013.

Office of Head Start (=OHS) (2015) Head Start Early Learning Outcomes

Framework, Ages Birth to Five 2015 on website of Administration for Children and Family, U.S. Department of Health and Human Services.

(「ヘッドスタート早期学習成果フレームワーク」)

<https://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/hslc/hs/sr/.../pdf/ohs-framework.pdf>

Retrieved on April 30, 2016.



## 第4章 承認される文化の境界線

### —ヘッドスタートの多文化主義—

#### 1. はじめに

本章では、ヘッドスタートが、参加家族が背景に持つ文化をどのように捉え、プログラム内において配慮をするか、しないかの境界線をどのような理屈で引いているのかを明らかにすることを目的として、ヘッドスタートの文化尊重の基本的姿勢を示す公刊資料「多文化主義理念 (The Multicultural Principles for Head Start Programs Serving Children Ages Birth to Five)」とプログラム評価の基準である「ヘッドスタート達成基準 (Head Start Performance Standards)」、および、達成基準に則した評価指標「成果フレームワーク (Head Start Early Learning Outcomes Framework, Ages Birth to Five)」を併せて検討する。

家族に対する支援をも含む包括的なサービスを特徴とするヘッドスタートは、開始以来50年間のアメリカの人口動態の劇的な変化に伴い、参加家庭の文化的背景への対応を模索し続けてきた。プログラムの開始当初は、黒人家庭が主な参加者であると考えられていたが、1970年代には、ヒスパニック系の参加者が増え二言語対応プログラムを開始し、1991年には「ヘッドスタート多文化主義理念」を発行し、参加者の文化的背景に対する配慮の指針を公に示した。

アメリカの多文化主義は、一貫した理論的指導者や社会構想に基づいて進められたものではなく、人種マイノリティの社会運動と公民権運動以後の連邦政府主導の社会改革の相互作用の中で構築されてきた。現在まで、公式な政府の指針として採用されたことはないが、貧困対策や、制度的人種主義の克服を目指す個別の政策には、多文化主義的な政策理念を掲げるものも多い(南川 2016:99)。1960年代には、人種的マイノリティの運動が大学に対してエスニックスタディーズの導入を求め、また、1970年代には、メキシコ、アジア諸国、カリブ海諸国出身の移民の急増に伴い、一部のヘッドスタートでスペイン語と英語の二言語での教育が導入された。1980年代後半から90年代にかけては、多文化教育が一般的な教育制度の中核的プログラムとして位置づけられる動きが

生じた。

1965年にヘッドスタートの計画委員会が採用した「文化相対主義」は、その社会において特定の主流文化が存在することを前提に、差異を排除するのではなく、「人種的背景と文化に敬意を示す」と定義されるにとどまっているが (Zigler & Styfco 2010:36)、多文化教育プログラムは、アメリカには複数の文化が対等に存在していること、その諸文化を相互に尊重して取り入れることを「アメリカ的価値」とし、公的領域と私的領域の枠組みも乗り越えて複数の文化の間を結ぶ関係性を構築する能力の育成も目的としている (Kymlicka 1995:76)。20世紀の初頭、移民たちの文化を破壊しアングロ＝サクソンの価値を身に付けさせることを目的として教育が設定されたアメリカにおいて<sup>(2)</sup>、多様性を内包し、多様な人々によって構築されたものとしてアメリカ社会を描きなおす多文化主義の思想は、アファーマティブアクションや二言語教育という多文化教育を導入し、教育の場における「文化」の扱いを変えたといわれる (南川 2016: 107、109)。

しかし、1990年代に入り、文化を本質主義的に固定的なものとみなし、文化的集団への帰属をアイデンティティと直結するものとする思想が「多文化主義」として普及すると、「多文化主義」は個人としての権利保護と集団の権利の承認の間にしばしば矛盾を抱え、アファーマティブアクションについての「逆差別」という視点や、集団間関係を悪化させるという批判も生み出した (同上書: 129、135、中村 2005:246)。さらに2000年のセンサスでは、複数の集団にルーツを持つ人々に焦点があたり、アイデンティティの可変性や複数性が論じられるようになり、個人のアイデンティティを、一つの集団への帰属意識を前提に考える多文化主義の「配慮」の不十分さが指摘されている (同上書: 164)。現在のアメリカは、改めて文化とは何か、そして何が配慮であり尊重であるのかが問い直される局面にあるといえよう。その中で、現在進行形で実施されている個々の多文化主義のプログラムにおける文化に対する配慮と尊重の実践を検討することで、その政策やプログラムによって、どのように文化が規定され、尊重されるもの、されないものとの境界がどのような理屈で引かれているのかを描き出すことができる。

1993年参加児童の人種別構成比		2016年 参加児童の人種構成比	
黒人	37%	白人	44%
ヒスパニック	23%	黒人またはアフリカ系アメリカ人	29%
アメリカンインディアン	4%	わからない・その他	11%
白人	33%	二人種または複合種	10%
アジア系	3%	アメリカンインディアン・アラスカ先住民	4%
		アジア系	2%
		ハワイ先住民・太平洋諸島種	0.7%
		エスニシティ	
		非ヒスパニック・非ラティーノ	63%
		ヒスパニック・ラティーノ	37%

表4 1990年代と現在のヘッドスタートの人種構成把握の比較<sup>(1)</sup>

ヘッドスタートは、貧困層の子どもの就学準備を最終目的とするプログラムであり、その目的の実現のために、母親の妊娠中から子どもが就学するまでの間の包括的な家族支援を行っている。計画時は、参加者の文化的差異を尊重する「文化相対主義」の理念を根底に持ち、1990年からは「多文化主義」を標榜し、アメリカの人種、民族、文化の変容に対峙しながら、プログラムにおける文化への配慮と尊重の方法を模索し続けてきた。表4に見るように、ヘッドスタートの1993年と現在の人種構成の把握の枠組みが大きく異なっており、2000年センサスによって開かれた複数文化へのルーツや、人種や民族だけでは問えない文化の多様性への視座を根底に有していることがわかる。こうした視座を持ちながら、ヘッドスタートは、貧困層の子どもが将来学校において「連帯による承認」を得られるよう支援する中で、参加家庭が背景に持つ文化について配慮するものとし、ないものとの境界線を参加家庭との相互のかかわりを通して構築し続けてきた政策であると解釈できる。

多文化主義の代表的論者であるチャールズ・テイラーは、多文化主義を「多様な諸文化の価値の平等性を認め、それらの存続を認めるだけでなく、その価値を認める」要求ととらえ、諸文化に対する外的な「承認」の重要性を論じた(Taylor 1994:64)。ヘッドスタートが、参加者とプログラム実施者との対話の中で導き出してきた文化的配慮の境界線は、すなわちヘッドスタートによる諸文化の「承認」の境界線であると解釈できる。

これまで多文化主義の検討は、就労や進学の際における差別是正を目的とす

るアフターマティブアクション、学校教育における多文化教育等、個人を対象としたプログラムや政策にその焦点が向けられており、子育ての実践に関わる文化的配慮について論じられることはあまりなかった。しかし、子育ては個人の持つ文化的背景と密接な関係を持つものであると同時に、家庭での育ち方、文化の尊重の仕方は、個人の持つ文化への価値観に直結しており、教育における文化的配慮を考察する上での重要な論点となりうる。ヘッドスタートが、プログラムの実践において、どのように家庭での子育ての文化をとらえ、尊重しているかの検討が必要である。

そのため、本章では、ヘッドスタートの多文化主義に関わる公刊資料を対象に、社会統合と文化的配慮という二つの志向性の中で、各家族が持つ子育ての文化がどのような理屈で尊重されているのかを検討する。これによって、家族の支援の実践の際に、承認される文化と、文化よりも優先させる事柄がいかんして区別されていくのかを明らかにする。

## 2. 問題の背景

第4章で詳述した通り、ヘッドスタートでは、1990年代から親のプログラムへの関与と子どもの認知的発達との関係について議論されるようになった。その中で、幼児期の中の家族の子どもとの関わり方は、子どもの社会的能力と学力面での達成に関連していることが示され、家族関与 (Parent Involvement) プログラムや評価の開発の重要性が説かれてきた。しかし、家族のプログラムへの関与の重要性が認識されながらも、90年代半ばからの「福祉から就労へ」と転換を進める福祉改革を背景に、ヘッドスタート児童の家族のプログラムへの参加は減少する一方であった (Duch 2005:25.)。そのため、家族参加をいかに増やすかということが議論の中心となり、具体的に家族の参加を妨げている要因が次第に明らかにされてきたが、その中で、近年は人種や民族によって、参加の頻度や関与の内容に差異が見られることが指摘されている。McWayne らは、父親のプログラム参加について、スペイン語を第一言語とする参加者が、英語を母語とする参加者に比べて著しく低いことを指摘し (McWayne, Campos, & Owsianik 2008)、Mendez は、会議やワークショップによって教師と親との連携を図るスタイルの家族参加は、アフリカ系アメリカ人にとっては満足度が高いも

の、第一言語が英語ではない家庭にとっては、参加しづらいものであることを明らかにした(Mendez 2010)。このことから、多言語対応の充実や家庭訪問型のサービスの開発が改善策として提案されているが、言語対応については、ヘッドスタートは1970年代の終わりに二言語対応を開始し、また、それ以外の言語についても、英語以外の家庭言語の使用をサポートする方針を、すでに1990年初頭の多文化主義理念で打ち出しており、現在指摘されている障壁は、90年代以降すでにプログラム構築の時点で把握されていたものと考えられる。それにも関わらず、なぜ現在も障壁として指摘され続けているのか。その要因を考えるには、プログラムのサービスを受ける側のニーズ把握だけでは不十分であり、サービスを提供するヘッドスタートがどのように参加者の文化的背景の尊重を考えているのか、その基準を検討する必要がある。前述したように、ヘッドスタートの第一の目的は、子どもの就学準備であり、アメリカの学校生活で貧困層の子どもが不利にならずスタートを切れるということである。いわば、貧困層のアメリカ市民への統合を目指しながら、多文化主義の指針を持ち、多文化を尊重している政策と言える。統合と多様な文化的背景の尊重という、矛盾するような二つの指針を併せ持つプログラムであるため、そこで承認される文化は、何らかの理屈で範囲が定められていると考えられるが、その基準について論じた研究は管見の限りない。

そこで、本章はヘッドスタートの「多文化主義理念」と、プログラム評価の基準となる政府の公刊資料を併せて検討することで、ヘッドスタートの文化尊重の判断の際の基準を明らかにする。

### 3. ヘッドスタートの「多文化主義理念」

#### (1) 文化をいかに定義するのか

ヘッドスタートの「多文化主義理念」は、ヘッドスタートを運営する連邦政府保健福祉省児童家庭局ヘッドスタートオフィス(Office of Head Start: 以下OHS)による公刊文書である。ヘッドスタートの実施団体の教育・サービスプログラム構築スタッフに向けて作られた80頁の小冊子で、プログラム作成における多文化主義対応の方針や、実践の具体例が記されている。1991年に初版が発行された後、プログラムの達成基準(Head Start Performance Standard)が改

定されたこと、および、人口動態の変化とそれに伴ったニーズ調査の結果を受け、2010年に大幅に改訂されて発行されている。本章は2010年版の「多文化主義理念」(‘Revising and Updating The Multicultural Principles for Head Start Programs Serving Children Ages Birth to Five’)を検討する。

表5 ヘッドスタートの「多文化主義理念」

ヘッドスタートの多文化主義理念 "Revising and Updating The Multicultural Principles for Head Start Programs Serving Children Ages Birth to Five" Office of Head Start, 2010										
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
との文化対応的な子どもに役割立つ。	個文化対応的偏見を見直し、それに挑む。	子どもたちのための多様な文化主義プログラムの差異に気づき、敬意	タと家族が深い配慮がある。	一言語以外の言語的発達が必要とされる。	テなすべてを維持する権利を持つ。	み対応する面でも適切な実践である。	カリキュラムの選択が作成や調整には文化組	異集団の文化を捨てること不可欠である。	ロ家族の代表者の文化的資料である。	すべての個人は文化に根差している。

「多文化主義理念」は、10条から成る(表5)。理念1では、冒頭に「文化は、人間の発達のすべての相に影響し、子育ての信念や実践に反映されている。」(OHS 2010:11)という全米研究評議会・医学研究所の発達に関する書籍からの引用が置かれ、章中では、読者自らが成長の過程でどのように文化と関わりアイデンティティを形成してきたのかを振り返る重要性が繰り返し説かれる。同時に参加児童にとっては、毎日長時間過ごす場となるヘッドスタートが文化的なアイデンティティ形成の場となりうることへの自覚が促され、最後に、文化につながるものとして「子育ての実践」、「信念と価値観」、「目標」、「相互作用と意思伝達」、「道具」、「発想と思考」の6分野が図示されている(図3)ことから、ヘッドスタートの場ではこれらが文化の表出とみなされ、配慮の対象の範囲と想定されていると解釈できる。

理念2では、職員が文化的な情報を得る方法として、親との対話が重視されており、そこでは、普段の子育てでの食事、医療に関する考え方、言葉が重要な情報として挙げられる。さらに、理念3では、子どもの発達の差異に対応す

Connections to Culture.  
文化につながるもの



図3 「文化につながるもの」(OHS 2010:19)

るため、スタッフが参加家族の文化的情報を得ることの重要性が述べられるが、その一方で、収集した文化的情報は子どもや家族を理解するための一つの要素に過ぎないと注意が促される。

「文化が人間の行動に与える影響は否定できないが、最終的には、発達に影響を与えている多くの要因のうちの一つに過ぎない。(中略)

子どもの育ちは、親の選択によって影響を受ける。親が子育ての方法について個人的に選択を行うように、文化も親によって選択され、修正される」(同上書:30)

ここから、最終的には家族との対話の中で、家族が「選択している」とスタッフによって判別された文化が、ヘッドスタートにおける配慮の対象になっていると解釈できる。

理念1-3を併せて考察すると、ヘッドスタートでは、サービス地域に属する集団や居住地域の文化について広く情報を収集することが要求されているが、

配慮の対象としては、「子育ての実践」、「信念と価値観」、「目標」、「相互作用と意思伝達」、「道具」、「発想と思考」の6分野に限定されることがわかる。このうち、「子育ての実践」、「信念と価値観」、「目標」は、プログラム参加の初期に親とのコミュニケーション、関係性を築くために理解することが推奨され、「相互作用と意思伝達」、「道具」、「発想と思考」は、参加児童の教室でのふるまい、それに対するスタッフの応じ方、児童の発達の評価のため、教室や家庭訪問で情報を得ることが求められる。

この検討から、ヘッドスタートでは家族との対話から、その家族が選択した「文化」をスタッフが判断しているとともに、その対話自体が家族の持つ文化に対する配慮を示す手段だと考えられていると読み取ることができる。

## (2) どのように多文化主義を実践するのか

理念4では、大人が考える子どもの成長の目標には、文化によって差異がみられるという視点の必要性が冒頭で説かれる。親が考える子どもの成長目標は、日々の生活における子育ての実践を直接左右するものである。そのため、プログラムの目標と親の考える目標に相違がある場合、親とプログラムスタッフとの意見の対立が生じることもある。そのような衝突の解決法として、マサチューセッツ州のヘッドスタートでの英語を話さないガーナ出身の母親とのやりとりが例示されている。

「9か月の女の子を教室に連れてきたとき、私たちはいくつか心配な点があった。その赤ちゃんは、ハイハイもできなければ、自分で座ることもできない。(中略)母親は娘が教室で受けるケアに不満気な一方、成長の遅れは気にしていない様子だった。(中略)通訳を伴った面談と家庭訪問で、母親の育った家庭では、赤ちゃんは床には寝かせないこと、布を使っていつも母親が抱っこをしていることがわかった。発達を支援するために、腹這いの時間が必要であることを説明したが、母親は、赤ちゃんを床に置かないで、と言う。やわらかいマットを使用し、その上でのみ這う時間を設けるという条件を提示して同意をもらった。しかし、母親は赤ちゃんをもっと抱っこしなければいけないのでは、と心配していた。そこで、ボランティアスタッフなどによ



って、できる限り長い時間を抱っこで過ごす、腹這いの時間も、スタッフのお腹の上に乗せたり遊ぶ時は膝の上に乗せたりする、という工夫をした」(同上書：38)

母親の文化を尊重しながら、発達支援の目的も果たせるようになったというこの事例は、ヘッドスタートの承認の境界をよく表している。ヘッドスタートは、「親と意見の相違が生じた時には子どもの発達上の利益を優先する」(同上書：35)という方針を示しており、成長過程における目標の違いについては、参加者の家庭の文化よりも、学術的根拠のあるヘッドスタートの目標が優先されている。家庭の文化は、ヘッドスタートの目標を妨げず、教室での対応が可能な範囲で承認される。

では、ヘッドスタートは、家庭での文化の価値をどのように評価しているのだろうか。理念5では、子どもの精神的な発達を支援するためにも、それぞれの家族の文化の違いを積極的に受け入れ、教室での活動に取り入れることが要求される。具体的には、参加者の民族を描いた絵本を置く、教室の壁面を使って各参加者の民族文化を紹介する、参加者の家族が民族の文化を紹介するイベントを開催するなどの方法が挙げられている。これらの取り組みにより、それぞれの家族が自分の文化がヘッドスタートで歓迎されているという気持ちになり、子どもの精神的成長のサポートに繋がると説明されている。

それぞれの家庭の文化理解や教室での実践に家庭での文化を取り入れる実践は、言語教育の面でも重視される。理念6では、英語の習得を進める上でも、参加者の家庭での言語を維持する必要性が主張される。根拠として、バイリンガル教育の文献から、子どもは第一言語を習得しながら思考能力を発達させており、「第一言語による思考能力の発達が、第二言語である英語習得の直接の支えになる」という研究成果を引用した上で、思考能力は学校での成功においてきわめて重要であると説いている。

しかし、ヘッドスタートに参加する民族は多様化しており、家庭で話されている英語以外の言語は、全体で140種類に上る。「すべてのプログラムが十分な言語スタッフを用意できるわけではない」(同上書：49)ため、参加児童の家族やコミュニティの住民との連携が重要視される。

理念7では、英語ではなく親が通常家庭で使う言語で、プログラムの内容や、日常での取り組みを理解することが要求されている。そのために、子どものみならず、家族支援にも対応するための言語スタッフを参加者の生活圏のコミュニティから採用し、ボランティアとして参加する中でトレーニングを積んでもらい、雇用できる職員へと育成することが解決策の一つとして示される。

理念8、9は、多文化主義プログラムを実施することで、異なるバックグラウンドを持つ参加者同士、スタッフ同士が、お互いの差異に接することの意義が説かれている。理念8では、子どもたちが差異に気づきやすい機会として食事を挙げている。他の子どもの、自分とは異なるふるまいに接することが、自分自身の文化に気づく機会になり、また、それらの差異に対して日常的に大人が見せる配慮や対応を子どもたちが体得していく可能性に触れている。その上で、理念9では、使用言語の異なるスタッフ同士の軋轢を例に挙げながら、「第一言語を習得しながら、英語学習プログラムを受ける子どもたちの発達を支援する最良な実践を見つけること」を共通の目標に掲げることを促す。

理念10では、文化対応的な取り組みを教室や家庭訪問での子どもの教育に限るのではなく、保健、ソーシャルサービス等も含むヘッドスタートの家族支援全体に広げていく展望について述べている。

### (3) 「尊重」する範囲

実践における対応例と展望を示す理念4—10を通して検討すると、ヘッドスタートの二つの指針が明確にわかる。理念4では、スタッフと保護者の間、理念8では子ども同士、理念9ではスタッフ間、それぞれにおける差異による対立の解決法が説明されるが、軋轢が生じた時に子どもの「発達上の利益」を優先する姿勢は一貫している。理念4の冒頭では、発達そのものについて、文化によって多様な考え方があることを述べ、「乳児が初めて歩く時期が遅いほど長生きの印と捉える文化」の例を引きながら、その文化圏では通常アメリカで見られる様な歩行の支援はされないと紹介するものの、章の間では、ヘッドスタートの「学術的根拠」によって考えられる「発達上の利益」が優先された事例（ガーナ出身の母親との対話）を、成功事例として取り上げている。

また、理念5、6、7では、家庭やコミュニティの文化をプログラムに取り

入れる実践、家庭言語の維持、コミュニティからのスタッフ育成の試みが、それぞれ子どもの認知的、精神的発達のサポートになり、教育プログラムの効果を増大するということがその意義として述べられている。

教育プログラムについては、特に家庭で話される第一言語の習得を促進しながら英語の習得を進める二言語教育についての意義を強調する記述が多い。理念9では、「第一言語（家庭での言語）を失うことの意味を理解しない親」（同上書64）には、第一言語と思考能力の発達の関連を示す学術上の根拠を文書にして渡すなどの対応が紹介されているほか、理念10でも、コミュニティを巻き込む取り組みの一例として、図書館の書籍の言語対応が挙げられている。

理念4—10で提示される多文化主義の実践法を総合して読み解くと、家庭で選択されている文化よりも、ヘッドスタートにおける子どもの「発達上の利益」と二言語教育を優先する方針が強調されていることがわかり、ここに承認される文化の境界線を見出すことができる。

ヘッドスタートにおいて、文化は、コミュニティ内での「子育ての実践」とその背後にある「信念と価値観」、「目標」と、親子の「相互作用と意思伝達」、「発想と思考」、日常使われる「道具」という範囲が想定されており、その文化は、理念上は「家族に選択されている」範囲が配慮の対象とされているが、実践においてその範囲はより限定される。文化的差異に基づく対立が生じた場合には、ヘッドスタートによって学術的根拠が示される子どもの「発達上の利益」を優先して、尊重すべき限界が判断されている。

#### 4. ヘッドスタート達成基準の文化的視座

では、子どもの「発達上の利益」はどのように判断されているのか。ヘッドスタート、EHSの満たすべき最低基準を定めた「ヘッドスタート達成基準（Head Start Performance Standard）」（Administration for Children and Families (=ACF) 2015）<sup>(3)</sup>と、それに付随する評価基準を対象に、文化的背景よりも優先させる事項とその理由を検討する。

各地のヘッドスタートは、「ヘッドスタート達成基準」を満たすプログラムを設計した上で地域別の助成金の公募に応じ、競争的審査によって選抜されて運営が可能になる。選抜された各ヘッドスタートの事業体は、プログラムの実施

期間中、政府のヘッドスタートオフィス（OHS）の各地域事務所に所属するプログラムの専門家から定期的なモニタリングと指導を受け、プログラム運営がヘッドスタートとして適格であるかを審査される。達成基準については、2015年7月に、1975年の設置以降初めての大幅な改定が発表され、よりモニタリングの機能が強化されることが明らかにされている。

これに伴う大きな変更点として、プログラムのモニタリングが法令遵守主義から成果主義へ移行することが明らかになっている。運営においては、参加者個人の文化的背景や家庭環境に合わせて、より効果的な方法を選択するよう柔軟性を持つことが望まれている。さらに、地域の研究者と連携してプログラム開発、効果の測定法の開発を推進することも奨励されている。これによって地域の他の就学前プログラムとの接続をより円滑にするとともに、プログラム設計の選択肢の幅を広げ、事業者同士の競争を促進し、成果の低い事業者を排除する目的が示されている（ACF 2015）。

この変更に伴い、カリキュラムの設計方法も大きく変更された。ヘッドスタートオフィス（OHS）は、2015年10月に「ヘッドスタート早期学習成果フレームワーク（Head Start Early Learning Outcomes Framework, Ages Birth to Five 2015:以下、成果フレームワーク 2015）」<sup>(4)</sup>（Office of Head Start=OHS 2015）を発行し、最新の達成基準では、このフレームワークを使って達成目標と評価の整合性の指針を示し、より構造的で標準化された評価を行うことを求めている（ACF 2015）<sup>(5)</sup>。そのため、ヘッドスタートの運営者は、これまでは連邦政府の基準通りに子どもと家族にサービスを提供できているか、基準に則して子どもの発達に働きかけができていないか、という点を評価されていたのに対して、2015年7月の改定後は、政府が示す発達の基準にどれだけの参加児童が到達できているのかが評価されることになり、そのアプローチの方法は、各事業体に任されるようになった。

到達の基準は、「1. 学習への入り口」、「2. 社会的、感情的発達」、「3. 言語と読み書き」、「4. 認知」、「5. 理解力、運動能力と、身体の発達」という成果の5領域約60の小項目に指標が分類されている。さらに、その到達指標は、生後9か月まで、18か月まで、36か月まで、48か月まで、60か月までという5期に区切られた月齢ごとに示されている。たとえば、「5. 理解力、運動能力

と身体の発達」の領域の小項目である「総合的な運動能力」の項目を見ると、3つの到達目標が挙げられる。そのうちの一つに、「移動や姿勢を保つため大きな筋肉を効果的に使えることを子どもが示す」という目標について、「はいはいをする、座る、自分の決めた目標物を蹴ったり、たたいたりできる(9か月)」、「這うことから歩行へと転換し、地面の状態によって歩き方を変える方法を学ぼうとする(18か月)」、「さまざまな姿勢をコントロールし、座位から立ち上がる、走ること、跳ぶことがコントロールできる(36か月)」「目的に応じて自分の動きをコントロールでき、指示やその場の状況に応じて、歩く、走る等、行為のスピードを調整できる(36か月)」、「高く跳ぶ、跳躍する(48か月)」、「丸太の上を、バランスをとらず、落下することなく歩ける、梯子をのぼる、ダンスをするなどで大きな筋肉のバランスを示す。鬼ごっこなどで強さとスタミナを示す(60か月)」という目標がそれぞれ示される。

このように、5領域、約60項目についてそれぞれ9か月からおよそ12か月ごとの細かな到達目標が示され、「ヘッドスタートの目標達成のため」、「二言語を学ぶ子ども、障害のある子どもも含むすべての子どもに育成されなければならない」(OHS 2015:巻頭言)と定められている。

参加児童の文化的背景について、それぞれの目標達成の過程において配慮するよう注意を促す記述が見られる。まず理念を表す頁で、「家族は、子どもの早期学習と教育において主要な影響を与えるため、尊重され、支援されなければならない。家族の知識、スキル、文化的背景は子どもの就学準備に貢献する」(同上書:3)という指針が示される。次に、子どもの到達の評価を下す際の注意として「多様な言語的、経済的、文化的背景を持つ子どもと障害のある子どもにとって実質的価値のある評価」(同上書:6)であるべきで、「教師の知識と、それぞれの子の文化的背景への理解を組み合わせることで、その子どもの独自の学び方が認められることを保証する。」(同上書:8)

すなわち、これらの記述から、文化的背景は目標達成と評価の過程において尊重されており、文化的な差異によって個人の到達目標を変更するなどの措置は取られていないことが読み取れる。具体的な到達目標に則して示される尊重の方法も同様の傾向にある。たとえば、「2. 社会的、感情的発達」の領域では、月齢に応じて衝動的な感情の処理、感情の表現ができることが到達目標として

示されているが、衝動的な感情の処理の方法が文化圏によって異なること、素直な感情表出が肯定的に捉えられる文化もあれば、逆に感情を表現することを避ける文化もあり、このような違いにより、子どもの社会的、情緒的発達を経路、スピードが多様になることが指摘され（同上書：12、23）、評価時の配慮が促されている。また、同様に評価時の配慮を促すものとして、「5. 運動能力、身体的発達」の領域では、次の記述がある。「文化的、個人的な差異が配慮されるべきである。名前を書くのに筆を使う文化もあれば、食べるために手と目の高度な調和を必要とする道具を使う文化もある。彼らの運動能力の発達は、生活体験に応じて他の子どもたちとは違ったものになる。子どもの食べ物の好みは文化に基礎を置き、他の文化では健康的だと考えられる食べ物を拒むこともある。」（同上書：67）

目標達成の過程における配慮は、「3. 言語と読み書き」の領域で具体的に示される。「萌芽的リテラシー」の小項目において、9か月、18か月の子どもの言語発達を促すため、子どもの文化的背景を考慮して、その子どもにとって親しみのある物、歌、物語などを利用する方法が提案されている。

「成果フレームワーク 2015」の中で、具体的に「目標」として文化が明示されるのは一か所だけである。「2. 社会的、感情的発達」領域の、「帰属意識とアイデンティティ」という小項目で挙げられた「家族、コミュニティなどの集団の一員であるという意識を持つ」という目標についての、36—48 か月児の到達基準について書かれた「言葉や、家族の絵を描いたり、その子の家庭の文化的伝統にかかわる特別なものを知らせるなどの表現の方法によって、家族への帰属意識やコミュニティへのつながりの意識を人に伝える。」（同上書：33）という記述である。この目標に関連して、アイデンティティや帰属意識は、子どもの自尊感情と自信を支えるため、および就学準備と学習意欲に大いに貢献するため必要なものだと解説されている（同上書：22）。

「成果フレームワーク」の記述から、各年齢における到達の基準は文化的背景への配慮によって変更されるものではないことがわかる。文化的背景が尊重されるのは、基準に到達するまでの過程で、文化的配慮が基準に合致した発達を促進すると見込まれる場合と、参加者の発達が基準に到達しているかの判断の際に限られるという、配慮の境界線を読み取ることができる。

## 5. 文化よりも優先されるものは何か

「多文化主義理念」は、ヘッドスタートが「文化」と見なし、配慮の対象とする分野を「子育ての実践」、「信念と価値観」、「目標」、「相互作用と意思伝達」、「道具」、「発想と思考」の6分野とし、配慮の範囲を「家族に選択されている」文化と定めた。しかし、家族の選択の範囲は、スタッフとの話し合いにより、「子どもの発達上の利益」を理由に変更される場合がある。3. (2) で例に挙げたガーナ出身の母親の場合、赤ちゃんを常に抱いて床に置かない、という自らの選択は採用されず、スタッフとの話し合いによって、腹這いの時間をはじめ、赤ちゃんが体に触れながら床で過ごす時間を増やす措置が取られている。このように、家庭の選択する文化がヘッドスタートの方針に合致しない場合、家庭の選択範囲が変更されるが、その時に使われるのは、「発達上の利益」を優先するという理屈である。

「発達上の利益」とは、ヘッドスタートによって定められた到達基準に則しての利益である。3. (3) で触れた「乳児が初めて歩く時期が遅いほど長生きの印と捉える文化」のように、ある発達上の表出について文化によって適切とされる時期に差異がある場合、その差異を尊重して基準が変更されることはない。「ヘッドスタート達成基準」により、参加児童は、定められた月齢に応じて定められた発達の目標に到達しなければならず、その基準を満たすことが、プログラムがヘッドスタートとして存続する条件になっているからである。「成果フレームワーク 2015」では、様々な文化的背景によって、発達における成果の表出の方法、成果へのアプローチ法が異なることが繰り返し説かれるが、そのような配慮は、参加家族や児童がヘッドスタートの場に安心して参加し、成果を十分に発揮するため、および成果を正確に評価するためという理由が述べられる。

一方、家族が選択していない範囲にまで、文化的配慮を広げる場面もある。それは、二言語教育である。3. (3) で述べたように「多文化主義理念」の理念9では、第一言語（家庭言語）を失うことの意味を理解しない親」に対して、家庭言語の重要性について説得する方法が提示されるが、家庭言語の存続を強調する理由として「成果フレームワーク 2015」では、二言語の習得が「発達上の利益」に供し、就学準備の達成に有効であるからだと述べられている（同上

書:11)。

これらの分析により、ヘッドスタートにおいては、成果の側面では統合の志向が優先されており、成果目標に到達するまでのアプローチと、個人の到達度評価の際に、文化的背景の尊重や配慮が強調されていることがわかる。ヘッドスタートは、文化的配慮の範囲を「その家庭が選択している範囲」と定めながらも、「達成基準に示される目標への到達しやすさ」を優先する「発達上の利益」という理屈で、その範囲の制限や拡大をしていることが明らかになった。

## 6. 境界線を定める「発達上の利益」

ヘッドスタートの多文化主義は、参加者の文化的差異について、それぞれの背景にある民族・文化的集団に特有の属性としてではなく、家族の選択の結果として捉え、参加者との対話を通じてその理解を深めるという指針を示している。これには、各文化・民族集団や地域コミュニティに対する一元的な理解や思い込みを避けることが意図されている。一方で、参加者の文化的選択と「発達上の利益」が相反する事態に面したときに、「発達上の利益」を優先することで、統合が実現されることも示される。これは単に、「発達上の利益」を理由に家族の希望を受け入れないという方向性だけでなく、家族が希望しなくても母語の保持を促すというように、差異を積極的に受け入れ承認の幅を広げるという側面も併せ持つものであった。ヘッドスタートにおいて統合を志向する「中立的」基準は、単に同一性を強化するものではなく、差異を承認し、それが「発達上の利益」に供するならば活用することも企図されていることを、本章は明らかにした。

理念の上で差異への配慮を明示しつつも、それでもなお、文化的背景による参加の偏りが指摘されることについて、本章の議論からは次の原因が推論される。それは、第4節で論じた2015年7月の「達成基準」の改定までは、法令順守主義が採られていた点である。改定前は、子どもに対する働きかけのプロセスが評価の対象とされ、子どものそれぞれの発達段階へのアプローチ方法そのものへの厳しい審査と監視の目が向けられていた。そのため、理念上の文化的配慮を日々のプログラム運営に反映できず、参加者の文化的背景によって、参加のしやすさやプログラムの意義についての理解と親和性に差異が生じ、それ



がプログラムへの両親参加率の差異につながっていたと考えられる。

「達成基準」の改定により目標到達の成果を問うシステムに移行されることで、定められた時期に一定の到達基準に達するならば、アプローチの方法は問われないものとなり、理念上は、発達を促す各段階で個々の文化的選択を充分に配慮した柔軟なカリキュラムを構築することも可能になる。しかし、一方で、徹底した成果主義によって、地域のヘッドスタート同士の競争を促進することも改定では企図されているため、激化する競争の中で、「発達上の利益」を優先するという理屈で、その目的に供しやすい文化には親和的な環境が作られ、そうでない文化を持つ人にはバリアを感じさせるようになり、新たな参加の偏りを生み出す危険性も否定できない。

## 7. 小括

本章は、参加者の文化的差異の尊重の境界について、連邦政府発行の「ヘッドスタート多文化主義理念」と、「ヘッドスタート達成基準」および「成果フレームワーク 2015」の検討によって、ヘッドスタート参加者の文化的差異の尊重は、ヘッドスタートの達成基準に基づいて判断される「発達上の利益」に供するか否かという判断によって、尊重されるものとされないものの境界線が引かれていることを明らかにした。

参加者の文化的差異が尊重されるのは、子どもの発達の成果指標に到達するまでの過程で文化的な配慮が参加児童の発達を促進すると見込まれる場合と、参加者の発達が基準に到達しているか否かの判断の際に限られている。参加者の文化の尊重を優先することで基準への到達が遅れると予測される場合は、「発達上の利益」を説明するという「配慮」がされるが、参加者の文化は選択されない。本章では、ヘッドスタートが「その家庭が選択している」文化を広く尊重する多文化主義理念を定めながらも、達成基準に示される目標への到達しやすさを優先する「発達上の利益」という理屈で承認の境界を定めていることを解明した。

## 註

(1) 1993年の人種構成は「1993年ヘッドスタートの質と拡張に関する諮問委

員会答申書“Creating A 21st Century Head Start”より、2016年の人種構成は、Head Start Fact Sheet 2016より転記。

- (2) 移民の増大した19世紀末から20世紀初頭の教育の目的について、教育学者であり、スタンフォード大学の教授であったEllwood P. Cubberlyの次の記述がしばしば引用される。

「われわれの仕事は、これら(文化の違う)の集団や群衆生活地を解体して、これらの人々を我々アメリカ人種の一部に同化し、融合することにある。そして彼らの子どもに、正義、法、と秩序および市民政治といったアングロ＝サクソンの概念を植え付け、彼らに我々の民主的諸制度及び我々が人民として守り続けてきた国民生活に対する尊敬の念を喚起することにある(Cubberley1909)。(森茂1999:166)」

- (3) Administration for Children and Families(=ACF)(2015) Federal Register/45CFR Head Start Performance Standards; Proposed Rule’ (=ヘッドスタート「達成基準」2015改訂版)

<https://www.federalregister.gov/articles/2015/06/19/2015-14379/head-start-performance-standards>(2016年4月3日取得)45CFR Part 1304.20

- (4) Office of Head Start (=OHS) (2015) Head Start Early Learning Outcomes Framework, Ages Birth to Five 2015 on website of Administration for Children and Family, U.S. Department of Health and Human Services. (「ヘッドスタート早期学習成果フレームワーク2015」)

<https://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/hslc/hs/sr/.../pdf/ohs-framework.pdf>  
(2016年4月30日取得)

- (5) ヘッドスタート「達成基準」45CFR1302.33 ‘Child Screenings and Assessment’による。

## 第5章 家族の役割は何か

### 1. はじめに

本章では、ヘッドスタートの家族支援によって提示される親の役割を考察する。家族支援は1990年代の福祉改革と強いつながりを持ち、クリントン政権下のヘッドスタートの質的改革によってその内容や参加率向上のための方法が検討されるようになり、近年はプログラム評価の方法が検討されるようになった。そのため、本章では福祉改革の中で、ヘッドスタートの参加者にかかわる事項の内容を確認したのち、1990年代からの家族支援の変遷を追う。その上で、達成基準に則した家族支援のフレームワーク The Head Start Parent, Family, and Community Engagement Framework（以下PFCEフレームワーク）を検討し、現在のヘッドスタートがどのような親役割を規定しているのかを明らかにする。

さらに、福祉改革によって導入され、2000年以降のブッシュ政権、オバマ政権で活発化してきた父親に特化した取り組みについて、児童家庭局後援の調査報告書 Father Involvement in Early Head Start Programs: A Practitioners Study と父親向けプログラム導入についてのガイドラインである「ヘッドスタートブレティン (Head Start Bulletin vol.77)」を併せて検討し、ヘッドスタートにおける親役割の中に父親がどのように位置づけられるのかを解明する。

### 2. 福祉改革とジェンダー

ヘッドスタートが開始された1960年代、貧困と女性のかかわりは顕著ではなく、人種、民族、失業、地域、高齢が、貧困と密接な関わりをもつと考えられていた。ジョンソン政権の「貧困との戦い」において、社会福祉予算の大幅増やアフターマティブアクションの導入による対応の結果、経済の堅調にも支えられ、貧困人口は14年間で1100万人減少した(有賀・油井編2012:135)。しかし、その後再び貧困率は上昇を始め、1981年には貧困線以下で生活をする人口のうち、75%が女性と子どもであるという状態になり、「貧困の女性化」という現象が問題として浮上した(杉本2003:42)。

「貧困の女性化」は、離婚や10代の妊娠、未婚の母の増加と、それに対応す

る福祉政策の不備によって1980年代に急速に深刻化した。これに対応する公的援助であった要扶養児童家族扶助 (Aid to Family with Dependent Children、以下 AFDC) は、受給者の急増にともない支出が莫大なものとなり、批判されるようになっていた。AFDC 受給者に対する、多産で働かず福祉に依存している自堕落な「ウェルフェアマザー」という一般的なイメージと、福祉が貧困を削減するのではなく助長するのだという世論の高まり (同上書:122) を背景に、「小さな政府」を標榜するレーガノミクスのもと、貧困女性と子どもに対する政策の国家予算は削減され、新たな福祉理念が打ち出された。それは、「子どもを持っている人は、母親であれ、父親であれ、結婚していようとシングルであろうと、自活すべきである」というものである (同上書:47)。1988 年には、家族援助法 (Family Support Act :FSA) が成立し、労働可能な母親は、パートタイムで働くことによって収入を得て、自分の子どもを育てる責任があるという方針が明確に打ち出された。これ以降、AFDC は懲罰的側面を強める方向に向かうとともに、子どもと同居していない親に対しての養育費の履行が強化されていった (同上書:122, 123)。

AFDC は、18 歳未満の児童を扶養する家族への現金扶助であり、受給資格の基本要件として親が肉体的、精神的に無能力であること、または、家庭に不在であることが求められていた。1935 年に創設された当時は、要扶養児童援助 (Aid to Dependent Children、ADC) という名称で、その目的を「家庭内で貧困児童の養育を可能にする」としていた (Platky, L. D. 1977:17)。1962 年の改定によって、名称が要扶養児童家庭援助 (Aid to Dependent Children、AFDC) へと変更されるとともに給付の範囲が広げられ、失業のために親が困窮に陥っている児童が援助対象となった。また、その失業も父親と母親との両方に適用できるようになり、受給の単位が児童から家族へと拡大された (杉本 2003:32)。このように、AFDC は本来就労を条件とせず、家庭での子育てを可能にするための制度であったが、1980 年以降はシングルマザーの増加と、税の不公平感に対する世論の高まりから、福祉改革のターゲットへと定められていった。

1996 年にはクリントン政権下で成立した「個人責任と就労機会調停法 (Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act: PRWORA)」によって AFDC は廃止され、代わるものとして「貧困家族への一時扶助 (Temporary

Assistance for Needy Families: 以下 TANF)が創設された。従来の社会保障法のもとでは、一定の受給条件を満たす限り、連邦政府の責任で最低限の福祉が保障されたが、TANF については、連邦から州への、総額に上限を定めた一括補助金とされた(同上書:147)。受給には、生涯で累積 60 か月、継続では 24 か月という期間制限が設けられ、受給中も厳格な就労要件が課せられた。こうして、福祉改革によって、貧困家庭への支援は永続的な現金給付から、就労を促進するものへと変容した(阿部 2004:68)。州は、受給者の一定割合を労働活動に参加させる義務を負い、達成できなかった州は、次年度の補助金を 5%削減されること、一方で、受給者を大きく減少した州は、年ごとの受給者への就労要求の割合を緩和できることが定められた(杉本 2003:150)。

また、PRWORA では、TANF の創設に付随して「児童養育強制履行制度 (Child Support Enforcement : CSE) が変更された。この変更は、父親認知を行う比率の増加、親の所在や財産に関する情報の全集にわたるネットワークの確立等によって、子どもの父親が養育義務を果たすことで、TANF の受給者、受給額を減少させることを目的としたものである(同上書:129)。CSE は懲罰的側面も持つため、政策によって子どもに対する父親の責任が強調されることとなった。一連の福祉改革と、ヘッドスタートの大規模な質的改革が連動していることはすでに第 3 章で触れたが、家族支援の面では、両親の就労促進と連動しての保育時間の延長と、CSE と連動してのプログラムへの父親参加の導入が大きな変化として挙げられる。

ヘッドスタートの開始時において、貧困と女性が直接結びつけて論じられていなかったのにも関わらず、ヘッドスタートにおける「親(parent)」は「母(mother)」と長年同義であったことが、たびたび指摘されている(Ames & Ellsworth 1997:17、Kuntz1998:17)。経済機会局(OEO)の発行するヘッドスタートに関する文書では、「親」と「母」が混同して用いられ、スタッフが「親」を語る時の代名詞は「She」であったという。ただし、開始当初のこの表現は、ヘッドスタート参加者が母子世帯であることを意味するわけではない。クントツは、計画委員や職員たちにとっては、二人親の家庭であっても、直接子どものケアをするのが母親であり、それを見守るのが父であるというジェンダー観が前提となっていたのがその要因であったという(Kuntz1998:17)。

ヘッドスタートは、このように元来ジェンダー単一的であった親役割の中に、福祉改革上の要請から父親役割を導入し、その上で家族の役割を再構築しようとしている。

### 3. ヘッドスタートの家族支援

ヘッドスタートでは家族支援は、家族 (Family) および両親 (Parent) インヴォルヴメントとエンゲージメントという言葉で表現されている。開始当初のヘッドスタートは、インヴォルヴメントの内容について、(1)プログラムの作成、運営に関する意思決定のプロセスに参加する、(2)職員、ボランティア、観察者として教室に参加する。(3)ヘッドスタートスタッフの家庭訪問を受け入れる、(4)両親対象の教育活動に出席する機会を持つという4項目を法律で定めていた(Public Law 90-222, Sec. 222)。貧困層の支援について、当時は親と子どもは全く別々に考えられるか、もしくは親が子どもに悪い影響を与えるという懸念から対象から外されるかどうかであるのが当然であった中、プログラムに両親を取り込むヘッドスタートの内容は急進的なものであり、その後、ヘッドスタートの大きな特色として認知されるようになった。1970年には、組織の意志決定における親の役割が、職員の雇用解雇、プログラムの方針決定、カリキュラム決定、財政にまで及ぶようインヴォルヴメントの定義が広げられ、Head Start Policy Manual によって明文化された(Ellsworth & Ames, Eds 1998:xiii)。参加児童の家族のプログラムへの積極的な関与を促進する根底には、第2章で見たように、「参加することによって両親が学ぶことができる」というだけでなく、両親の意見をプログラムに取り入れる機会を作ることで、親子ともが持つ文化的、民族的背景への自尊感情を強めるという計画委員会の期待があった。この取り組みによって、教育的な現場で、スタッフと子どものやり取りを親が直接見る、ある一定の運営責任を負い社会に参加する、という実践的な両親教育ができ、両親のエンパワメントを実現するという構想が描かれていた。プログラムでの家族支援を確実にを行うため、1974年には、補助金獲得の要件として、両親が直接プログラムに関われるよう取り組みを設けることがコミュニティ・サービス法 (Community Service Act of 1974) に明文化された。しかし、1990年代に入るまでは、プログラム評価の範囲が子どもの達成評価に限られて

いたことと、予算の関係上、70年代に定義されたような活発なインボルブメントを実際には実施しにくい状況が続いていた(同上書:xiii)。

1990年代のクリントン政権下でのヘッドスタートの大改革は、プログラムの質的向上を志向する中で、家族支援についても、理念上にとどめるのではなく、それぞれのプログラムでの実行を求める方向へと変更を加えた。まず、1993年に、ヘッドスタート事務局は「Head Start Vision for Parent Involvement」と題し、親の関与の促進についてヘッドスタートの全員が責任を持つ、という方針と、その目標として「子どもにとって最初の教育者、養育者、擁護者として親をサポートする」、「すべての親にヘッドスタートにおいて意義ある経験をする機会を提供する」、「属するヘッドスタートの方針やプログラムの決定についての意志決定への親の参加を保証する」ことを宣言した。

1996年には、この方針を具体化した内容がヘッドスタートの達成基準に盛り込まれた。ヘッドスタートを運営する各事業体は、プログラム意思決定、運営への両親参加、各家族のニーズに則した両親教育、早期ヘッドスタート(EHS)の教室活動への両親参加、ボランティアまたは雇用スタッフとしての両親の参加、プログラム内外で親としての学びを支える、地域の他の組織と協働して家族の読み書きの力を向上させるサポートをする、栄養、衛生、安全、応急処置に関する教育、メンタルヘルスについての教育と地域の他の社会サービスとの接続について機会を提供することが義務づけられ、その内容が助成金取得、継続の際の評価対象にされることが定められた(Office of Head Start 2015: Head Start Program performance Standards, 45CFR Chapter X III, 1304.40.)。

そのため、学術研究の成果を生かした根拠に基づくプログラム構築と統一的な効果測定、評価システムが求められ、1998年には、「ヘッドスタート研究・評価に関する諮問委員会」(Advisory Committee on Head Start Research and Evaluation)が招集されることとなった。27人からなる委員のうち、21人は子供の発達、早期児童教育、発達プログラム、調査法、評価法、方法論の研究者および専門家であり、6人は保健福祉省、教育省所属の連邦政府職員である。諮問委員会は、1998年から2010年にわたり継続され、この間、各プログラムが達成基準を満たすことを確保するための厳格な監査プロセスの確立、プログラムの質的是正を行うトレーニング技術の提供、補助金の交付の事業体を選別する

ための実施者の説明責任が強化されてきた (Advisory Committee on Head Start Research and Evaluation 2012:2)。

家族支援についても、プログラムにおける研究成果の活用が目指されており、Early Head Start Research and Evaluation Project (EHSREP)、Head Start Impact Study (HSIS)の結果を根拠に、その有効性が説かれている。親子関係については、3歳児の時点で、ヘッドスタートの親は対照群に比してより多く読み聞かせをする傾向にあり、それは、ヘッドスタート終了1年後の良好な親子関係と正の相関がみられることが指摘されている (HSIS)。また、親自身の変化について、ヘッドスタートの親は、対照群に比して、職業トレーニングや教育活動への参加率、プログラム終了後に職を得ている率が高いこと、また人口統計上のリスク因子である、ひとり親、公的扶助の受給、無職で就学も職業訓練もしていない、10代の親、高校中退という条件を有する家族にとって、早期ヘッドスタート (EHS) が有利な働きをしていることが示唆されている (EHSREP) (同上書:64)。

研究成果を根拠に、2011年には、PFCE フレームワークが発行され、基準に則したプログラム内容を確実に実施するためのファミリーエンゲージメントの枠組みが提示された。エンゲージメントという言葉は、2010年前後から保健福祉省 (U.S. Department of Health and Human Service)、教育省の資料でも共通して用いられている。保健福祉省児童局の説明によれば、ファミリーエンゲージメントとは、主に児童福祉、少年法、問題行動を扱う医療、幼児教育、教育の分野で使用されており、それぞれの分野によって若干の定義の違いが見られるが、スタッフと親とのコミュニケーションによって子どもの目標を設定し、双方がその達成のために責任を負い、良好な関係性を維持するというアプローチである<sup>(1)</sup>。ファミリーエンゲージメントは、子どもの知的、身体、社会、情緒面において健全な発達を促し、就学と小学校以降の学力の向上を支えるものとして、2016年5月には保健福祉省と教育省が連名で、すべての幼児教育、初等教育でファミリーエンゲージメントのシステムを促進するための政策綱領を発表している<sup>(2)</sup>。

ヘッドスタートでは、達成基準に定められたインヴォルヴメントを実現するための実践的な方策としてエンゲージメントが位置づけられている。そのため、次節ではヘッドスタート局発行の達成基準に則したエンゲージメントの取り組



み方を指南する PFCE フレームワークを検討する。

#### 4. 家族への条件提示

The Head Start Parent, Family, and Community Engagement Framework (PFCE フレームワーク)は、2011年に保健福祉省児童家庭局ヘッドスタート事務局(OHS)によって発行された。達成基準に則してプログラムを実施するための体系的なガイドである。ヘッドスタートプログラムと家族、専門家、国立両親・家族・地域協働センター(National Center on Parent, Family, and Community Engagement)によって開発されており、子どもの発達と学習の促進について研究に基づくアプローチ法が提示されている。ヘッドスタートの事業体で提供されるプログラムをベースとして、環境、指導と学習、家族、地域のすべてが、子どもの就学準備と小学3年生までの継続的な発達と学びを目標として連携することが基本的な枠組みとして説明されており、その実践によって期待される家族の成果として表6の7項目が挙げられている。

PFCE フレームワークにおいては、両親と家族(Parent and Family)が主語として併記されており、両親のみに役割遂行を限定せず、家族の中で可能な誰かが、もしくは家族が協力して、ヘッドスタート、地域と連携して目標志向型の子育てをすることを求めている。ここで示す「家族」には、父親、母親、祖父母、親戚、親密にケアにかかわる人、LGBTの親、妊婦と胎児の父、10代の親、後見人等が含まれている(OHS 2011 PFCE:9)。

家族にはまず、子どもの安全、健康と経済的基盤を保障するよう努め、子どもと良好な関係を築くことが求められる。良好な関係とは、子どもの学習面に積極的にかかわり、子どもの環境の変化と発達をサポートできるようなスキルや知識を持つことであり、そのために親自身も学び続けること、地域コミュニティやヘッドスタートと協働し、子どもの発達と学習面の向上を支える社会関係資本を築くことを求められていると読み取ることができる。

表6 家族との協働による成果

1. 家族の幸福	両親と家族が安全、健康、経済的保障を増進する。
2. 両親と子どもの建設的な関係	親になる最初の段階から、両親と家族が子どもの学びと発達を育てる温かい関係を築く。
3. 生涯の教育者としての家族	両親と家族が家庭、学校、コミュニティでの子どもの日々の学びを監督し、導き、促進し、参加する。
4. 学習者としての家族	両親と家族が教育、トレーニング等の子育て、キャリア、人生の目標を支援するプログラムを通じて、自らの学習への関心を前進させる。
5. 移行期における家族の協働	両親と家族がEHSから小学校までを通じて、子どもの新たな学習環境への移行期に学びと発達を支え、守る。
6. 仲間や地域と家族のつながり	両親と家族は、支援的で、教育的であり、社会福祉と共同生活を向上させる、公式、非公式のネットワークの中で、仲間と助言者との関係を作る。
7. 代弁者であり指導者としての家族	親や家族がヘッドスタートのリーダーシップの発展、意思決定、プログラムポリシーの開発に参加し、子どもの発達と学習経験を向上させるための自治体や国家が運営する活動に参加する。

OHS(2011) The Head Start Parent, Family, and Community Engagement (PFCE) Framework p.5 より

PFCE フレームワークは、このような成果を得るために「家族」が、スタッフと子どもの目標を共有し、対等な関係性で協働することを求めているが、具体的内容としてはそれぞれにおいて複数の取り組み事例を挙げるのみで、家族にとっての義務を定めることはしていない。家族の義務を明示しないのは、「達成基準」においても同様である。それは、ヘッドスタート参加家庭は、家族の構成についても職業の形態についても、公共サービスのニーズや受け方についても多様であるという事情が考慮されているためである。「ヘッドスタート研究・評価に関する諮問委員会」の提言書（2012）によれば、ヘッドスタート参加者のうち57%の世帯主がひとり親であり、そのうちの半数の親は無職、別の15%は職業トレーニング中かまたは就学している。両親家庭の親の大多数は、少なくともどちらかの親が就業しているが、19%は両親ともに就業していない。また、社会保障の受給については、参加家庭の58%がWIC (Women, Infants, and Children) という栄養サービスを受けているものの、TANF 受給者は7%であり、SSI (Supplemental Security Income Benefits) という障がい者、障がい児対象の手当受給者7%と、少数にとどまっている(Advisory Committee on Head Start Research and Evaluation 2012:63)。

こうした多様な家族のニーズを把握して対応するため、現在は、多くのヘッドスタートで、入園時に職員による家族のアセスメントが行われている。例えば、カリフォルニア州 Pediatric Therapy Network Early Head Start の手引書 (Parent Handbook) では、次のように定められている。

入園時に面接または家庭訪問によって、家族が何に困っているのかを把握し (Family Needs Assessment : FNA)、家族と子どもの目標を定め (Family Partnership Agreement) スタッフと家族が協働して目標に向けて努力をすることについて合意をする。この際に、社会保障、心身の健康面、住居、子育て、就労、教育に関する必要や問題などがあれば、スタッフは家族と適切な社会サービス、地域の支援システムとをつなぎ、継続的な支援を受けられるようにする。入園時に定められた個別の目標は、達成したとき、または少なくとも1年に1度はスタッフと家族との面談において更新され、段階的に新しい目標を定めていくこととなる。

月に1度は保護者会が開催され、プログラムポリシー審議会からの報告やプ

プログラムの変更事項の説明を受けるほか、ティーパーティや食育講座、育児に関するワークショップや講習会が開かれ、家族間の交流の場として機能している。また、保護者会が主体となり、地域の公園、美術館、図書館等への見学を企画している。

達成基準に基づき、プログラムポリシー審議会が設けられており、両親の代表委員と地域住民、事業体スタッフが協働して、プログラムの方針、目標と手続き、職員の採用基準の見直し、職員の採用や解雇、州や地方自治体、その他の幼児教育助成金への応募、年間のプログラムの自己評価を行っている。参加児の両親はプログラムポリシー審議会には希望すれば参加することができるし、すべての親が、親の代表委員、地域コミュニティの代表者を選出する際の投票権を持つ。

また、ヘッドスタートプログラムのほか、ヘッドスタートの事業体が行う他の事業で親は自身の関心や経験に応じてボランティアとして参加をすることができ、そのボランティア参加時間は、TANF ほか公的扶助サービスの受給で要求される就業訓練の時間として申告することができるシステムが整えられている (Pediatric Therapy Network Early Head Start, Parent Handbook より)。

達成基準に示される通り、両親や家族が参加する開かれた機会が日常の保育ボランティアから、プログラムの意思決定にまで渡って広く設けられているが、家族・両親に何らかの条件が課されているわけではない。しかし、子どもの欠席が続いたり教育担当者との面会できないなど、当初定めたエンゲージメントにかかわる努力が不可能な場合「ヘッドスタートへの参加があなたの家族にとって正しい選択なのか決めるために」連絡する (Pediatric Therapy Network Early Head Start, Parent Handbook : 5) と書かれており、両親またはそれに代わる立場の者は、定期的に職員と接して、目標に応じてプログラムに参加・関与することが促進されている。

ヘッドスタート研究・評価に関する諮問委員会が 2012 年に公表した最終提言書では、このような取り組みの効果を評価しながらも、今後は地域の他の支援プログラムのデータも含めて検討し、確実に子どもの成果につながる家族支援モデルを構築するべきであると提言している。これまでの研究成果の蓄積をもとに、PFCE フレームワークの 7 項目の成果を測定できる方法を開発すること、

またその成果が子どもの成果につながる経路を見出す研究に着手するべきだという提言内容からは、研究による根拠を基にしたプログラム構築が進められること、そして、子どもの成果につながる取り組みが優先されるという今後の方向性を読み取ることができる(Advisory Committee on Head Start Research and Evaluation 2012:67-74)。

現在のヘッドスタートの取り組みでは、親や家族の役割として、家族のリスク因子を減らし、子どもがヘッドスタートの目標達成に向けて取り組むことができるように環境を整え、ともに学び、サポートすることが求められていることが明らかになった。ただし、その役割遂行のレベルは、家族の多様な就業状態や文化的背景、その他生活上の事情を鑑みて、実行できる範囲をスタッフと家族との面談によって個別に決める方法がとられており、親の役割について家族の選択を尊重する余地が残されている。

このように、PFCE フレームワークでは両親的役割を担う人を幅広く設定し、人種・民族的背景の違いだけではなく LGBT も含めた家族の多様性に対応できるような枠組みが設定されており、親役割におけるジェンダー分業は想定されていないように解釈することができる。では、1990年代以降に導入が進められた男性の参加促進を目指すプログラムでは、どのような方法により男性が親役割に参加することが奨励されたのだろうか。

## 5. 父親に特化したインヴォルヴメントの促進

### (1) 政府主導の父親運動

ヘッドスタートでは、Fatherhood Initiative という言葉で、父親に向けたプログラム関与の促進が開始された。この取り組みは、クリントン政権下の福祉改革の中で開始されたもので、児童養育強制履行制度と連動するものである。1995年にクリントン大統領は各省庁、機関の長あてに「家族における父親役割支援 (Supporting the Role of Fathers in Families)」を通達し、「強い家族と家族内で重要な役割を担う父親の存在が国家の先行きを左右する」と述べ、従来、女性と子どもを対象にしていた家族支援プログラムに父親を含め、父親がより子どもに関わるように見直しや修正を行うよう求めた。ゴア副大統領の要請によって、父親関与と子どもの発達の相関を示す既存の研究結果が報告書

「養育的父性 (Nurturing Fatherhood: Improving Data and Research on Male Fertility and Family Statistics)」にまとめられたのち、1999年にはヘッドスタートだけではなく、全米でFatherhood Initiative キャンペーンが開始され、以下の6項目が課題として挙げられた。

- ①低所得の父親の就業機会向上
- ②養育費の徴収強化
- ③親としてのスキルを高める
- ④養育権のない親が子どもと連絡を取ることと面会することを支援
- ⑤ドメスティック・バイオレンスを減らす
- ⑥少年および若い男性に10代の妊娠、出産を避けるように教育

## (2) 実際のプログラム

連邦政府保健福祉省は、父親関与に特化した取り組みを公設プログラムに導入する以前の1991年から94年に、選抜されたヘッドスタートの事業体に父親の育児参加促進のデモンストレーションプログラムを実施するための助成をした。さらに全米のプログラム実施の実例を募集し、1998年には「Best Practice」をとって選出された例として以下の取り組みが発表されている (Head Start Publications Management Center 1998)。

### <例1> Accepting the Leadership Challenge(フロリダ州)

目的：経済力と、経営力を身に付けることで、よい生活習慣を維持することの重要性を強調する

実践：マイノリティ、低学歴、最小限の語彙力、人間関係や子育てのトレーニング機会や自活の経験がなかった親たちへの教育機会を提供する。

以下の内容で、父親研修、教育的旅行、家族研修を実施している。

- ・他者との関係性を強める
- ・リーダーシップ経験とロールモデルの提供
- ・管理スキルの構築
- ・健康レクリエーション
- ・栄養と健康および生活習慣の重要性についてのトレーニング

- ・家庭内暴力と子どもの発達の影響を知る、良い就労習慣と望む生活スタイルの維持

<例2> F. A. M. I. L. Y. (ペンシルバニア州)

(Fathers Advocating Male Involvement in the Lives of Youth)

- ・リーダーシップと子育て技能、健康と栄養、男女の関係性、子どもの人生に影響を与えるものについて理解する、月1回ミーティング
- ・テンプル大学が開発する男性教育カリキュラムへの協力
- ・リテラシー能力の促進トレーニングと子どもへの読み聞かせの推進

<例3> Father Support Group (マサチューセッツ州)

目的：安全で協力的な地域づくり

8週間のセッションを実施

1. イントロダクション、優先したいものはなにか
2. 家庭と仕事時間の調和について
3. しつけと一貫性
4. 境界と尊重
5. 自信をはぐくむ。あなたの子どもの特徴は？
6. 安全な遊びを支える役割
7. 探求心を育てる、学ぶ力を育てる
8. 子どもの声を聴こう

成果：父親たちの自主的な会議開催によって勉強会が継続されている。

<例4> Good Guys for Head Start (メイン州)

目的：男性のヘッドスタート参加の増加、子どもと男性の信頼の強化

子どもとの関係性をよくするために役立つ機会の提供

- ・園の屋外の遊具（砂場・倉庫・小屋、滑り台、クライミング・ドーム）を作る、アウトドア、スポーツイベント等子どもと一緒に参加できる機会を作る
- ・夕方か週末など男性参加しやすい日時に開催する
- ・子どもの発達と父親のかかわりについての本のコーナーを作り、地域の図書

館で貸し出し

成果：Good Guys の活動は参加者の精神的な支えになっている。というヘッド  
スタート家庭訪問員の報告がある。

男性ボランティア参加時間が、実施前に比べると 5.72 倍と大きく増加。

<例 5> Friends of Children of Mississippi Head Start (ミシシッピ州)

目的：職に就くこと、自営を始めること、学校に行くことへの道筋を示すこと、  
文化的、社会的に広い知識を身に付けること、自分のことは自分でできる  
ようにすること。

- ・ミーティング開催：教育、健康、政府、生活能力、職能、福祉サービス
- ・地元の銀行と提携して、このプロジェクトを通じて自分で商売を始める人  
には 25,000 ドルの融資の制度を設立。106 事業をバックアップして、自活を  
実現させた。(自営を始めた男性の年収平均は 27,000-28,000 ドル)
- ・プロジェクトの職業訓練を通じて、昨年度だけで 170 の開業、就職、昇進が  
あった。

<例 6> The St. Bernardine Model (メリーランド州)

目的：父親も母親も子どもに一番近い教育者である意識を持たせる

- ・治療的なディスカッションする男性グループを発足。臨床心理の専門家が同  
席。グループ運営については参加者自身に決定権がある
- ・ヘッドスタート主催で、家庭医療、子育てスキル、発達、職業訓練、虐待防  
止の教育と家族介入を実施

<例 7> Mississippi Band of Choctaw Indians Male Involvement Initiative  
(ミシシッピ州)

目的：幼児教育における男性役割モデルの獲得

- ・文化的障壁、父親の年齢、地元男性の役割モデル、プライマリ提供者として  
の祖父母の有効性について考える
- ・尊敬されている部族のリーダーに目を向け、ジェンダー特有の役割は適切でな  
いこと、男性は子育てをしていることでは何も失わないということを若い男



性に示す。

- ・子どもと一緒にダンスをする、お話会、スポーツイベントを通じて、チョクト一族の文化を称えることを男性に促す
- ・地域内に父親がいる場合でも、かなり多くの子どもが祖父母に育てられている。子どもの人生に父親が大きな役割を果たすことを認識し、親としての責任を受け入れるよう促す。
- ・祖父が役割モデルとして多大な知恵とエネルギーを提供する。
- ・州全体での新たな男性参加の取り組みに連携。最初の会議で、男性ケアラーが抱える共通の問題の共有と成功と憂鬱を話し合い、男性ケアラーの強みを確認した。子どもの幼児期に男性の存在を増やす取り組みを増やしていく。

<例8> SHARE Male Involvement Project (サウスカロライナ州)

- ・リテラシー、生活技術、他人との関係構築のトレーニングを実施
- ・地域の他の事業体との連携で「ドラッグ・フリー・フューチャー」フェスティバル、人権のための居住環境 (Habitat for Humanity) 活動の開催、大学キャンパスでのスペシャルオリンピックの開催

<例9> The Significant Male Task Force (ワシントン D.C)

- ・親子遠足の開催
- ・メンタリング・プログラム
- ・バイクに乗る、修理するイベントの開催
- ・男性が興味を持つトピックでワークショップを開催する
- ・地域の小学校、ヘッドスタートで父親が読み聞かせをするイベントを開催

Best Practice とされた実践は、男性向けイベントの開催、父親自身に知識やスキルをもたらす教育と、話し合いを通じた自助グループ形成の場の提供というおおむね3つの方向性を持つ。ただし、ミシシッピ州の二つの取り組みは、一つは融資を伴う就労支援によって経済的自立を実現させようとするもの(例5)であり、もう一つは民族性を中心に押し出し、父親の年代で失われつつある部族の伝統を祖父の力でよみがえらせようとするもの(例7)で、他の事例に比べて強い特色を持つ。また部族の生活習慣

とアメリカ社会のジェンダー役割の差異に目を向け、性別分業の枠を乗り越えようとする意志を表す点も大きな特徴である。

### (3) プログラム評価

1999年から2000年にかけて、連邦政府保健福祉省児童家庭局の後援により、EHS (Early Head Start Research and Evaluation Project) 調査評価プロジェクトが実施された。この中で、Father Involvement に焦点をあてた調査として Mathematica Policy Research による、全米で261の父親プログラムに対してウェブページまたはメールを通じた調査が実施された。調査の内容は、参加率の特に高い「成熟した(mature)」プログラムと、平均的参加率のプログラムとの差異を見出すものであった。結果として、「成熟した」プログラムは、父親にとって友好的であり(Father Friendly)、困難な状況にも粘り強く対応して克服していること、人種特化型であることが指摘された。

父親にとって友好的であることの例としては、父親プログラム専門の男性スタッフがいないこと、ヘッドスタートからの連絡の宛名に（子どもと同居していない場合も）父親の名前も入れること、父親が関心を持ちそうなイベントを開催し、必要ならば二言語対応にすること、父親が参加しやすい日時設定をすることが挙げられている。

参加が困難な状況については、母親と母親の家族が父親と子どもとの関わりを反対する例が挙げられ、子どもの成長における利益を優先して考えるようスタッフが粘り強く対応して説得した成功例が示された。また、父親が収監中である場合は、多くのヘッドスタートが無対応であるが、「成熟した」プログラムを持つヘッドスタートでは、子どもの成長記録を父親あてに郵送していることも示されている。

報告書では、内容やアプローチによる参加率が人種によって異なることが指摘されている。アフリカ系アメリカ人向けプログラムとヒスパニック系向けで参加率の高いプログラムでは父親だけの（母親が参加しない）業務やイベントを指定していること、また、アフリカ系アメリカ人、ヒスパニック、ネイティブアメリカン向けのプログラムでは60%以上で父親がスタッフとして雇用されていること、一方、白人向けのプログラムでは、男性の専門スタッフが見つけれないため、雇用が進んでいないことが挙げられた。さらに、雇用について

はアフリカ系アメリカ人の男性は居住地内での雇用を好む傾向にあり、白人男性は地域での雇用を好まない傾向にあることも指摘されている。

また、アウトリーチへの対応について、アフリカ系アメリカ人の父親は他の人種の父親に比べて、著しくスタッフのアウトリーチへの対応度が高いこと、ネイティブアメリカンは、どのようなアプローチでも、内容でもできるだけ柔軟に調整して参加しようとする率が高いこと、白人とヒスパニック系は書類で個別に連絡があると対応する傾向にあることが明らかにされている。

地域コミュニティとの連携に関しては、アフリカ系アメリカ人、ヒスパニック系、ネイティブアメリカンの家族は、地域の他のエージェントとの連携で、Father Involvement が成功する傾向にあると報告された。

報告書では、こうした人種による差異を重視して、各地域において多数派の一つの人種に特化してプログラム編成をすることが、人種複合的に対応するよりも参加率の面で効果的であると説明している。さらに最終的には、成功しているプログラムの72.3%がプログラム実施の目的として (a)養育費を払ってもらうこと (b)同居していない父が子どもと連絡をとりサポートを維持することの推進を掲げていることを指摘した。

このように、Father Involvement は、評価においては「参加率」を尺度に「成熟度」が測られている。参加率が高いプログラムの取り組みをもとに、父親向けプログラムが男性の専門スタッフによって担当されていること、男性に特化した内容のプログラムにすること、父親をヘッドスタートで雇用すること、地域の多数派である人種に合わせた対応をすることが推奨されている。さらに、参加率を高めて、最終的には養育費の徴収、父親の継続的な育児サポートの実現を可能にするプログラム編成が「成功」であると評価されている。

政府のヘッドスタート事務局 (HS Bureau) はこの結果を踏まえ、2004年の「ヘッドスタートブレティン (Head Start Bulletin vol.77)」によってプログラム導入のための指針を示した。

#### (4) 先行プログラムを踏まえた方針の提示

父親プログラム開始後の1997年時点のFACESによると、ヘッドスタート参加児童の家庭の構成は二人親家庭42.8%、母子家庭が33.7%、父子家庭が2%であ

る。家庭での主な養育者については、88%が母親と回答している (Office of Planning, Research & Evaluation 2001:48-49)。「ヘッドスタートブレティン vol.77」 “Father Involvement” では、では、このような状況の中で、政府が Fatherhood Initiative を進める目的を、「子どもたちの生活の中で、責任を果たし、愛情を示す父親の役割を強化すること。」(Head Start’s Fatherhood Focus by Dr. Wade F. Horn, Assistant Secretary for the Administration for Children and Families : 児童家庭局次官補)と説明している。

「ヘッドスタートブレティン vol.77」では、「父親は子どもの発達に対して父親ならではの重要な貢献をする。(目次)」と、父親の独自性を主張して子どもの日常に積極的に関わるための父親プログラムの構築と導入を促している。そして、「父親について知っていますか?」というタイトルで、プログラム導入の重要性の根拠として示されるのは、教育心理学、精神医学、行動科学、社会学の学術研究から得られた次のような知見である(同上書:10)。

- ・父親と関わり、父親を愛する子どもは、順調な学校生活を送り、健全な自己肯定感を持ち、共感的で向社会的な行動を示し、父親が関与しない子どもに比べ、薬物使用、不登校、犯罪行為などの高リスク行動を避ける傾向にある (Wade F. Horn and Tom Sylvester 心理学)。
- ・適切な制限を設定し、健全な自立をゆるす父親は、息子の高い学力達成を築く傾向がある (S. S. Feldman, and K. R. Wentzel 精神医学・行動科学/教育心理学)。
- ・子どもの日常生活と活動への父親の関与は、子どもの問題行動を少なくし、社会性を高める (Vivian Gadsen and Aisha Ray 教育心理学)。
- ・父親は母親とは異なる子育てスタイルを持っており、その差異は子どもの健全な発達に重要である (David Popenoe、社会学)。

このように、ヘッドスタートでは父母の差異が重要視されており、父性が独自性を持っており、その独自性が子どもの健康な発達に不可欠であることが、父親プログラム導入の根拠となっている。「ヘッドスタートブレティン」では、その独自性を「ママとパパでは子育てのしかたに違いがあり、両親の相補的な

子育てスキルや態度が、子どもが健全に育つためには最高の環境を与えるからです。」(同上書:2)と説明し、父親の遊び方は母親に比べて体を使い、ダイナミックである点、コミュニケーションの取り方について、母親が言語に頼りがちで教訓的であるのに対して、父親はスキンシップが多く体感的であるという特質を述べる。このような特質は、子どもが「自己のコントロールや、社会のルールを学ぶのに」重要な役割をしていると説明する。

- ・ 我々の文化では、父親は罰を与える人、または権威の象徴ですが、父親は、子どもたちがセルフコントロールや社会のルールを学ぶのを助けるための多くのものを持っていて、その役割は罰することよりもはるかに重要なのです(p. 11)。
- ・ しつけ (discipline) は、教えることや導くことで、より理解を促します。コントロールすることや罰を与えることではありません。子どもたちはいつか、自己コントロールを身に付けます。しかし、それまでは、大人が適切な制限を設けることや、正しい行動を身に付けていくための助けをしなければなりません(p. 12)。
- ・ 穏やかで、一貫した大人の行動が、子どもに自己コントロールを教えるためのモデルです。しつけとは、子どもに一連の行動を教えることです。大人の行動が一貫してはじめて、現実のものとなるのです。決して単に罰することではないのです(p. 12)。

「ヘッドスタートブレティン vol. 77」は、子どもに自己コントロールと社会のルールを身に付けさせる、いわゆる「しつけ」と父親のつながりは、アメリカ人にとって馴染み深いことだと述べるが(p. 11)、ここでは、「罰することですつける」従来の「われわれの文化」(p. 12)における父親像から脱却をはかり、諭すこと、穏やかで一貫した行動によって、子どもを導くという新たな父親像が提示されている。ここでは、権威として存在し、罰を与える伝統的父性から、子どもに寄り添い、諭す父性への転換が目指されている。

ただし、児童家庭局次官補であるホーンによる「ヘッドスタートブレティン vol. 77」の序文(p. 3)には、「文化を取り戻さなければならない」と副題があり、

ここで新しく示される論ず父性は決して、「われわれの文化」から離れて新たな別の文化を取り入れるものではなく、「われわれの文化」を取り戻す方向性を含んでいることが示唆される。では、ここで文化を取り戻すべき「われわれ」とは誰なのか。ホーンが文中で「西洋文化において 20 世紀以前は子どもにとって母親よりも父親の役割が大きかった」「父親の地位を高める文化を回復しなければならない」(p. 3)と述べていることから、ここでは、20 世紀以前の西洋文化における「父性」の復権が求められていることを読み取ることができる。

具体的な実践としては、「ヘッドスタートブレティン」では、父親による読み聞かせを促進する基盤を整え、プログラム構築の際に Family Literacy Service と Fatherhood Initiative を結びつけることを強く推奨している(同上書:33)。これは、1998 年のヘッドスタート改善法で、「Family Literacy Service」がプログラムに義務付けられ、読み聞かせを家庭で取り入れることが新しい家族の取り組みとして推奨されたことを受けたものである。父親が子どもに読み聞かせをすることで「リテラシーが向上するだけでなく、父と子の絆を結び、社会情緒的なスキルが向上する」、「読解力が高まり、学校でのパフォーマンスがよくなり、他者との関係を築くスキルも高い傾向にある」(同上書:15)という根拠が教育学の文献から引用されていることから、父親プログラムは、就学準備のうち、主にリテラシー能力と、他者と良い関係を築くための能力の向上に役立つものとして位置づけられたことがわかる。

父親向けプログラム導入初期の 1998 年の広報活動において、ヘッドスタートは参加家族の多様性に配慮しながらネイティブアメリカンの独自の取り組みも含む先行事例を「Best Practice」として提示し、2002 年の評価報告では、人種特化型プログラムも成功例として評価されていたが、2004 年の「ヘッドスタートブレティン vol. 77」における父性の「文化」的、「人種」的差異に関する記述は極めて限定的である。「文化」についての説明は、前述のホーンの「(西洋)文化を取り戻す (p. 2)」のみであり、「人種」については、コロラド州の家族に焦点をあてた社会文化研究家グレン・スタントンによる Human Development 誌 18 号からの引用「父親とかかわりを持って育つすべての人種のすべての社会経済グループの少年少女がより強い認知能力と運動能力を持ち、身体的および精神的健康のレベルを高め、より良い自信を持った問題解決者になることを研究

者は知っている」(p.5) という記述のみである。このような「文化」、「人種」を焦点化することを留保した理由を示すものとして、「ヘッドスタートブレティン」では、ホーンの2000年の著書“Fathering Infants”からの次の記述の引用を挙げている。

「これまでのほとんどの父子研究が白人のミドルクラスの家族を対象に行われてきたため、我々はおそらく存在するであろう異なるエスニックグループの父親との差異について限られた知識しか持っていない。」(p.7)

「たとえば、アフリカ系アメリカ人、ヒスパニックのミドルクラスの父親は、白人のミドルクラスの父親と同じような幼児とのかかわり方をするのか。違いが見られたとして、それは、本当に人種や民族性の問題なのか？ 様々な民族的・社会経済的背景を持つ父親を対象としたアウトリーチ、スキル構築、支援プログラムを設計する際に役立たせるには、サブグループに関連する社会文化的要因と子どもの発達成果との相関を見るのではなく、父親のサブグループを特定するために今後の研究が必要である。」(p.7)

児童家庭局次官補ホーンは、調査報告にみられる人種・エスニックグループによる差異は、この時点では単純に差異の要因を特定できる段階にないと述べていた。そのため、父親プログラムの導入においては、文化的（と推察される）差異は強調されず、掲載されたプログラムの実践報告も、家族のリテラシートレーニング (p.50)、父親による絵本の読み聞かせ (p.53)、禁煙キャンペーン—子どもをタバコの二次被害者にしない— (p.56) という3例にとどまり、地域・文化的背景を問わず導入できる内容に限られていた。

## 6. 両親家族の強調

父親プログラムの導入によって、ヘッドスタートでは、母親ではなく、父親にしかできない独自の子育ての役目が強調されるようになり、男女による子育ての差異と、双方の調和が重要視されていることが明らかになった。ヘッドスタートは、親役割を男女ともに遂行可能で、母親、父親は代替可能と捉えてい

るのではなく、子育てにおけるジェンダーの差異を利点と見ており、それによって、両親が揃って子育てに関わることの重要性を訴えている。

背景には、方針を同じくする連邦政府健康福祉局（HHS）によるキャンペーン「健全な結婚推進（Healthy Marriage Initiative）」がある。このキャンペーンは、1996年から開始された福祉改革の再承認の条件として2003年にジョージ・W・ブッシュ政権下で開始された。ヘリテージ財団の上級研究員ロバート・レクターの政策解説「Welfare Reform and The Healthy Marriage Initiative」では、「長期間貧困に陥る児童の80%が離婚または未婚家庭の子どもであり、毎年こうした家族への援助に政府は2000億ドル費やしていること、公的扶助の3/4がひとり親家庭に流れていることに加え、父親がいない家庭で育った子どもたちは、情緒や行動の問題、学校生活での失敗を経験し、貧困の連鎖に陥りがちであることから、政府が「健全な結婚」を広範に拡大していくべき合意が存在する」と説明されている（Rector 2005）。

キャンペーンは、政府が直接プログラムを運営するのではなく、リレーションシップ教育や結婚スキル教育の実績を上げている民間団体と契約を結び、補助金を給付する方法で進められた。政府は、キャンペーンの目標として、二人親家庭の増進、若者に結婚の維持に必要な知識とスキルと判断力を持たせること、安定的な二人親家庭の価値を一般にも普及させること、家庭内暴力の減少を挙げた。

ヘッドスタートは父親プログラムの導入を特集した「ヘッドスタートブレティン vol.77」で、このHealthy Marriage Initiativeを紹介しており、ヘッドスタートとの連携を推奨している。政策としては、初年度3億ドルという少額予算でスタートしており、規模が大きくないため、成果についての情報は乏しいが、2016年には父性育成と統合され、「健全な結婚と責任を持つ父性」（Healthy Marriage and Responsible Fatherhood Initiative）という名称で、1.5億ドルが計上されており、27州91組織が助成を受けている<sup>(3)</sup>。個人に対して強制力を持つシステムではなく、参加は任意によるものとなっているが、政府が主体となり、イデオロギーとして両親家族の奨励と父性形成を統合する教育を、こうしたプログラムによって推進し続けている。

ヘッドスタートでは、プログラムの事業体にこの補助金の獲得を推奨される



ほか、それとは別に、年間の活動として参加者の家族史の作成や、家庭内暴力、虐待防止のために両親間、親子間の関係性を良好にするためのワークショップの実施が促進されており、緩やかな形で「健全な結婚」施策の理念が導入されている。

## 7. 小括

ヘッドスタートにおいて、親は子どもと長期にわたって「良好な関係」を続けられるよう、初期のうちから関係性を構築することが定められており、「良好な関係」とは、親は子どもの学習面に積極的にかかわり、子どもの環境の変化と発達をサポートすることであった。親は子どもの成長と発達を支援できるようなスキルや知識を持つ必要があり、そのために親自身も学び続けること、地域コミュニティやヘッドスタートと協働し、子どもの発達と学習面の向上を支える社会関係資本を築くことを求められている。

親がこのような役割を果たすことで、学習面での発展や情緒の安定という、子どもの「発達上の利益」を支えるという戦略は、教育心理学、精神医学、行動科学、社会学の学術研究から得られた知見に基づいて作られている。

そして、こうした親役割を遂行の奨励と福祉改革の方針のはざままで導入されたのがジェンダー差異に基づく「新たな父親」役割であった。ヘッドスタートは多文化主義を採用し、理念の上では、家族の多様性を承認する姿勢を示すが、その一方で、実質的な対応策として導入したのは、家庭における子育てにおける男女の差異を強調した、男性ならではの父親の役割であった。ヘッドスタートでは、理念の上では多様な家族形態を尊重されているが、実践においては両親が揃い父母が互いに別の役割を担当しながら共に子育てをし、父親の家庭での存在感を増すことで、西洋文化の「父性を取り戻す」ことが目指されている。

ヘッドスタート研究・評価に関する諮問委員会が2012年に公表した最終提言書では、このような取り組みの効果の評価しながらも、確実に子どもの「発達上」の利益を支える家族支援モデルを構築するべきであると提言している。エビデンスベースを強調する提言内容からは、今後、学術研究による根拠を基にしたプログラム構築が進められ、子どもの「発達上の利益」を最優先する家族役割が確立されると推測できる。

ヘッドスタートにおいて、親は子どもの「発達上の利益」を支える存在になり、そのためにはジェンダー差異に基づく役割を果たすことが、親として「連帯による承認」を得るための条件として提示されている。

註

- (1) Children's Bureau (2016) Family Engagement: Partnering with Families to Improve Child Welfare Outcomes, Bulletin for Professionals, September 2016.
- (2) U.S. Department of Health and Human Services and U.S. Department of Education, Policy Statement on Family Engagement from The Early Years to The Early Grades, May 5, 2016.
- (3) Office of Family Assistance (2016) Healthy Marriage and Responsible Fatherhood Grantees.

## 終章 ヘッドスタートにみる承認の境界

本研究は、子育てにおける文化とジェンダー役割の多様な在り方が、包摂を目的とする政策によって整理され規範化されていく際の価値基準を明らかにすることを目的として、アメリカ・ヘッドスタートの子どもと親に対する支援についての理念と政策評価、および実践の指針を示す公刊資料を承認論に照らして検討した。

本章では、まず、序章にあげた本研究の問い(1)～(4)に沿って各章で答えを示すとともに、政府がヘッドスタートを通じて子どもと親に示す「承認」の条件を整理する。その上で、承認されるもの、されないものの境界を決める要素「発達上の利益」について論じ、それは、誰の価値基準によってどのような理屈で決められているものなのかを考察する。

### 1. 承認の条件

本研究は、ヘッドスタートを通じて政府によって提示される承認の条件を明らかにするため、以下の(1)から(4)を検討課題とした。ここでは、それぞれの問いに対する答えを要約し、承認論に照らして論ずる。

#### **(1) 子どもがどのように成長することを到達目標としているのか。**

クリントン政権下の改革において、社会的能力(周囲の人と友好的で協力しあえる関係性を保ち、自信を持つ)が就学準備の目的と設定されたのち、続くブッシュ政権では、就学準備の全国スタンダードの策定を推進する2002年に成立した「落ちこぼれゼロ法(No Child Left Behind:以下NCLB法)」下のGood Start, Grow Smart 指針に基づき、識字や数学、科学の知識を重視する指標が設定された。続くオバマ政権によって定められた現行の「成果フレームワーク2015」は、「1. 学習への入り口」、「2. 社会的、感情的発達」、「3. 言語とコミュニケーション」、「4. 認知」、「5. 理解力、運動能力と、身体の発達」という5領域約60項目を設け、評価の指標とした。こうした細分化された指標で測定される子どもの能力は、学力面では「世界水準」を目指すスタンダードの確立のため、ブッシュ政権時よりも高い水準を求められている。第3章で比較した識

字、数学の領域のほかに、「社会情緒面」「身体面」では、2003年では、自分のやりたいことや興味を表示する、自分の行動が人に与える影響を考える、自分でできることを増やして自信を持つ、ほかの子と協力しあうという「自分でできる」「自信」を中心にしてきたものが、2015年には、「感情をコントロール」して衝動や怒り、ネガティブな感情を抑えること。周囲と友好的な関係を保ち、常に穏やかで問題や危険を回避できる能力が指標とされており、達成の重点が、できることを増やして自信をつけるということから、感情を抑制して、問題や衝突を生じさせない、つまり、集団生活の中で大人にとってより管理しやすい子どもを育てる方向へと変化している。

今世紀に入って進行した教育改革におけるスタンダードと評価の厳格化によって、ヘッドスタートの子どもたちは、集団生活の中で問題行動を起こさない感情のコントロール能力と、世界でも上位水準の認知、識字身体能力を5歳時点において身につけていることを、「連帯による承認」を得る条件として求められている。

## **(2) 親の役割は何であると提示されているのか。**

2011年に保健福祉省が発行した家族支援のフレームワーク「The Head Start Parent, Family, and Community Engagement Framework (PFCE フレームワーク)」によると、参加児童の親の役割は、家族の安全、健康を守り、経済的保障をすること、子どもの発達を促し、学習をサポートし、学習環境の移行期には子どもの発達状況も考慮してサポートできること、家族にとって支援的で教育的なネットワークづくりをすることであり、それらの役割を遂行するため、親も学び続けることが求められている。

ヘッドスタートでは家族がこれらの役割を果たすことで、アメリカ社会における「連帯による承認」を得られると想定されていると解釈できる。また、この役割を果たすのは、必ずしも異性愛カップルの実親である必要はなく、ヘッドスタートは多文化主義の下、LGBTの親、祖父母、親戚、親密にケアにかかわる人、後見人も対象に含まれる。

### **（３）家族支援の実践の中で、参加家族の持つ文化的背景はどのような理屈によって「尊重」されるもの、されないものに分けられるのか。**

理念の上で掲げられる多文化主義的配慮は、ヘッドスタートの達成基準に基づいて判断される「発達上の利益」に供するか否かという判断によって、配慮されるものとされないものの境界線が引かれていることが明らかになった。参加者の文化的背景が尊重されるのは、「成果フレームワーク 2015」の指標に到達するまでの過程で、文化的に配慮することによって、参加児童の発達を促進すると見込まれる場合と、参加者の発達が基準に到達しているか否かの判断の際に限られている。参加者の文化を優先することで、基準への到達が遅れると予測される場合は、丁寧に「発達上の利益」を説明するという「配慮」がされるが、参加者の文化は選択されない。つまり、各月齢における到達の基準という目標が、文化的背景への配慮によって変更されることはない。

ヘッドスタートは、文化的配慮の範囲を「その家庭が選択している範囲」と定めながらも、達成基準に示される目標への到達しやすさを優先する「発達上の利益」という理屈で、その範囲の制限や拡大をしていることが明らかになった。

### **（４）親役割において、父親役割はいかに導入され提示されたのか。**

子どもの「発達上の利益」は、親を性別に応じた子育て役割に導いている。1990年代から開始されたヘッドスタートの Fatherhood Initiative / Father Involvement は、子どもとのかかわり方は男女で異なっており、両親の相補的なかかわりが、子どもの健全な発達に有益であるという、教育学、教育心理学、精神医学、行動科学、社会学の学術研究から得られた知見を根拠に、子どもに対して男性ならではのかわり方をする父親像を提示した。プログラム導入のガイドラインにおいては、具体的な実践として、読み聞かせとしつけでの教育的役割を担う「新しい」父親像が描かれ、ガイドライン発行当時の児童家庭局次官補は、「父親の地位を高める文化を回復しなければならない」と解説した。

この背景には、子どもと別居する父親もヘッドスタートに参加させ、子どもと連絡を取り続けることで、継続的な養育費の徴収を実現することと、異性愛夫婦の安定的な結婚を促進することで、公的扶助受給者の 3 / 4 を占める母子家庭を減らす目的があった。

多文化主義の理念のもと、家族支援の大きな枠組みである“The Head Start Parent,

Family, and Community Engagemen Framework (PFCE フレームワーク)”では性別を問わず、対象を多様に想定するが、実践を規定する段では、担う役割をジェンダーに応じて分けること、対象者を狭めている。また、父親の役割提示の根拠として学術的知見を挙げるが、それは父親がかかわらなかった事例との対照結果にすぎず、初期のクリントン政権下で「Best Practice」として示されたミシシッピ州のチョクトー族の例(第5章4節(2)例7)のような、ジェンダーの枠組みを超えた父親と子どもとのかかわり方と比較して説明されることはなかった。

## 2. 「発達上の利益」とは何か

ヘッドスタートにおいて、多文化の配慮についても、子育てのジェンダー役割の再構築についても、承認の境界を決めるのは、子どもの「発達上の利益」である。「発達上の利益」とは、ヘッドスタート達成基準(Performance Standard)に則して測られる利益である。ヘッドスタートでは達成基準に定められた発達と学力の到達点をより細かく具体的に示す「成果フレームワーク 2015」を作成し、早期ヘッドスタート(EHS)では9か月、8-18か月、16-36か月、36か月まで、ヘッドスタートでは、36-48か月、48-60か月、60か月まで、と月齢に応じた到達指標を設けている。ヘッドスタートを実施する各事業体はこの指標に対する子どもの到達度を測定して点数化し、それが地域のヘッドスタートを管理する地域ヘッドスタートオフィスによる事業体評価に含まれている。「成果フレームワーク 2015」の到達目標に対して、できるだけ多くの子どもが高得点を得ることが、よいヘッドスタートの事業体であることを表しており、翌年の補助金獲得にもかかわる。

このような「発達上の利益」をより確実なものとするため、地域の研究者と連携して学術的根拠に基づく(evidence based)プログラム開発と効果の測定法の開発を推進することも2010年代からは奨励されている。この方針には、地域の他の就学前プログラムや初等教育との接続をより円滑にするとともに、プログラム設計の選択肢の幅を広げ、事業者同士の競争を促進し、成果の低い事業者を排除する目的も含まれている(ACF 2015)。

このような、達成基準(Performance Standard)を絶対的な軸とした評価システムは、2002年に成立したNCLB法に基づくものである。NCLB法は、達成基

準に対応した学力評価をすべての初等中等教育の子どもに実施し、厳しいアカウンタビリティを課すことで、「落ちこぼれをつくらない」ことを目的としている (Zigler & Styfco 2010:290)。就学前教育も NCLB 法に準ずるよう ‘Good Start, Grow Smart’ という指針が 2002 年に打ち出され(松尾 2010:97)、達成基準における「発達上の利益」が最優先される体制が導入された。ブッシュ政権下のヘッドスタートは、これに対応してヘッドスタートの目的をクリントン政権下で定めた「社会的能力」の獲得から、識字、数学、科学の学習面を重視する「就学準備」に変更した。

続くオバマ政権では、共和党から民主党へと政権が交代したが、NCLB 法の下での達成基準を軸とする方針は踏襲され、さらに、2015 年には学術的根拠に基づくプログラム構築、効果測定法、評価が求められる中で、各事業体が評価によって助成金を競争的に獲得するシステムが導入された。自由競争を促して、全体の向上を図るという市場原理の導入ともいえる教育制度改革の中で、「学術的根拠」に裏付けられた「発達上の利益」は絶対的な軸となり、多様な人種背景に基づく多様な子育ての在り方をスタンダードに則するものへと整理している。

### 3. 規範は誰の文化なのか

それでは、ヘッドスタートの承認の境界を定める「発達上の利益」を裏付ける「学術的根拠」は、多様性を価値づける絶対的な軸を支えるに値する客観性、公平性を備えているものなのか。

第5章で見たように、2004 年当時に児童家庭局次官補であったホーンは、父親プログラムにおいて人種や民族による子育ての差異をプログラムに反映させない理由を「過去の父子関係研究のほとんどが、白人ミドルクラスの父子を対象にしたものであるため、エスニックグループの父親との差異について限られた知識しか持っていない。(ヘッドスタートブレティン vol.77:p.7)」と説明した。ホーンの説明は、ヘッドスタートの「発達上の利益」を裏付ける「学術的根拠」に偏りがあることを証している。こうして、限られた知識から差異を認定することにより生じるかもしれないバイアスを避けながらも、結果としては、白人研究者による、白人ミドルクラスの父子を対象にした研究成果を「学術的根拠」として採用している。

こうした状況はおそらく、父子関係の研究に限らず当てはまることであることが、アメリカの学術研究者の人種の偏りから推察される。2015年の教育統計によれば、全米のフルタイムの大学教員のうち、42%を白人男性、35%を白人女性が占めており、残りは黒人男性3%、女性3%、ヒスパニック系男性2%、女性2%、アジア系男性6%、女性4%、混血1%、アメリカンインディアンは1%にも満たない(National Center for Education Statistics Web, Fast Facts)。このような環境で、教育学、教育心理学、精神医学、行動科学、社会学の分野において、ヘッドスタートが基礎にする十分な学術的根拠が蓄積されることを期待できるのであろうか。対象を限定した集中的な研究資金の投入など特別な計らいがない限り、「限られた知識しかない」状況が続くのではないだろうか。現在のスタンダードと評価の数値化を核とする教育改革の中で、文化的差異について理解を深める方針での資金投入の実現は困難であろう。そのため、白人ミドルクラスを対象にした研究で「発達上の利益」と判定されたものが、すべての民族にも人種にも共通して「利益」となるという「学術的根拠」は示されないまま、ヘッドスタートの達成基準の根拠となり、それに則した「発達上の利益」に供しないと判断された文化は尊重されず、切り捨てられる状況が続いていくと考えられる。

また、参加率、到達率という数値の大きさを評価を定める環境では、多文化主義との両立は、その地域の多数派の文化に合わせる事が優先される。その場合、アフリカ系アメリカ人、ヒスパニック系への対応は重視されるが、他の人種や民族への配慮は優先度の低いものになり、尊重される文化の序列化が生じてしまうだろう。

#### 4. 承認の境界で

本研究は、アメリカ・ヘッドスタートの家族支援を承認論に照らして検討することで、承認の境界において文化とジェンダーに基づく多様な子育ての在り方が「発達上の利益」によって秩序づけられていくことを明らかにした。

1965年に公民権運動の成功によって誕生したヘッドスタートは、それまでのアメリカの多くのプログラムが有していた、白人ミドルクラスとの差異を欠陥であり排除すべきと見るまなざしを捨て、差異を対等な文化と見る方針をとったという(Zigler & Styfco 2010:36)。しかし、実際にはそれは、白人ミドルクラスの「われわれの文化」を主軸にしなが、異なる文化に対してどこまで譲歩するか、という程度の変化にすぎなかった。

1990年代の民主党政権下の改革では、差異へのまなざしの変化の兆しが再度見ら



れ、譲歩の枠に広がりが見られた。1997年の調査では、人種・民族によって子どもの達成度に差異があることが指摘され、ヘッドスタートにおいても少数民族が不利な状況に陥っていることが指摘されたのにもかかわらず、後半は保守派勢力の増大により、「われわれの文化」の「伝統家族」が強調され、承認の条件は西洋の伝統に近づくものとなった。2000年に政権が共和党に移ると、初等以上の教育改革と連動する形で、達成基準による統一化が進められ、差異の尊重は基準到達の下支えとみなされることとなった。その理屈の下で子育てのジェンダー役割が「われわれの文化」の「伝統家族」をなぞる形で再構築されている。さらに、その後のオバマ政権では、達成基準による「発達上の利益」の絶対視により、文化の尊重が制限され、子どもたちの「連帯による承認」の条件である、学力面での要求水準が引き上げられている。

現在のヘッドスタートは保守主義的な価値観の固持と市場原理の導入によって、元来選択したはずであった差異を尊重するまなざしを失いつつあるのではないか。また、早く「できる」ことが多くある、ということをも主な指標にすることは、学ぶ意欲を長期的に育てる好奇心や、探求心の価値を見過ごすことにつながるのではないか。学校という最初の競争の場で、他の子と肩を並べてスタートを切れない、不利な状況下に置かれた子どもたちへの支援であったはずのプログラムの成果を測る指標が、国際競争を意識したハイレベルな指標にとって代わることで、支援の手からより多くの子どもたちを振り落とすのではないか。ヘッドスタートを、本当に不利な条件下にある親子を救うプログラムとして機能させるためには、権力の示す「われわれの文化」にとっての「利益」を疑う視点からの批判が必要である。

## 参考文献

- 秋山健・後藤昭次・渡辺利雄訳 (1982) 『クレヴクール』(アメリカ古典文庫2) 研究社。
- 安達智史 (2012) 「リベラルな多文化主義における文化とアイデンティティ」『社会学評論』第63巻第2号 pp.274-288 日本社会学会。
- 阿部彩 (2002) 「貧困から社会的排除へ—指標の開発と現状—」『海外社会保障研究』No.141 pp.67-80。
- 阿部彩 (2004) 「アメリカの福祉改革の効果と批判」『海外社会保障研究』No.147 pp.68-76。
- 阿部彩 (2008) 『子どもの貧困—日本の不公平を考える—』岩波新書。
- 阿部彩 (2014) 『子どもの貧困Ⅱ—解決策を考える—』岩波新書。
- 有賀夏紀・小檜山ルイ編 (2010) 『アメリカ・ジェンダー史研究入門』青木書房。
- 有賀夏紀 (2010) 「アメリカ・フェミニズムの現在—第三波フェミニズムなのか—」有賀夏紀・小檜山ルイ編 『アメリカ・ジェンダー史研究入門』青木書店所収 pp.299-316。
- 有賀夏紀・油井大三郎編 (2003=2012) 『アメリカの歴史—テーマで読む多文化社会の夢と現実—』有斐閣アルマ。
- アレクサンダー,J.C/鈴木健之編訳 (1996) 『ネオ機能主義と市民社会』恒星社厚生閣。
- 石井クンツ昌子 (2013) 『「育メン」現象の社会学—育児・子育てへの希望を叶えるために—』ミネルヴァ書房。
- 池本美香 (2011) 「経済成長戦略として注目される幼児教育・保育政策—諸外国の動向を中心に—」『教育社会学研究』vol.88 pp.27-45 教育社会学会。
- 稲葉美由紀 (2012) 「アメリカの拡大する貧困と格差 —資産格差と医療費負担の視点から—」九州大学大学院言語文化研究院 『言語文化論究 (28)』 pp.87-104。
- ウェーバー,M/清水幾太郎訳 (1972) 『社会学の根本概念』岩波文庫。
- ウェーバー,M/富永祐治・立野保男訳、折原浩補訳 (1998) 『社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」』岩波文庫。
- 上野千鶴子 (1990) 『家父長制と資本制—マルクス主義フェミニズムの地平—』岩波書店。
- 上杉忍 (2003) 「肌の黒いわれわれもアメリカ人だ—アフリカ系アメリカ人の歴史—」有賀・油井編(2003=2012) pp.119-140。
- 江原由美子・宮坂靖子・山田昌弘 (2014) 「特集『近代社会の転換期のなかの家族』によせ

- て』『社会学評論』Vol.64 No.4 pp.530-532 日本社会学会。
- 江渕一公 (1982)「教育人類学」祖父江孝男編『現代のエスプリ別冊：現代の文化人類学2』至文堂 p.133-230。
- 遠藤泰生 (1999)「多文化主義とアメリカの過去—歴史の破壊と創造—」油井・遠藤編(1999)。OECD (2010)「包括的な子ども政策に向けて—OECD 諸国の潮流と日本の改革へ示唆するもの—」2010年6月。
- 大竹文雄 (2009)「就学前教育の投資効果から見た幼児教育の意義—就学前教育が貧困の連鎖を断つ鍵となる—」Benesse 教育研究開発センター『BERD』No.16 pp.30-32。
- 越智和弘 (2005)『女性を消去する文化』鳥影社ロゴス企画部。
- 越智博美・河野真太郎編 (2015)『ジェンダーにおける「承認」と「再分配」—格差、文化、イスラーム—』彩流社。
- 上村泰裕 (2015)『福祉のアジア—国際比較から政策構想へ—』名古屋大学出版会。
- 川島正樹編 (2005)『アメリカニズムと「人種」』名古屋大学出版会。
- 川島正樹 (2005)「公民権運動から黒人自立化運動へ—南部を中心に—」川島正樹編(2005) pp.164-193。
- 河原崎やす子 (2008)「フィリピン系アメリカ人とその文学—ポストコロニアル観点からの考察—」『岐阜聖徳学園大学紀要、外国語学部編 47』 pp.1-11。
- 貴堂嘉之 (2005)「未完の革命と『アメリカ人』の境界—南北戦争の戦後 50 年論—」川島正樹編(2005) pp.113-139。
- 黒崎勲 (1989)『教育と不平等—現代アメリカ教育制度研究—』、新曜社。
- 佐藤俊樹・友枝敏雄編 (2006)『言説分析の可能性—社会学的方法の迷宮から—』東信堂。
- 佐藤千登勢 (2011)「カリフォルニア州における福祉改革と就労支援—女性福祉受給者の低賃金労働への就労に着目して—」『筑波大学地域研究』32 pp.17-38。
- 佐藤千登勢 (2014)『アメリカの福祉改革とジェンダー—「福祉から就労へ」は成功したのか?—』彩流社。
- 佐藤円 (2005)「インディアンと『人種』イデオロギー—チェロキー族の黒人奴隷制を事例に—」川島正樹編(2005) pp.88-112。
- ジェームス・M.バーダマン／水谷八也訳 (2007)『黒人差別とアメリカ公民権運動—名もなき人々の戦いの記録—』集英社新書。
- 渋谷博史・中浜隆編『アメリカ・モデル福祉国家 I —競争への補助階段—』(シリーズ・ア

- メリカ・モデル経済社会)、昭和堂。
- 庄司啓一 (2003) 「見えないアメリカ人」 有賀・油井編(2003=2012) pp.141-155。
- 白井洋子 (2003) 「文化復権を求めて—先住アメリカ人のあゆみ—」 有賀・油井編 (2003=2012) pp.84-96。
- 新川敏光 (2011) 『福祉レジームの収斂と分岐—脱商品化と脱家族化の多様性—』 (シリーズ・現代の福祉国家 9) ミネルヴァ書房。
- 新川敏光 (2014) 『福祉国家変革の理路—労働・福祉・自由—』 ミネルヴァ書房。
- 新川敏光編著 (2015) 『福祉+ $\alpha$  福祉レジーム』、ミネルヴァ書房。
- 杉本貴代栄・高井葉子 (2001) 「アメリカのシングルファーザーと社会福祉」 中田照子・杉本貴代栄、森田明美編著 『日米のシングルファーザーたち—父子世帯が抱えるジェンダー問題—』、ミネルヴァ書房 pp.165-203。
- 杉本貴代栄 (2003) 『アメリカ社会福祉の女性史』、勁草書房。
- 杉本貴代栄 (2008) 『女性が福祉社会で生きるということ』 勁草書房。
- セン、A. / 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳(1999) 『不平等の再検討—潜在能力と自由—』 岩波書店。
- 鈴木大裕 (2016) 『崩壊するアメリカの公教育—日本への警告—』 岩波書店。
- 添田久美子 (2005) 『「ヘッド・スタート計画」 研究—教育と福祉—』 学文社。
- 高佐智美 (1998) 「アメリカにおける移民法政策の変遷」 『一橋論叢』 119(1) pp.49-66。
- 高佐智美 (1999) 「アメリカにおける『市民』の定義の歴史的意義—岐路に立つ修正第 14 条—」 『独協法学』 (49) pp.103-136。
- 高佐智美 (2003) 『アメリカにおける市民権—歴史に揺らぐ「国籍」概念—』 勁草書房。
- 高田一宏 (2000) 「ヘッドスタートに学ぶ」 『部落解放研究』 No.133 pp.53-67。
- 武川正吾 (2011) 『福祉社会—包摂の社会政策—』 有斐閣アルマ。
- 田所光男 (2000) 「アイデンティティの相対化—フィンキェルクロート『想像のユダヤ人』におけるユダヤ人性の問題—」 『言語文化論集』 第 21 号(2)、pp.127-140、名古屋大学大学院国際言語文化研究科。
- 田所光男 (2011) 「マイノリティの多義性」 『比較マイノリティ学』 第 2 号、pp.93-100、比較マイノリティ学研究会。
- 田中拓道編 (2016) 『承認—社会哲学と社会政策の対話—』 法政大学出版局。
- 中條献 (2003) 「『アメリカ人』への誘惑」 有賀・油井編(2003=2012) pp.234-252。

- 辻由希 (2012)『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』ミネルヴァ書房。
- 土屋由香 (2010)「冷戦期の日米関係とジェンダー」、有賀夏紀・小檜山ルイ編『アメリカ・ジェンダー史研究入門』青木書房 pp.273-290。
- 恒吉僚子・S.ブーコック (1997)『育児の国際比較—子どもの社会と親たち—』日本放送出版協会。
- 天童睦子 (2000)「バーンステインの権力・統制論再考—ジェンダー・コードの視点から—」日本教育社会学会『教育社会学研究』第 67 集 pp.83-99。
- 東海ジェンダー研究所記念論集編集委員会編 (2010)『越境するジェンダー研究』明石書店。
- 中野耕太郎 (2005)「新移民とホワイトネス—20 世紀初頭の『人種』と『カラー』—」川島正樹編 (2005) pp.140-163。
- 中村 (笹本) 雅子 (1997)「多文化教育と『差異の政治』」日本教育学会『教育学研究』第 64 巻第 3 号 pp.281-289。
- 中村雅子 (2005)「教育と『人種』」川島正樹編(2005) pp.222-249。
- 西出敬一 (2005)「アメリカ史の初期設定と『人種』」川島正樹編(2005) pp.36-61。
- 西山隆行 (2015)「自由主義アメリカの医療保険・年金・公的扶助」新川敏光編、第 7 章 pp.95-105。
- バウマン・ジグムント／酒井邦秀訳 (2014)『リキッド・モダニティを読みとく—液状化した現代世界からの 44 通の手紙—』ちくま学芸文庫。
- パトナム, R.D.／柴内康文訳 (2017)『われらの子ども—米国における機会格差の拡大—』創元社。
- バラ, A.S., ラペール, F.／福原宏幸・中村健吾監訳 (2005)『グローバル化と社会的排除—貧困と社会問題への新しいアプローチ』昭和堂。
- 原田綾子 (2007)『「虐待大国」アメリカの苦闘—児童虐待防止への取組みと家族福祉政策—』ミネルヴァ書房。
- 広田照幸・橋本伸也・岩下誠編 (2013)『福祉国家と教育—比較教育史の新たな展開に向けて—』(叢書・比較教育社会史) 昭和堂。
- 福原宏幸 (2007)「社会的排除／包摂論の現在と展望—パラダイム・『言説』をめぐる議論を中心に—」『社会的排除／包摂と社会政策』(シリーズ・新しい社会政策の課題と挑戦) 法律文化社。

- 藤崎宏子 (2014)「ケア政策が前提とする家族モデル—1970年代以降の子育て・高齢者介護—」『社会学評論』Vol.64 No.4 pp.604-624 日本社会学会。
- 古谷旬 (2005)「アメリカニズムと『人種』—その原点と現在—」川島正樹編(2005) pp.1-35。
- 米国大使館レファレンス資料室(2010)『ついに自由をわれらに—米国の公民権運動—』
- 堀江孝司 (2001)「福祉国家類型論と女性の就労」『大原社会問題研究所雑誌』(509) pp.16-31。
- 堀江孝司 (2005)『現代政治と女性政策』勁草書房。
- 牧野カツコ・渡辺秀樹・船橋恵子・中野洋恵編著 (2010)『国際比較にみる世界の家族と子育て』ミネルヴァ書房。
- 真下剛 (2005)「奴隷廃止運動と『人種』」川島正樹編(2005) pp.62-87。
- 松尾知明 (2010)『アメリカの現代教育改革—スタンダードとアカウントビリティの光と影—』東信堂。
- 松本悠子 (2005)『『人種』と結婚』川島正樹編(2005) pp.250-279。
- 水上英徳 (2004)「再分配をめぐる闘争と承認をめぐる闘争—フレイザー／ホネット論争の問題提起—」『社会学研究』第76号 東北社会学研究会。
- 南川文里 (2016)『アメリカ多文化社会論—「多からなる—」の系譜と現在—』法律文化社。
- 簗原俊洋 (1996)「1924年米国移民法の成立過程—『埴原書簡』と『排日移民法』—」『神戸法学雑誌』46(3) pp.551-608。
- 宮坂靖子 (1999)「ジェンダー研究と親イメージの変容」『家族社会学研究』11 pp.37-47 日本家族社会学会。
- 宮本太郎 (2013)『社会的包摂の政治学—自立と承認をめぐる政治対抗—』ミネルヴァ書房。
- 椋野美智子・藪長千乃編著 (2012)『世界の保育保障—幼保一体改革への示唆—』、法律文化社。
- 室田信一 (2015)「アメリカ—ヘッド・スタート事業が示唆する『平等な教育』の現在形—」埋橋孝文・矢野裕俊編著『子どもの貧困／不利／困難を考える—理論的アプローチと各国の取組み—』ミネルヴァ書房。
- 目黒依子 (1980)『女役割—性支配の分析—』垣内出版。
- 森直人 (2013)「20世紀福祉レジームの形成と教育をめぐる諸問題—日本の経験に即して—」広田照幸、橋本伸也、岩下誠(2013)所収 pp.259-286。
- 山岸敬和 (2010)「貧困との戦い」の起源—大統領のリーダーシップという視点から— 南山大学編『アカデミア 人文・社会科学編』(90) pp.259-295。

- 山田史郎 (2003) 「アメリカ白人の創造」 有賀・油井編(2003=2012) pp.100-118。
- 山田史郎 (2006) 『アメリカ史のなかの人種』 山川出版社。
- 山根純佳 (2010) 『なぜ女性はケア労働をするのか—性別分業の再生産を超えて—』 勁草書房。
- 山森亮 (1998) 「福祉国家の規範理論に向けて—再配分と承認—」 『大原社会問題研究所雑誌』 No.473。
- 油井大三郎・遠藤泰生 (1999) 『多文化主義のアメリカ—揺らぐナショナル・アイデンティティー』 (アメリカ研究叢書)、東京大学出版会。
- 横山文野 (2002) 『戦後日本の女性政策』 勁草書房。
- 渡辺雅男 (2004) 「福祉資本主義の危機と家族主義の未来」 経済理論学会編『季刊経済理論』 第41巻第2号 pp.3-14。

Administration for Children and Families (=ACF), Department of Health and Human Services (2003) *The Head Start Child Outcomes Framework*, <http://www.centerforpubliceducation.org/Libraries/Document-Library/Pre-kindergarten/Head-Start-Child-Outcomes-Framework.pdf>, Retrieved on July 29, 2013.

Advisory Committee on Services for Families with Infants and Toddlers (1994) *The Statement of the Advisory Committee on Services for Families with Infants Toddlers*, [http://www.bmcc.edu/Headstart/Advse\\_Commtte/index.html](http://www.bmcc.edu/Headstart/Advse_Commtte/index.html), Retrieved on July 19, 2013.

Advisory Committee on Head Start Quality and Expansion (1993) *Creating A 21st Century Head Start, Final Report of the Advisory Committee on Head Start Quality and Expansion*, <http://www.bmcc.edu/headstart/21century/index.html>, Retrieved on July 19, 2013.

Advisory Committee on Head Start Research and Evaluation (2012) Final Report, [https://www.acf.hhs.gov/sites/default/files/opre/eval\\_final.pdf](https://www.acf.hhs.gov/sites/default/files/opre/eval_final.pdf), Retrieved on November 3, 2015.

Alexander, J. C. (1990). Core solidarity, ethnic out-groups, and social differentiation. Alexander, J.C & Colomy, P. (ed.) *Differentiation Theory and Social Change*:

- Comparative and Historical Perspectives*, Columbia University Press, New York, pp.267-293.
- Ames, L. J., & Ellsworth, J. (1997) *Women reformed, women empowered: Poor mothers and the endangered promise of Head Start*. Temple University Press, Philadelphia.
- Atkinson, A.B., Marier, E., Noran, B. (2004) Indicators and Targets for Social Inclusion in the European Union, *Journal of Common Market Studies*, vol. 42, pp. 47-75, March 2004.
- Apple, M. (1979) *Ideology and Curriculum*, Routledge & Kegan Paul, London, Boston and Henley. (=門倉正美訳『学校幻想とカリキュラム』日本エディタースクール出版部、1986年。)
- Arendell, T. (2000) Conceiving and Investigating Motherhood: The Decade's Scholarship, *Journal of Marriage and the Family*, vol.62, pp.1192-1207.
- Bauman, Z. (1998) *Work, consumerism and the new poor*. Open University Press, UK. (=伊藤茂訳『新しい貧困—労働、消費主義、ニュープア—』、青土社、2008年。)
- Bauman, Z. (2000) *Liquid Modernity*. Polity Press, UK. (=森田典正『リキッド・モダニティ—液状化する社会』大月書店、2011年。)
- Bauman, Z. (2011) *Culture in a Liquid Modern World*. National Audiovisual Institute for the European Culture Congress, Poland. (=伊藤茂訳『リキッド化する世界の文化論』、青土社、2014年。)
- Bernstein, B. (1996) *Pedagogy, Symbolic Control and Identity: Theory, Research, Critique*, Taylor & Francis Ltd., London. (=久富善之・長谷川裕・山崎鎮親・小玉重夫・小沢浩明訳『<教育>の社会学理論—象徴統制、<教育>の言説、アイデンティティ』法政大学出版局、2000年。)
- Bloom, B. S., Davis, A., Hess, R. D., & Silverman, S. B. (1965). *Compensatory education for cultural deprivation*. Holt, Rinehart and Winston, New York.
- Children's Bureau (2016) Family Engagement: Partnering with Families to Improve Child Welfare Outcomes, *Bulletin for Professionals*, September 2016.  
[https://www.childwelfare.gov/pubPDFs/f\\_fam\\_engagement.pdf](https://www.childwelfare.gov/pubPDFs/f_fam_engagement.pdf), Retrieved on September 30, 2016.
- Crompton, Rosemary (2006) *Employment and the Family: The Reconfiguration of Work*



- and Family Life in Contemporary Societies*, Cambridge University Press.
- Doherty, W., Kouneski, E. and Erickson, M. (1998) Responsible Fathering: An Overview and Conceptual Framework., *Journal of Marriage and the Family*, vol.60, May 1998, pp.277-292.
- Duch, H. (2005). Redefining parent involvement in Head Start: a two - generation approach. *Early Child Development and Care*, vol.175(1), pp.23-35.
- Early childhood Learning and Knowledge Center (ECLKC) (2011) *Head Start Program Fact Sheet Fiscal Year 2011*,  
<http://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/hslc/mr/factsheets/docs/hs-program-fact-sheet-2011-final.pdf>. Retrieved on April 15, 2013.
- Ellsworth, J., & Ames, L. J. (eds.) (1998) *Critical perspectives on Project Head Start: Revisioning the hope and challenge*. State University of New York Press.
- Esping-Andersen, G. (1990) *The three worlds of welfare capitalism*. Polity Press. (=岡沢憲英・宮本太郎監訳 『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態—』 ミネルヴァ書房、2001年。)
- Esping-Andersen, G. (1999) *Social Foundations of Postindustrial Economies*. Oxford University Press. (=渡辺雅男・渡辺景子訳 『ポスト工業化経済の社会的基礎—市場、福祉国家、家族の政治経済学』 桜井書店、2000年。)
- Esping-Andersen, G., Palier, B. (2008) *Trois Leçons sur L'état-providence, Seuil et la République des Idées*. (=京極高宣監修 『アンデルセン、福祉を語る—女性・子ども・高齢者—』 NTT出版、2008年。)
- Esping-Andersen, G. (2009) *The incomplete revolution: Adapting to Women's New Roles*, Polity Press, Cambridge. (=大沢真理監訳 『平等と効率の福祉革命—新しい女性の役割—』 岩波書店 2011年。)
- Fagan, Newash & Schloesser (2000) Female Caregivers' Perceptions of Fathers' and Significant Adult Males' Involvement with Their Head Start Children, *The Journal of Contemporary Social Services*, vol.81-2, pp.186-196.
- Fantuzzo, J., Tighe, E., McWayne, C., Davis, G., & Childs, S. (2003). Peer-Reviewed Papers: Parent Involvement in Early Childhood Education and Children's Peer-Play Competencies: An Examination of Multivariate Relationships. *NHSA Dialog: A*

- Research-to-Practice Journal for the Early Intervention Field*, 6(1), pp.3-21.
- Fantuzzo, J., McWayne, C., Perry, M. A., & Childs, S. (2004) Multiple dimensions of family involvement and their relations to behavioral and learning competencies for urban, low-income children. *School Psychology Review*, vol.33(4), pp.467-480.
- Ferrarini, T. (2006) *Families, states and labour markets: Institutions, causes and consequences of family policy in post-war welfare states*. Edward Elgar Publishing.
- Fisher, G. M. (1992) Development and History of the Poverty Thresholds, *The Social Security Bulletin* (55), The United States Social Security Administration, pp.3-12.
- Fraser, N./ Honneth, A. (2003) *Umverteilung oder Anerkennung*, Suhrkamp Verlag Frankfurt am Main. (加藤泰史監訳『再配分か承認か？—政治・哲学論争—』法政大学出版局、2012年。)
- Gewertz, K. (2007) Four decades later, scholars re-examine 'Moynihan Report', *Harvard University Gazette*, October 4, 2007.  
<http://news.harvard.edu/gazette/story/2007/10/four-decades-later-scholars-re-examine-moynihan-report/> Retrieved on November 30, 2015.
- Gray R, Francis E. (2006) The implications of US experiences with early childhood interventions for the UK Sure Start Programme, *Child: Care, Health and Development*, Volume 33, Issue 6, pp.655-663.
- Greenberg, P. (1998) The Origins of Head Start and the Two Versions of Parent Involvement: How Much Parent Participation in Early Childhood Programs and Services for Poor Children? , in Ellsworth, J., & Ames, L. J. (eds.). (1998).
- Hacsi, T. A. (2002) *Children as pawns: The politics of educational reform*, Cambridge, MA, Harvard University Press.
- Hakim, Catherine (2000) *Work-Lifestyle Choice in the 21st Century: Preference Theory*, Oxford University Press.
- Head Start Publications Management Center (1998) Head Start and the Fatherhood Initiative.  
<http://headstart.hancock.schooldesk.net/Portals/Hancock/Headstart/docs/fhi1.PDF>  
 Retrieved on September 16, 2015.
- Heckman, J. (2006) Investing in Disadvantaged Young Children is an Economically

- Efficient Policy, Forum on *Building the Economic Case for Investments in Preschool*.  
On January 10, 2006, New York.
- Heckman, J. J. (2011). The Economics of Inequality: The Value of Early Childhood Education. *American Educator*, vol.35(1), pp.31-35.  
<https://files.eric.ed.gov/fulltext/EJ920516.pdf>, Retrieved on March 16, 2013.
- Henrich, C. C., & Gadaire, D. M. (2008). Head Start and parent involvement. *Infants & Young Children*, vol.21 (1), pp.56-69.
- Hollinger, D.A. (1995) *Post-ethnic America*, Basic Books. (=藤田文子訳『ポストエスニックアメリカー多文化主義を超えてー』明石書店、2000年。)
- Horn, W. F., Blankenhorn, D., & Pearlstein, M. B. (1999) *The fatherhood movement: A call to action*. Lexington Books.
- Honneth, Axel (2003) *Kampf um Anerkennung: Zur moralischen Grammatik sozialer Konflikte*, Mit einem neuen Nachwort, Suhrkamp Verlag Frankfurt am Main. (=山本啓、直江清隆訳『承認をめぐる闘争〔増補版〕—社会的コンフリクトの道徳的文法—』、法政大学出版局、2014年。)
- Honneth, Axel (2007) Recognition as Ideology, Brink, B. & Owen, D. (eds.) *Recognition and Power: Axel Honneth and the Tradition of Critical Social Theory*, Cambridge University Press, pp.323-347.
- Kliebard, H.M. (1995) *The Struggle for the American Curriculum 1893-1958* (2<sup>nd</sup> ed.), Routledge.
- Kuntz, K. R. (1998). A lost legacy: Head Start's origins in community action, Ellsworth, J., & Ames, L. J. (Eds.), pp.1-48.
- LaRossa, R. (1997) *The modernization of fatherhood: A social and political history*. University of Chicago Press, Chicago.
- McLaughlin, J., Phillimore, P. and Richardson, D. (eds.) (2011) *Contesting Recognition: Culture, Identity and Citizenship (Identity Studies in the Social Sciences)*, Palgrave Macmillan.
- McWayne, C., Campos, R., & Owsianik, M. (2008). A multidimensional, multilevel examination of mother and father involvement among culturally diverse Head Start families. *Journal of School Psychology*, vol.46 (5), pp.551-573.

- Mendez, J. L. (2010). How can parents get involved in preschool? Barriers and engagement in education by ethnic minority parents of children attending Head Start. *Cultural Diversity and Ethnic Minority Psychology*, vol.16 (1), pp.26-36.
- Moynihan, D. P. / Office of Policy Planning and Research, United States, Department of Labor. (1965a). The Negro Family: The Case for National Action, <http://web.stanford.edu/~mrosenfe/Moynihan's%20The%20Negro%20Family.pdf>, Retrieved on October 7, 2016.
- Moynihan, D. P., Rainwater, L., & Yancey, W. L. (1967) *The Moynihan Report and the Politics of Controversy*. The MIT Press.
- New York States Social Studies Review and Development Committee (1991) *One Nation, Many Peoples: A Declaration of Cultural Independence*, Albany: New York State Education Department.
- Office of Family Assistance (2016) Healthy Marriage and Responsible Fatherhood Grantees, <http://www.acf.hhs.gov/ofa/resource/healthy-marriage-grantees>, Retrieved on September 20, 2016.
- Office of Head Start (2000) Curriculum in Head Start, *Head Start Bulletin* #67.
- Office of Head Start (2003) Head Start Child Outcomes, *Head Start Bulletin* #76.
- Office of Head Start (2004) Father Involvement, *Head Start Bulletin* #77.
- Office of Head Start (2010) *Revising and Updating The Multicultural Principles for Head Start Programs Serving Children Ages Birth to Five.*, [http://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/hslc/hs/resources/ECLKC\\_Bookstore/PDFs/Revisiting%20Multicultural%20Principles%20for%20Head%20Start\\_English.pdf](http://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/hslc/hs/resources/ECLKC_Bookstore/PDFs/Revisiting%20Multicultural%20Principles%20for%20Head%20Start_English.pdf), Retrieved on November 9, 2014.
- Office of Head Start (2011) Head Start Parent, Family and Community Engagement Framework, (PFCE フレームワーク) <http://www.hfrp.org/content/download/4066/.../file/pfce-framework.pdf>, Retrieved on November 9, 2014.
- Office of Head Start (2015) Head Start Program performance Standards, 45CFR Chapter X III, 1304.40. <http://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/hslc/hs/docs/hspss-final.pdf>, Retrieved on September 19, 2016.

- Office of Head Start (2015) Head Start Early Learning Outcomes Framework, Ages Birth to Five.  
<https://eclkc.ohs.acf.hhs.gov/sites/default/files/pdf/elof-ohs-framework.pdf>, Retrieved on May 10, 2016.
- Orloff, A. S. (1993) Gender and the social rights of citizenship: The comparative analysis of gender relations and welfare states. *American sociological review*, Vol. 58, No. 3, pp.303-328.
- Palkovitz, R., Trask, B. S., & Adamsons, K. (2014). Essential differences in the meaning and processes of mothering and fathering: Family systems, feminist and qualitative perspectives. *Journal of Family Theory & Review*, vol.6(4), pp.406-420.
- Patterson, J. T. (1994). *America's struggle against poverty, 1900-1994*. Harvard University Press.
- Pew Research Center (2015) What Census Calls Us: A Historical Timeline,  
<http://www.pewsocialtrends.org/interactives/multiracial-timeline/>, Retrieved on October, 8, 2017.
- Rapp & Ginsburg (2011) The Paradox of Recognition: Success or Stigma for Children with Learning Disabilities, on McLaughlin, J., Phillimore, P. and Richardson, D. (eds.) (2011) *Contesting Recognition: Culture, Identity and Citizenship (Identity Studies in the Social Sciences)*, Palgrave Macmillan, pp.166-186.
- Rakes, H., Boller, K., Kammen, W., Summers, J. Raikes, A., Labile, D., Wilcox, B., Ontai, L., & Christensen, L.(2002) Father Involvement in Early Head Start Programs: A Practitioners Study, The Early Head Start Father Studies Working Group, Early Head Start Research Consortium, The Gallup Organization, The University of Nebraska-Lincoln.  
<http://www.mathematica-mpr.com/publications/PDFs/ehsnewborns.pdf>, Retrieved on August 7, 2017.
- RDEB: Research, Demonstration and Evaluation Branch And the Head Start Bureau (1998) Head Start Program Performance Measures Second Progress Report,  
[http://www.acf.hhs.gov/sites/default/files/opre/meas\\_98.pdf](http://www.acf.hhs.gov/sites/default/files/opre/meas_98.pdf), Retrieved on April 5,2013.

- Reid, M. J., Webster-Stratton, C., & Beauchaine, T. P. (2001). Parent training in Head Start: A comparison of program response among African American, Asian American, Caucasian, and Hispanic mothers. *Prevention Science*, 2(4), pp. 209-227.
- Rector, R.E. and Pardue M.G.(2004) Understanding the President's Healthy Marriage Initiative, Executive Summary Backgrounder, No.1074, The Heritage Foundation.
- Rector, R. (2005) Welfare Reform and The Healthy Marriage Initiative, Testimony Welfare, February 10, 2005, The Heritage Foundation.
- Sainsbury, D. (eds.) (1994) *Gendering welfare states (Vol. 35)*. Sage.
- Sainsbury, D.(1996) *Gender, equality and welfare states*. Cambridge University Press.
- Slaughter, D. T., Lindsey, R. W., Nakagawa, K., & Kuehne, V. S. (1989) Who gets involved? Head Start mothers as persons. *The Journal of Negro Education*, Vol. 58, No. 1 (Winter, 1989), pp.16-29.
- Sparkman, N., Woodrow, K., & Brown, K. (2015) Parenting differences in minority families: Implications for practice in Hispanic and African American families. *The International Journal of Interdisciplinary Cultural Studies*, vol.9, issue 2, pp.1-12, Common Ground Publishing LLC, Illinois.
- Summers, J. Boller, K. Schiffman,R. & Raikes, H. (2006) The Meaning of “Good Fatherhood:” Low-Income Fathers: Social Constructions of Their Roles. *Parenting Science and Practice*, Vol.6 No.2&3 pp.145-165.
- Taylor, C. (1992) “The Ethics of Authenticity,” Cambridge: Harvard University Press.  
(=田中智彦訳『<ほんもの>という倫理——近代とその不安』産業図書、2004年。)
- Taylor, C. (1994) ‘The Politics of Recognition,’ Gutmann, A. ed., *Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition*, Princeton University Press, (=佐々木毅、辻康夫、向山恭一訳『マルチカルチュラルリズム』岩波書店、1996年。)
- Taylor, Y. (2011). Lesbian and gay parents' sexual citizenship: costs of civic acceptance in the United Kingdom, McLaughlin,J., Phillimore, P. and Richardson, D. (eds.) (2011) *Contesting Recognition: Culture, Identity and Citizenship (Identity Studies in the Social Sciences)*, Palgrave Macmillan.
- U.S Census Bureau (2002) Measuring America: The Decennial Censuses From 1790 to 2000.

- U.S Census Bureau (2016) *Income and Poverty in the United States: 2016*.
- U.S. Department of Health and Human Services (2001) *Head Start FACES: Longitudinal Findings on Program Performance Third Progress Report*, [http://www.acf.hhs.gov/sites/default/files/opre/perform\\_3rd\\_rpt.pdf](http://www.acf.hhs.gov/sites/default/files/opre/perform_3rd_rpt.pdf), Retrieved on October 20, 2016.
- U.S. Department of Health and Human Services (2003) *Head Start Family and Child Experiences Survey (FACES) Executive Summary of A Whole-Child Perspective on Program Performance*.  
<http://www.acf.hhs.gov/programs/opre/resource/executive-summary-for-head-start-faces-2000-a-whole-child-perspective-on> Retrieved on March 25, 2013.
- U.S. Department of Health and Human Services and U.S. Department of Education, Policy Statement on Family Engagement from The Early Years to The Early Grades, May 5, 2016.  
<https://www2.ed.gov/about/inits/ed/earlylearning/files/policy-statement-on-family-engagement.pdf>, Retrieved on August 30, 2016.
- United States General Accounting Office (GAO) (1997) 'HEAD START Research Provides Little Information on Impact of Current Program'
- Washington, V., & Bailey, U. J. O. (1995). *Project Head Start: Models and strategies for the twenty-first century*, Source Books on Education Vol. 38. Garland Publishing, Inc.
- Williams W, Evans J. (1969) The politics of Evaluation: The case of Head Start, *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol.385, Evaluating the War on Poverty (Sep., 1969), pp.118-132.
- Wilson, W. J. (1987) *The truly disadvantaged: The inner city, the underclass, and public policy*. University of Chicago Press. (=青木秀男監訳、平川茂、牛草英晴訳『アメリカのアンダークラス：本当に不利な立場に置かれた人々』明石書店、1999年。)
- Young, I. M. (2011). *Justice and the Politics of Difference*. Princeton University Press.
- Young, I. M., & Nussbaum, M. (2013). *Responsibility for justice*. Oxford University Press. (=岡野八代、池田直子訳『正義への責任』岩波書店、2014年。)
- Zigler, E., & Valentine, J. (1979). *Project Head Start: A Legacy of the War on Poverty*, Free Press, NY.

- Zigler, E., & Muenchow, S. (1992) *Head Start: The Inside Story of America's Most Successful Educational Experiment*. Basic Books, A Division of HarperCollins Publishers, Inc., New York. (田中道治訳『アメリカ教育革命—ヘッドスタートプロジェクトの偉大なる挑戦—』学苑社、1994年。)
- Zigler, E. (1994) Reshaping Early Childhood Intervention to Be a More Effective Weapon Against Poverty, *American Journal of Community Psychology*, vol.22, No.1 pp.37-47.
- Zigler, E, Styfco S.J (2004) Head Start's National Reporting System: A Work in Progress, *PEDIATRICS*, American Academy of Pediatrics, pp.858-859.
- Zigler, E., & Styfco, S. J. (2010) *The hidden history of Head Start*. Oxford University Press, USA.